

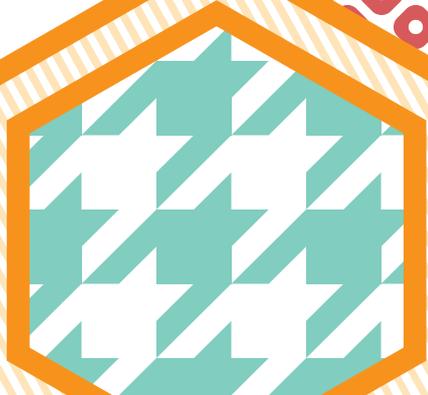
い
ま
い
ま

健康 & 歯つぴー

ライフ☆ふじみ

富士見市健康増進計画・食育推進計画、富士見市歯科口腔保健推進計画 後期計画

(令和3年度、令和7年度)



令和3年4月
富士見市

M e s s a g e



現在、我が国では、少子・超高齢社会や社会保障費の増大など、社会情勢は大きく変化しております。また、国においても「健康寿命延伸プラン」を策定し、これまでの取組をさらに推進するとともに、「健康無関心層も含めた予防・健康づくりの推進」、「地域・保険者間の格差の解消」に向け、「自然に健康になれる環境づくり」や「行動変容を促す仕掛け」などの新たな手法を活用した取組がなされております。

このような社会情勢の中、本市でも平成27年3月に「富士見市歯科口腔保健推進計画～歯っぴーライフ☆ふじみ～」、平成28年3月に「健康ライフ☆ふじみ（富士見市健康増進計画・食育推進計画）」を策定し、誰もが健康で明るく元気に過ごせるまちの実現に向け、市民の皆様の歯と口腔の健康づくり及び健康づくりと食育を推進してまいりました。

そして、令和2年度が両計画の中間評価年度となるため、これまでの取組について分析・評価を行うとともに、新たな健康課題や社会情勢などを踏まえ、総合的に健康づくりを進めるため、「健康増進計画・食育推進計画」と「歯科口腔保健推進計画」を一体化した後期計画として、「いきいき健康&歯っぴーライフ☆ふじみ」を策定いたしました。

前期計画から引き続き、乳幼児から高齢者までのすべての市民が主役となる健康づくりを推進するとともに、「人生100年時代」の到来を見据え、フレイルチェック事業などの取組を推進し、更なる健康寿命の延伸に努めてまいります。また、本計画の基本理念である「みんなでつくる 健康長寿のまち 富士見」を目指し、市としての取組はもとより、家庭・地域や職場・関係機関と協働し、市全体で健康づくりに取り組んでいくことが重要となります。皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、計画策定に貴重なご意見を賜りました富士見市健康づくり審議会委員の皆様をはじめ、ヒアリングやアンケート、パブリックコメントにご協力いただいた皆様に心から御礼を申し上げます。

令和3年4月

富士見市長 星野光弘

〈 目 次 〉

第1章	計画策定にあたって	1
第1節	計画策定の趣旨	2
第2節	根拠法令等	4
第3節	計画の性格と位置づけ	4
第4節	計画期間と計画の見直し	5
第5節	2つの計画の中間評価	6
第6節	後期計画の策定へ向けて	17
第2章	富士見市の現状と課題	19
第1節	統計データ等からみる現状	20
第2節	アンケート調査結果の概要	27
第3章	計画の基本的な考え方	31
第1節	計画の基本理念	32
第2節	計画の基本目標	33
第3節	分野別の基本方針と施策の体系	34
第4章	健康増進計画・食育推進計画・歯科口腔保健推進計画	37
第1節	栄養・食生活	38
第2節	身体活動・運動	52
第3節	健康管理	60
第4節	こころの健康	70
第5節	歯と口腔の健康	75
第5章	計画の推進	113
第1節	健康を支える環境整備（各主体の役割）	114
第2節	計画の進行管理	116
第3節	計画の評価	117
資料編		125
第1節	計画策定体制	126
第2節	計画策定経過	132
第3節	関連事業一覧	139
第4節	市の条例	163

健康ライフ☆のたね

いろいろな「こ食」があります	40
1日に摂取する野菜の量は1日5皿（350g）が目安です	43
レシピサイト「クックパッド」の「富士見市公式キッチン」を活用してみませんか？	51
フレイル予防に取り組みましょう～市民による市民のためのフレイル予防～	55
がん検診を受診しましょう	61
たばこは周囲の人の健康を奪います	64
子ども未来応援センターをご存知ですか？	73
「こころの体温計」を試してみませんか？	74
オーラルフレイルとは？	104
東入間地区在宅歯科医療支援窓口のご案内	112
ヒアリング調査にご協力いただいた団体の紹介	138

第 1 章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

わが国は、生活環境の改善や医学の進歩、教育や社会経済状況、国民皆保険制度の普及等を背景に、世界でも1、2位を争う長寿の国となっています。そして、「人生100年時代」とも言われる中、全ての人が、いつまでも健康¹で生き生きと過ごせるよう、健康寿命²の延伸と健康長寿社会の実現が望まれています。

本市では、平成26年3月に「富士見市歯と口腔³の生涯健康づくり条例」、平成27年3月に「富士見市みんなで取り組む食育⁴推進条例」を制定、「富士見市歯科口腔保健推進計画～歯っぴーライフ☆ふじみ～」を策定し、分野ごとの健康づくりの取組を進めてきました。

そして、平成28年3月には、「みんなでつくる 健康長寿のまち 富士見」を計画の基本理念として掲げ、「栄養・食生活」や「歯と口腔の健康」の分野を内包した、健康づくりの総合計画「健康ライフ☆ふじみ（富士見市健康増進計画・食育推進計画）」を策定して、健康づくり施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

いずれの計画も、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことの重要性を説きつつ、その一方で、社会全体として市民が行う主体的な健康づくりを支援していくための環境整備も必要であるとの認識に立ち、みんなで取り組むために、それぞれの主体の取り組むべき姿を明示していることが特色です。

個々人の健康づくりに関する行動変容を促し続けるとともに、課題を克服するには、健康無関心層への働きかけや、これまで以上に多様な主体による市全体の健康づくりを促進することが必要であると考えられます。さらに、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の実践にも呼応しなくてはなりません。

こうした点を念頭に置き、本計画は、これまでの取組の評価や健康を取り巻く状況の変化を踏まえるとともに、「人生100年時代」の到来を見据え、更なる市民の健康寿命の延伸を図るため、改めて市民、関係団体、市が一丸となって取り組む健康づくり活動の指針として策定するものです。

なお、「富士見市歯科口腔保健推進計画～歯っぴーライフ☆ふじみ～」と「健康ライフ☆ふじみ（富士見市健康増進計画・食育推進計画）」は、これまで独立して運用してきました。しかし、健康づくり、食育、歯科口腔の各分野は、それぞれが密接に関わることから、計画に位置づける取組の相乗効果と推進力を高めるため、一体化して策定するものとします。また、「富士見市歯科口腔保健推進計画～歯っぴーライフ☆ふじみ～」は平

¹ 病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的、精神的、社会的にすべてが満たされた状態にあること。

² 健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。平成12年にWHO（世界保健機関）が提唱した指標。埼玉県では、65歳に達した県民が介護保険制度の要介護2以上になるまでの期間を健康寿命としている。

³ 口からのどまでの空洞部分。口の中の歯ぐき、顎、口蓋、頬、口腔粘膜、唾液腺などを含めたもの。

⁴ 様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人を育てること。

成27年度から、「健康ライフ☆ふじみ（富士見市健康増進計画・食育推進計画）」は平成28年度から10年間を計画の対象期間としたものですが、市の計画策定後には、各分野で国の計画の中間評価などが行われており健康づくりに関する新しい動きに対応していく必要があることから、計画期間を令和3年度から令和7年度の5年間に改め、当初の計画の趣旨を踏襲しながら、今後5年間の重点的な施策展開を図ることとしました。

■新型コロナウイルス感染症への対応について

前期計画期間中に、多くの市民、関係機関等の日常生活に影響を与えたこととして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が挙げられます。新型コロナウイルス感染症は世界各地へ感染が拡大し、日本国内でも感染者や死亡者が増加しています。国の緊急事態宣言や埼玉県の外出自粛要請等により、休校や在宅勤務が続き、自宅での食事の機会が増加した一方で、身体活動が減少し、こころとからだに様々なストレスを感じるなど、地域における市民の生活状況は変化しています。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、行政における各種事業等の人数制限や中止を余儀なくされました。

今後、地域とともに健康づくりを進めるにあたっては、最大限の感染症対策を行いつつ社会状況や市民の心身等の変化を踏まえて、必要な取組を継続して提供することとします。

■主な近年の健康づくりを取り巻く動き

国や県の主な動き

<健康増進関連>

- 国 平成24年：「健康日本21⁵（第二次）」策定
- 国 平成30年：「健康日本21（第二次）」中間評価実施
- 埼玉県 平成31年：「埼玉県健康長寿計画（第3次）」策定
- 国 令和元年：「健康寿命延伸プラン」策定

<食育推進関連>

- 国 平成28年：「第3次食育推進計画」策定
- 埼玉県 平成31年：「埼玉県食育推進計画（第4次）」策定
- 国 令和3年：「第4次食育推進基本計画」策定予定

<歯科口腔保健推進関連>

- 埼玉県 平成23年：「埼玉県歯科口腔保健の推進に関する条例」施行
- 国 平成24年：「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」策定
- 国 平成30年：「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」中間評価実施
- 埼玉県 平成31年：「埼玉県歯科口腔保健推進計画（第3次）」策定

⁵ 第3次国民健康づくり対策として、2000年に厚生労働省により策定された国の総合的な健康施策。現在では、新たな健康課題や社会背景をふまえ、2012年より第4次国民健康づくり対策「21世紀における第2次国民の健康づくり運動（健康日本21〔第二次〕）」として新たな健康施策が策定され、平成25年度から令和4年度まで新たに改正された基本方針をもとに実施されています。

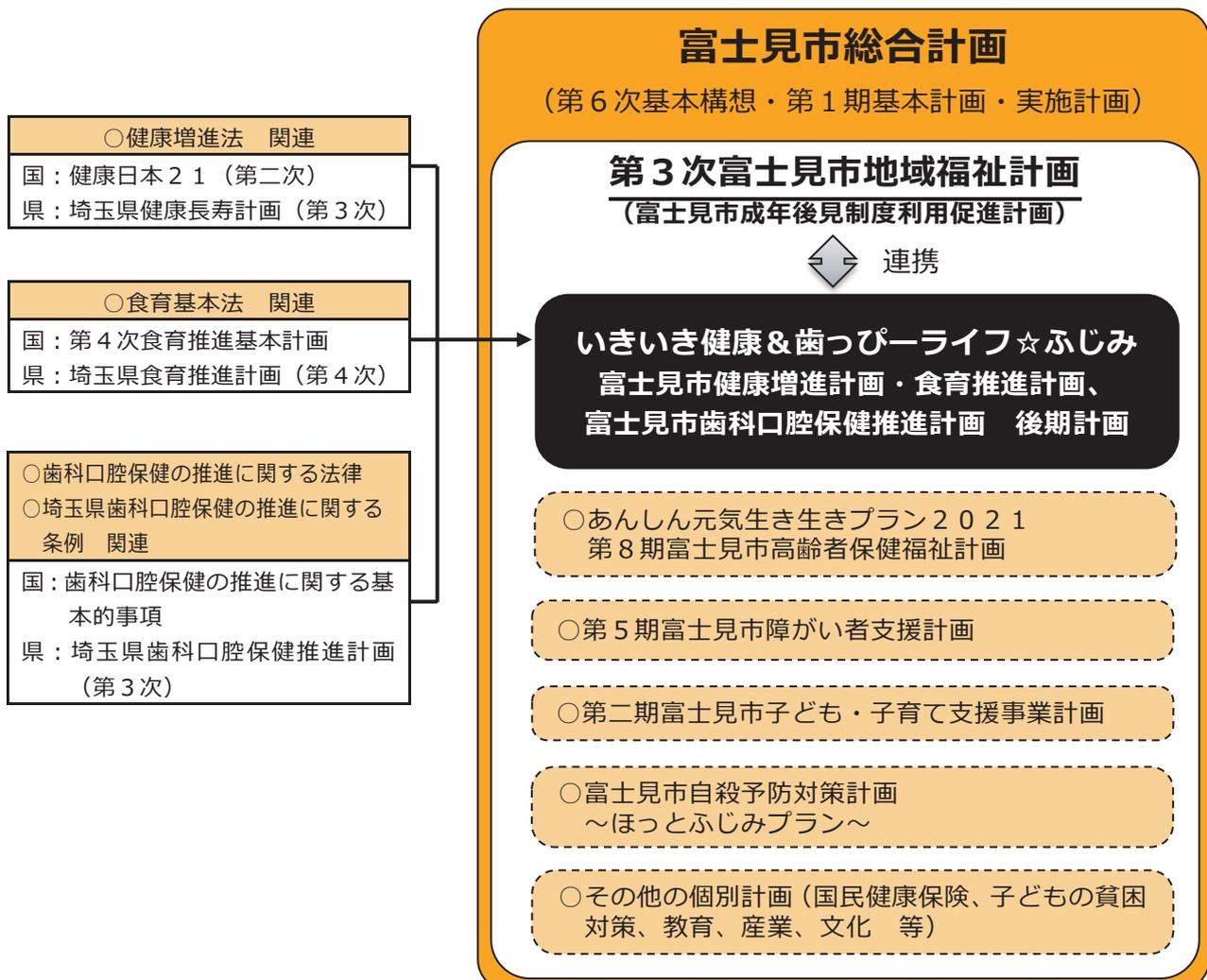
第2節 根拠法令等

本計画は、根拠法令等の異なる3つの計画を一体化して策定するものです。計画の名称及び根拠法令等は次のとおりです。

- 『健康増進法』（第8条第2項）に基づく「市町村健康増進計画」
- 『食育基本法』（第18条）に基づく「市町村食育推進計画」であり、『富士見市みんなで取り組む食育推進条例』（第12条）に基づく食育に関する行動計画
- 『歯科口腔保健の推進に関する法律』及び『埼玉県歯科口腔保健の推進に関する条例』との整合性を図り、『富士見市歯と口腔の生涯健康づくり条例』（第9条）に基づく歯及び口腔の健康づくりに関する行動計画

第3節 計画の性格と位置づけ

- ①本計画は、全ての市民を対象とします。
- ②本計画は、国・県・本市の上位計画及び関連個別計画との整合性を図りながら推進していきます。



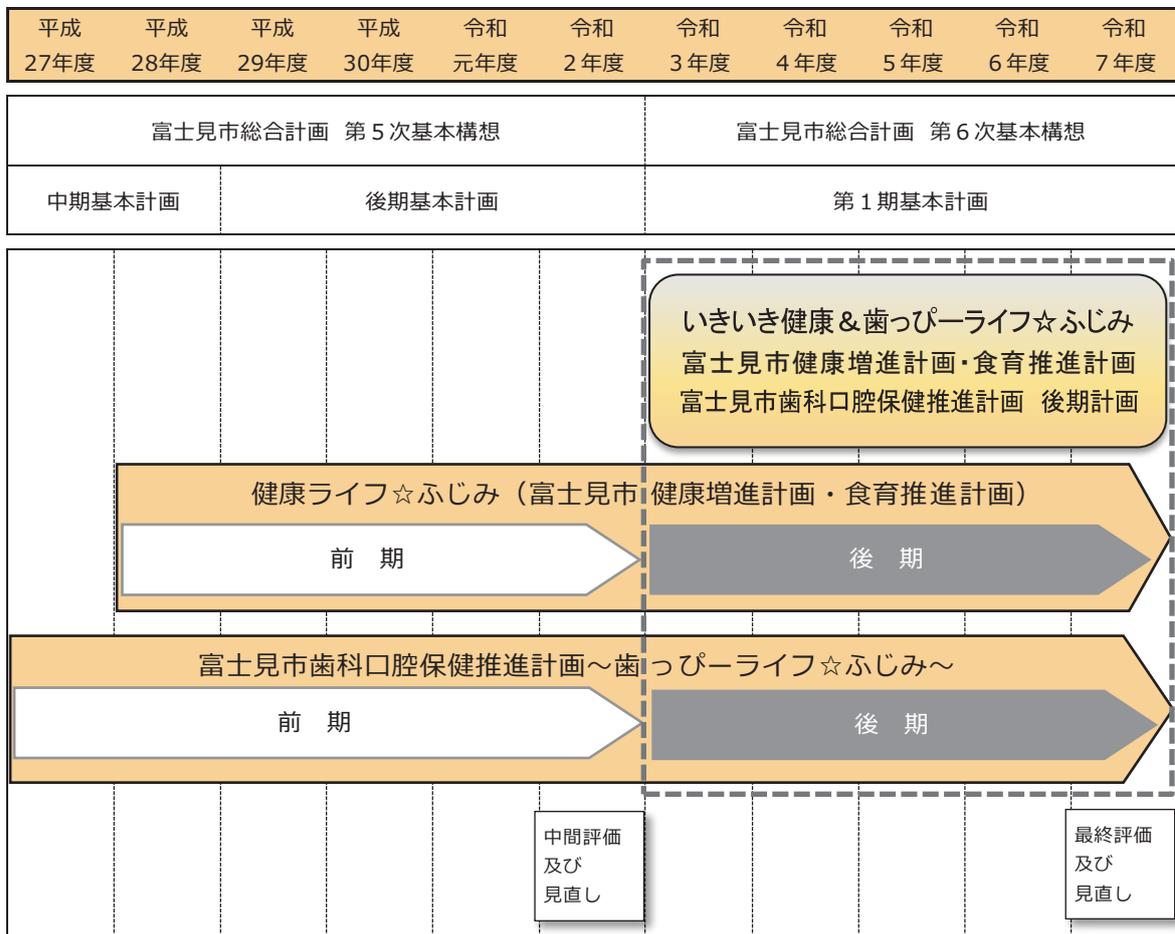
第4節 計画期間と計画の見直し

本計画の期間は、令和3年度を改定後の初年度とし、令和7年度を目標年度とする5か年計画とします。

なお、「富士見市歯科口腔保健推進計画～歯っぴーライフ☆ふじみ～」は当初の計画期間を令和6年度までとしていましたが、「健康ライフ☆ふじみ（富士見市健康増進計画・食育推進計画）」との整合性を図るため、計画期間の終了を合わせます。

最終年度である令和7年度には、平成27年度および平成28年度からの10年間の最終評価を実施します。

また、国の動向や社会情勢の変化などへの対応が必要となった場合は、適宜見直しを行います。



第5節

2つの計画の中間評価

1. 数値目標の評価にあたって

健康増進計画・食育推進計画、歯科口腔保健推進計画ともに、施策・事業の展開に対応した数値目標を設定して、計画を推進してきました。

達成状況の評価にあたっては、策定時の値と策定時に定めた目標値の関係性により、4段階で判定し、一元的に評価しました。

判定	内容
A	策定時に設定した令和2年度の目標値に達した
B	策定時に設定した令和2年度の目標値に達していないが改善傾向にある (策定時実績値+3ポイント以上)
C	変わらない(策定時実績値±3ポイント未満)
D	悪化している(策定時実績値-3ポイント以上)

※中間評価時の値の増減が、策定時の値に対して±0.95以内であれば、「C」とします。

※目標値が実数の場合、策定時の値に対して中間評価時の値が97%~103%の間であれば「C」とし、それ以外を「B」か「D」と判定しています。

2. 健康増進計画・食育推進計画の達成状況

健康増進計画・食育推進計画の策定時に定めた指標は、参考値まで含めて合計38指標です。総括的な状況を整理すると、「A」評価が6指標、「B」評価が4指標で、およそ4分の1の指標が改善傾向となっています。分野では、特に、歯と口腔の健康での「A」及び「B」評価が目立ちます。

一方、「D」評価は計15指標で39.5%と高くなっています。身体活動・運動の分野で「D」評価が目立つのは、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が行われている時期に調査を実施した影響が強く出ていると考えられます。今後は、新しい生活様式に応じた身体活動・運動の実践を推進していく必要があると考えられます。また、健康管理の分野でも「D」評価は多く、各種健(検)診の受診率向上をめざしていく必要があります。

分野		A	B	C	D	計
栄養・食生活	指標数	0	0	5	5	10
	割合	0.0	0.0	50.0	50.0	100.0
身体活動・運動	指標数	0	1	2	4	7
	割合	0.0	14.3	28.6	57.1	100.0
健康管理	指標数	1	1	3	5	10
	割合	10.0	10.0	30.0	50.0	100.0
こころの健康	指標数	1	0	2	1	4
	割合	25.0	0.0	50.0	25.0	100.0
歯と口腔の健康	指標数	4	2	1	0	7
	割合	57.1	28.6	14.3	0.0	100.0
計	実数	6	4	13	15	38
	割合	15.8	10.5	34.2	39.5	100.0

※判定割合は、四捨五入しているため、合計が100%とならない場合があります。

第1章 計画策定にあたって

健康増進計画・食育推進計画の各指標の詳細は次のようになっています。

中間評価の結果を踏まえ、課題等の解決や社会情勢に応じる観点から、指標や目標値の新設を検討するとともに、策定時に設定した令和7年度の目標値を見直すなどして、令和3年度以降の取組を推進していきます。

分野	指標		計画策定時	中間評価時	策定時の目標値		評価	
			平成26年度	令和2年度	令和2年度	令和7年度		
栄養・食生活	朝食の摂取状況 （「朝食を毎日食べる」と答えた割合）	小学生(5年生)	92.9%	91.5%	96.0%	98.0%	C	
		中学生(2年生)	86.7%	78.9%	90.0%	92.0%	D	
		18～39歳	65.6%	61.5%	71.0%	76.0%	D	
	夕食を一人で食べることが週3回以上の子どもの割合	小学生(5年生)	8.2%	14.4%	6.0%	4.0%	D	
		中学生(2年生)	21.3%	22.2%	20.0%	17.0%	C	
	バランスのよい食事の頻度 （「主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上食べる日」が「ほぼ毎日」と答えた割合）	成人・高齢者	57.0%	56.7%	63.0%	70.0%	C	
	食生活改善推進員数	食生活改善推進員数	67人	66人	73人	80人	C	
	地元産食材の利用状況 （地元産食材の利用を「心がけている」「どちらかといえば心がけている」と答えた割合）	成人・高齢者	56.2%	49.2%	62.0%	67.0%	D	
	学校給食センターにおける地元産食材利用状況	重量ベース	42.4%	33.8% （令和元年度）	45.0%	46.0%	D	
食育への関心 （食育に「関心がある」「どちらかといえば関心がある」と答えた割合）	成人・高齢者	65.8%	65.8%	70.0%	75.0%	C		
身体活動・運動	《参考値》 運動やスポーツを習慣的にしている（週に3日以上）子どもの割合 （体育の授業以外）	小学生 （5年生）	男子	68.2%	48.4%	増加傾向へ	増加傾向へ	D
			女子	41.7%	40.4%	増加傾向へ	増加傾向へ	C
	運動習慣がある（1回30分以上の運動を週2日以上）成人・高齢者の割合	20～64歳	男性	32.7%	36.3%	38.0%	43.0%	B
			女性	28.1%	30.8%	33.0%	38.0%	C
		65歳以上	男性	57.1%	49.3%	62.0%	67.0%	D
			女性	60.7%	42.7%	66.0%	71.0%	D
市民健康増進スポーツ大会参加者数	スポーツ大会参加者数	6,243人	5,771人 （令和元年度）	6,300人	6,500人	D		
健康管理	妊婦健康診査助成券利用者数	のべ受診者数	21,716人	19,095人 （令和元年度）	23,800人	24,000人	D	
	4か月児健康診査	受診率	96.6%	95.1% （令和元年度）	98.0%	99.0%	C	
	肺がん検診 ※ ¹	受診率	35.7%	8.1% （平成30年度）	40.0%	50.0%	D	
	大腸がん検診 ※ ¹	受診率	32.9%	7.0% （平成30年度）	40.0%	50.0%	D	
	胃がん検診 ※ ¹	受診率	1.8%	1.2% （平成30年度）	5.0%	10.0%	C	
	乳がん検診 ※ ¹	受診率	18.7%	8.6% （平成30年度）	20.0%	25.0%	D	
	子宮頸がん検診 ※ ¹	受診率	26.1%	13.8% （平成30年度）	30.0%	35.0%	D	

※¹本市のがん検診の受診率は、平成27年度から「がん検診受診率等に関するワーキンググループ」で提案された市町村間で比較可能ながん検診受診率算定方法で算出しており、計画策定時の算定方法とは異なります。

第1章 計画策定にあたって

分野	指標		計画策定時	中間評価時	策定時の目標値		評価
			平成26年度	令和2年度	令和2年度	令和7年度	
健康管理	特定健康診査 ⁶	受診率	42.6%※ ² (平成25年度)	43.5% (令和元年度)	50.0%	60.0%	C
	妊娠中の喫煙の割合	妊娠中の喫煙者の割合	4.1%	3.1%	2.0%	0%	B
	妊娠中の飲酒の割合	妊娠中の飲酒者の割合	7.1%	1.4%	3.5%	0%	A
こころの健康	ストレス等について相談先の状況 (相談できる人や場所が「ない」と答えた割合)	小学生(5年生)	22.6%	15.0%	17.0%	12.0%	A
		中学生(2年生)	25.1%	29.4%	20.0%	15.0%	D
		成人・高齢者	26.8%	29.5%	21.0%	16.0%	C
	睡眠と休養の状況 (睡眠による休養を「あまりとれていない」、「とれていない」と答えた割合)	成人・高齢者	27.1%	27.3%	22.0%	17.0%	C
歯と口腔の健康	妊娠中に歯科健診を受診する妊婦の割合	妊婦の受診率	33.4% (平成26年)	39.2% (令和元年度)	41.5%	50.0% (令和6年度)	B
	むし歯のない幼児の割合	1歳6か月児	97.6% (平成25年度)	99.0% (令和元年度)	98.0%	98.5% (令和6年度)	A
		3歳児	83.5% (平成25年度)	91.1% (令和元年度)	86.8%	90.0% (令和6年度)	A
		5歳児	69.6% (平成25年度)	71.2% (令和元年度)	72.3%	75.0% (令和6年度)	C
	むし歯のない児童生徒の割合	小学生(4年生)	46.9% (平成25年度)	54.1% (令和元年度)	53.5%	60.0% (令和6年度)	A
		中学生(1年生)	66.9% (平成25年度)	70.7% (令和元年度)	68.5%	70.0% (令和6年度)	A
	成人歯科健診	受診者数	256人 (平成25年度)	301人 (令和元年度)	530人	800人 (令和6年度)	B

※² 計画策定時(平成25年度)の受診率に誤りがあったため、正しい数値で評価を行います。

3. 歯科口腔保健推進計画の達成状況

歯科口腔保健推進計画の策定時に定めた指標は、ライフステージ別に合計30指標です。指標の中には、健康増進計画・食育推進計画の指標と共通しているものもあります。

なお、平成26年度に、健康増進計画・食育推進計画よりも早く策定しており、当初は、令和6年度の目標値のみでした。今回の中間評価に際して、健康増進計画・食育推進計画と共通して使用している指標は令和2年度の目標値がありますが、そうでない場合は、計画策定時から令和6年度の目標値の中間の値を、令和2年度の目標値として考え評価しています。

総括的な状況を整理すると、「A」評価が12指標、「B」評価が8指標で、約7割の指標が改善傾向となっています。ライフステージによって、設定している指標数の多寡はありますが、多くのライフステージで「A」及び「B」の割合が高くなっています。

⁶ メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健診。各医療保険者が加入者(被保険者・被扶養者)に対して行うことが平成20年度から義務づけられた。

ライフステージ		A	B	C	D	計
妊娠期・胎児期	指標数	0	1	0	0	1
	割合	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0
乳幼児期	指標数	5	3	3	3	14
	割合	35.7	21.4	21.4	21.4	100.0
学齢期	指標数	3	1	1	1	6
	割合	50.0	16.7	16.7	16.7	100.0
成人期	指標数	0	1	0	1	2
	割合	0.0	50.0	0.0	50.0	100.0
高齢期	指標数	3	2	0	0	5
	割合	60.0	40.0	0.0	20.0	100.0
障がい者・要介護者	指標数	0	0	0	1	1
	割合	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0
全体	指標数	1	0	0	0	1
	割合	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
計	実数	12	8	4	6	30
	割合	40.0	26.7	13.3	20.0	100.0

※判定割合は、四捨五入しているため、合計が100%とならない場合があります。

歯科口腔保健推進計画の各指標の詳細は次のようになっています。

中間評価の結果を踏まえ、課題等の解決や社会情勢に応じる観点から、指標や目標値の新設を検討したり、策定時に設定した令和6年度の目標値を見直すなどして、令和3年度以降の取組を推進していきます。

ライフステージ	指標		計画策定時	中間評価時	策定時の目標値		評価
			平成25年度	令和2年度	令和2年度	令和6年度	
妊娠期・胎児期	妊娠中に歯科健診を受診する人の増加	妊婦	33.4% (平成26年)	39.2% (令和元年度)	41.5%	50.0%	B
乳幼児期	むし歯のない幼児の増加	1歳6か月児	97.6% (平成25年度)	99.0% (令和元年度)	98.0%	98.5%	A
		3歳児	83.5% (平成25年度)	91.1% (令和元年度)	86.8%	90.0%	A
		5歳児	69.6% (平成25年度)	71.2% (令和元年度)	72.3%	75.0%	C
	仕上げみがき ⁷ をしている保護者の増加	1歳6か月児	89.7% (平成25年度)	95.4% (令和元年度)	95.9%	100%	B
		3歳児	97.2% (平成26年)	98.0% (令和元年度)	98.9%	100%	C
		5歳児	84.8% (平成26年)	82.0%	93.9%	100%	C
	適切な間食回数を超えて甘いお菓子を食べている幼児の減少 ^{※3}	1歳6か月児	5.7% (平成25年度)	2.3% (令和元年度)	4.1%	3.0%	A
		3歳児	20.2% (平成26年)	41.4% (令和元年度)	17.1%	15.0%	D
		5歳児	16.4% (平成26年)	20.0%	12.6%	10.0%	D
	甘い飲み物をほぼ毎日飲んでいる幼児の減少 ^{※3}	1歳6か月児	38.1% (平成25年度)	34.1% (令和元年度)	33.2%	30.0%	B
		3歳児	45.6% (平成26年)	52.2% (令和元年度)	42.2%	40.0%	D
		5歳児	44.9% (平成26年)	41.4%	42.0%	40.0%	A
	定期的にフッ化物 ⁸ を塗布している幼児の増加	3歳児	50.0% (平成26年)	54.5% (令和元年度)	56.0%	60.0%	B
		5歳児	58.7% (平成26年)	77.6%	62.5%	65.0%	A

※³「適切な間食回数を超えて甘いお菓子を食べている幼児の減少」と「甘い飲み物をほぼ毎日飲んでいる幼児の減少」における3歳児と5歳児の中間評価の値は、平成25年度と集計項目が若干異なります。

⁷ お子さん自身による歯みがきの後に行う、保護者等による補助的な歯みがきのこと。

⁸ フッ素とほかの元素などから構成される化合物のこと。フッ化物は、むし歯菌が作りだす酸によって歯から溶けだしたミネラル分を歯に取り戻す働き（再石灰化）とともに、歯の質を強くする働きがある。

第1章 計画策定にあたって

ライフ ステージ	指標		計画策定時	中間評価時	策定時の目標値		評価
			平成25年度	令和2年度	令和2年度	令和6年度	
学齢期	むし歯のない児童・生徒の増加	小学校4年生	46.9% (平成25年度)	54.1% (令和元年度)	53.5%	60.0%	A
		中学校1年生	66.9% (平成25年度)	70.7% (令和元年度)	68.5%	70.0%	A
	むし歯を治療していない児童・生徒の減少	小学校4年生	19.8% (平成25年度)	15.9% (令和元年度)	7.9%	0%	B
		中学校2年生	16.1% (平成25年度)	16.8% (令和元年度)	6.4%	0%	C
	歯肉 ⁹ に炎症をもつ児童・生徒の減少	小学生	21.4% (平成24年度)	6.0% (令和元年度)	17.6%	15.0%	A
		中学生	16.2% (平成24年度)	22.5% (令和元年度)	14.3%	13.0%	D
成人期	40歳代における進行した歯周炎 ¹⁰ （4mm以上の深い歯周ポケット ¹¹ ）を有する人の減少	40歳代	27.5% (平成25年度)	33.3% (令和元年度)	23.0%	20.0%	D
	成人歯科健診を受診する人の増加	成人期～高齢期	256人 (平成25年度)	301人 (令和元年度)	530人	800人	B
高齢期	[再掲]成人歯科健診を受診する人の増加	成人期～高齢期	256人 (平成25年度)	301人 (令和元年度)	530人	800人	B
	60歳代における進行した歯周炎（4mm以上の深い歯周ポケット）を有する人の減少	60歳代	42.1% (平成25年度)	18.5% (令和元年度)	37.8%	35.0%	A
	毎日歯みがきをしていない人の減少	65歳以上	11.5% (平成25年度)	6.0% (令和元年度)	4.6%	0%	B
	毎日入れ歯の手入れをしていない人の減少（入れ歯使用者のみ）	65歳以上	8.1% (平成25年度)	5.0% (令和元年度)	6.2%	5.0%	A
	固いものの食べにくさを感じない人の増加	65歳以上	63.4% (平成25年)	70.0% (令和元年度)	67.4%	70.0%	A
障がい者・要介護者	在宅歯科医療を利用する自宅療養者の増加	障がい者・要介護者	43人 (平成25年度)	34人 (令和元年度)	65人	80人	D
全体	8020運動 ¹² を知っている人の増加	学齢期～高齢期	30.0% (平成24年)	38.5%	36.0%	40.0%	A

※ で囲んでいる部分は、中間評価の際に、計画策定時から令和6年度の目標値の中間の値を、令和2年度の目標値として考えたものです。

⁹ 歯の根もとの肉。歯ぐきのこと。

¹⁰ 歯肉の炎症が、歯を支えている骨（歯槽骨）や歯の根の膜（歯根膜）にまで及び、これらが破壊されたもの。進行すると、歯ぐきから膿がでたり、歯がグラグラしたりするようになる。

¹¹ 歯と歯ぐき（歯肉）の間の溝のこと。

¹² 「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」という運動。20本以上の歯があれば、食生活にほぼ満足することができると言われていた。

4. 中間評価実施後の目標に関する整理

中間評価を踏まえ、令和7年度の最終評価に向けて、目標値の新設や見直しを行いました。

(1) 令和7年度の目標値を新規に設定するもの

ア) 【新規】課題等解決のため、目標項目・目標値を新たに設定するもの

①適正体重¹³を維持している者の増加

分野	指標		中間評価時	新目標値	設定の考え方
			令和2年度	令和7年度	
栄養・食生活	適正体重を維持している者の増加	20～60歳代男性の肥満者	31.9%	25.0%	20～60歳代男性の肥満者、20歳代女性のやせの者の割合が国・県の目標値より高いため、県の目標値にならない設定しました。
		20歳代女性のやせの者	22.0%	20.0%	

②野菜摂取量の平均値の増加

分野	指標		中間評価時	新目標値	設定の考え方
			令和2年度	令和7年度	
栄養・食生活	野菜摂取量の平均値の増加	5歳児	1皿	2皿	野菜摂取量の平均値が国・県の目標より低く、また国の調査方法と異なるため、市独自の目標値として皿数（1皿およそ70g換算）を設定しました。
		成人	2.5皿	4皿	

※野菜摂取量の平均値は1人1日当たりの平均値（皿数）です。

③かかりつけ医を持つ者の割合

分野	指標		中間評価時	新目標値	設定の考え方
			令和2年度	令和7年度	
健康管理	かかりつけ医を持つ者の割合	成人	59.6%	69.7%	20年後の目標値を100%にするため、按分して値を積み上げ、目標値を設定しました。

④かかりつけ歯科医を持つ者の割合

分野	指標		中間評価時	新目標値	設定の考え方
			令和2年度	令和7年度	
歯と口腔の健康	かかりつけ歯科医を持つ者の割合	成人	63.2%	72.4%	20年後の目標値を100%にするため、按分して値を積み上げ、目標値を設定しました。

¹³ 医学的に最も病気になる危険性の少ない体重のこと。[身長（m）の2乗] × 22で算出された値。

第1章 計画策定にあたって

イ) **【新規】**高齢化に伴う目標値の悪化が懸念されるため、目標項目・目標値を新たに設定するもの

①低栄養¹⁴傾向（BMI¹⁵20以下）の高齢者の割合の増加の抑制

分野	指標		中間評価時	新目標値	設定の考え方
			令和2年度	令和7年度	
栄養・食生活	低栄養傾向（BMI20以下）の高齢者の割合の増加の抑制	65歳以上	16.1%	17.0%	今後65歳以上の人口が増えることから、県が掲げるの目標値を参考に設定しました。

（2）策定時の令和7年度の目標値を達したため、目標値を見直すもの

①むし歯のない幼児の割合

分野	指標		中間評価時	新目標値	設定の考え方
			令和2年度	令和7年度	
歯と口腔の健康	むし歯のない幼児の割合	1歳6か月児	99.0% (令和元年度)	99.5%	最終年度の目標値を達成したため、現状値より増加することを目標としました。
		3歳児	91.1% (令和元年度)	92.0%	

②適切な間食回数を超えて甘いお菓子を食べている幼児の減少

分野	指標		中間評価時	新目標値	設定の考え方
			令和2年度	令和7年度	
歯と口腔の健康	適切な間食回数を超えて甘いお菓子を食べている幼児の減少	1歳6か月児	2.3%	1.0%	最終年度の目標値を達成したため、現状値より減少することを目標としました。

③定期的にフッ化物を塗布している幼児の増加

分野	指標		中間評価時	新目標値	設定の考え方
			令和2年度	令和7年度	
歯と口腔の健康	定期的にフッ化物を塗布している幼児の増加	5歳児	77.6%	80.0%	最終年度の目標値を達成したため、現状値より増加することを目標としました。

④むし歯のない児童生徒の増加

分野	指標		中間評価時	新目標値	設定の考え方
			令和2年度	令和7年度	
歯と口腔の健康	むし歯のない児童生徒の増加	中学生(1年生)	70.7%	74.5%	最終年度の目標値を達成したため、現状値より増加することを目標としました。

¹⁴ 健康に生きるために必要な量や質の栄養素が摂取できていない状態。特にたんぱく質の不足は貧血・脳出血、筋力や免疫力の低下などの原因となるため、血中アルブミンの値で判断する。

¹⁵ [体重(kg)]÷[身長(m)の2乗]で算出される値。肥満や低体重(やせ)の判定に用いる。

⑤ 歯肉に炎症をもつ児童生徒の減少

分野	指標		中間評価時	新目標値	設定の考え方
			令和2年度	令和7年度	
歯と口腔の健康	歯肉に炎症をもつ児童生徒の減少	小学生	6.0%	3.0%	最終年度の目標値を達成したため、中間評価時の半数を目標としました。

⑥ 60歳代における進行した歯周炎（4mm以上の深い歯周ポケット）を有する人の減少

分野	指標		中間評価時	新目標値	設定の考え方
			令和2年度	令和7年度	
歯と口腔の健康	60歳代における進行した歯周炎（4mm以上の深い歯周ポケット）を有する人の減少	60歳代	18.5%	18.5%	最終年度の目標値を達成したため現状値を維持することを目標としました。

⑦ 毎日入れ歯の手入れをしていない人の減少

分野	指標		中間評価時	新目標値	設定の考え方
			令和2年度	令和7年度	
歯と口腔の健康	毎日入れ歯の手入れをしていない人の減少（入れ歯使用者のみ）	65歳以上	5.0%	0%	最終年度の目標値を達成したため、0%に減少することを目標としました。

⑧ 固いものの食べにくさを感じない人の増加

分野	指標		中間評価時	新目標値	設定の考え方
			令和2年度	令和7年度	
歯と口腔の健康	固いものの食べにくさを感じない人の増加	65歳以上	70.0%	75.5%	最終年度の目標値を達成したため、中間評価時までの増加率を踏まえ、5.5%増加することを目標としました。

（3）策定時の令和2年度の目標値に達していないため、令和7年度の目標値を見直すもの

① 食生活改善推進員数

分野	指標		中間評価時	新目標値	設定の考え方
			令和2年度	令和7年度	
栄養・食生活	食生活改善推進員数	食生活改善推進員数	66人	73人	食生活改善推進員の人数が減少傾向にあるため、策定時の令和2年度の目標値を再び目標としました。

② 地場産食材の利用状況

分野	指標		中間評価時	新目標値	設定の考え方
			令和2年度	令和7年度	
栄養・食生活	地場産食材の利用状況（地元産食材の利用を「心がけている」「どちらかといえば心がけている」と答えた割合）	成人	49.2%	62.0%	中間評価が策定時の値より減少したため、策定時の令和2年度の目標値を再び目標としました。

※策定時の指標名は「地元産食材の利用状況」でしたが、今回「地場産食材の利用状況」に変更します。

第1章 計画策定にあたって

③妊婦健康診査助成券利用者数

分野	指標		中間評価時	新目標値	設定の考え方
			令和2年度	令和7年度	
健康管理	妊婦健康診査助成券利用者数	のべ受診者数	19,095人	継続	妊娠届出数の減少に伴い、妊婦健康診査助成券利用者対象者が減少したため、継続することを目標としました。

④ストレス等について相談先の状況（相談できる人や場所がないと答えた割合）

分野	指標		中間評価時	新目標値	設定の考え方
			令和2年度	令和7年度	
こころの健康	ストレス等について相談先の状況（相談できる人や場所がないと答えた割合）	中学生(2年生)	29.4%	20.0%	中間評価が策定時の値より増加したため、策定時の令和2年度の目標値を再び目標としました。
		成人	29.5%	21.0%	

⑤睡眠と休養の状況

分野	指標		中間評価時	新目標値	設定の考え方
			令和2年度	令和7年度	
こころの健康	睡眠と休養の状況（睡眠による休養を「あまりとれていない」、「とれていない」と答えた割合）	成人	27.3%	22.0%	中間評価が策定時の値より増加したため、策定時の令和2年度の目標値を再び目標としました。

⑥適切な間食回数を超えて甘いお菓子を食べている幼児の減少

分野	指標		中間評価時	新目標値	設定の考え方
			令和2年度	令和7年度	
歯と口腔の健康	適切な間食回数を超えて甘いお菓子を食べている幼児の減少	3歳児	41.4%	17.1%	中間評価が策定時の値より増加したため、策定時の令和2年度の目標値を再び目標としました。
		5歳児	20.0%	12.6%	

⑦成人歯科健診受診者数

分野	指標		中間評価時	新目標値	設定の考え方
			令和2年度	令和7年度	
歯と口腔の健康	成人歯科健診受診者数	成人	301人 (令和元年度)	530人	中間評価が策定時の値より増加したため、策定時の令和2年度の目標値を再び目標としました。

⑧在宅歯科医療を利用する自宅療養者の増加

分野	指標		中間評価時	新目標値	設定の考え方
			令和2年度	令和7年度	
歯と口腔の健康	在宅歯科医療を利用する自宅療養者の増加	障がい者・要介護者	34人 (令和元年度)	65人	中間評価が策定時の値より減少したため、策定時の令和2年度の目標値を再び目標としました。

(4) 特定分野における計画等において、目標値の改訂および策定があったため、これらの計画の目標値を用いるもの

①夕食を一人で食べることが週3回以上の子どもの割合

分野	指標		中間評価時	新目標値	設定の考え方
			令和2年度	令和7年度	
栄養・食生活	夕食を一人で食べることが週3回以上の子どもの割合	小学生(5年生)	14.4%	減少傾向へ	国の目標値にならない設定しました。
		中学生(2年生)	22.2%	減少傾向へ	

②学校給食センターにおける地場産食材利用状況

分野	指標		中間評価時	新目標値	設定の考え方
			令和2年度	令和7年度	
栄養・食生活	学校給食センターにおける地場産食材利用状況	重量ベース	33.8% (令和元年度)	42.0%	学校給食センター資料が掲げる目標値を設定しました。

※策定時の指標名は「学校給食センターにおける地元農産物利用状況」でしたが、今回「学校給食センターにおける地場産食材利用状況」に変更します。

③1週間の総運動時間が60分未満の子どもの割合（≪参考値≫運動やスポーツを習慣的にしている（週に3日以上）子どもの割合からの指標変更）

分野	指標		中間評価時	新目標値	設定の考え方
			令和2年度	令和7年度	
身体活動・運動	1週間の総運動時間が60分未満の子どもの割合	小学生	27.5%	減少傾向へ	国の指標・目標値にならない設定しました。
		男子	39.1%	減少傾向へ	

④運動習慣者（1回30分以上の運動を週2回以上実施し、1年以上継続している者）の割合（運動習慣がある（1回30分以上の運動を週2回以上）成人・高齢者の割合からの指標変更）

分野	指標		中間評価時	新目標値	設定の考え方	
			令和2年度	令和7年度		
身体活動・運動	運動習慣者（1回30分以上の運動を週2回以上実施し、1年以上継続している者）の割合	20~64歳	男性	20.8%	32.0%	県の指標・目標値にならない設定しました。
			女性	17.4%	35.0%	
		65歳以上	男性	32.4%	60.0%	
			女性	26.6%	50.0%	

⑤市民健康増進スポーツ大会参加者数

分野	指標		中間評価時	新目標値	設定の考え方
			令和2年度	令和7年度	
身体活動・運動	市民健康増進スポーツ大会の参加者数	参加者数	5,771人 (令和元年度)	6,000人	文化・スポーツ振興課の掲げる目標値を設定しました。

⑥【新規】健康マイレージ¹⁶の参加者数

分野	指標		中間評価時	新目標値	設定の考え方
			令和2年度	令和7年度	
身体活動・運動	健康マイレージの参加者数	参加者数	1,663人 (令和元年度)	3,700人	健康増進センターが掲げる目標値を設定しました。

¹⁶ 通信機能付き歩数計やスマートフォンアプリを使ったウォーキングで手軽に健康づくりが実践できるもの。

第1章 計画策定にあたって

⑦【新規】パワーアップ体操クラブ数

分野	指標		中間評価時	新目標値	設定の考え方
			令和2年度	令和7年度	
身体活動・運動	パワーアップ体操クラブ数	クラブ数	56クラブ (令和元年度)	70クラブ	第8期富士見市高齢者保健福祉計画が掲げる目標値を基に算出しました。

⑧【新規】フレイル¹⁷チェック事業参加者数の増加

分野	指標		中間評価時	新目標値	設定の考え方
			令和2年度	令和7年度	
身体活動・運動	フレイルチェック事業参加者数の増加を知っている割合	高齢者	0人 (令和元年度)	460人	第8期富士見市高齢者保健福祉計画が掲げる目標値を基に算出しました。

⑨【新規】フレイルを知っている割合

分野	指標		中間評価時	新目標値	設定の考え方
			令和2年度	令和7年度	
身体活動・運動	フレイルを知っている割合	成人	13.2%	40.0%	第8期富士見市高齢者保健福祉計画が掲げる目標値を基に算出しました。

⑩がん検診の受診率

分野	指標		中間評価時	新目標値	設定の考え方
			令和2年度	令和7年度	
健康管理	がん検診の受診率	胃がん検診	2.7% (平成30年度)	13.3%	がん検診結果統一集計結果報告書が掲げる県平均値を目標として設定しました。
		乳がん検診	11.2% (平成30年度)	20.0%	
		子宮頸がん検診	16.3% (平成30年度)	17.7%	

⑪【新規】成人の喫煙率の減少

分野	指標		中間評価時	新目標値	設定の考え方
			令和2年度	令和7年度	
健康管理	成人の喫煙率の減少	成人	15.8%	12.0%	国・県の目標値にならい設定しました。

(5) 指標の対象を見直したもの

① 8020運動を知っている人の増加

分野	指標		中間評価時	新目標値	設定の考え方
			令和2年度	令和7年度	
歯と口腔の健康	8020運動を知っている人の増加	成人	49.9%	70.0%	同規模の近隣市町村と比較し、実現可能な目標を設定しました。

¹⁷ 要介護状態に至る前段階として位置づけられるが、身体的脆弱性のみならず精神的・心理的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態。(フレイルチェックについては、55ページ「フレイル予防に取り組みましょう～市民による市民のためのフレイル予防～」を参照)

第6節 後期計画の策定へ向けて

国や県の計画や新しい生活様式を踏まえ、前期計画の事業実施評価、各種アンケート調査、関係団体・市民ヒアリング調査及び市民の健康に関する現状から、今後、重点的に取り組む施策を次の3点とします。

- 1 乳幼児から若い世代の朝食を意識したバランスのよい食生活の普及啓発
(第4章 第1節 栄養・食生活)
- 2 成人から高齢者の社会資源を活用した健康づくりの推進
(第4章 第2節 身体活動・運動)
- 3 児童生徒から成人の歯周病予防対策
(第4章 第5節 歯と口腔の健康)

※各課題の具体的な取組については、第4章で示していきます。

第2章

富士見市の現状と課題

第2章 富士見市の現状と課題

第1節 統計データ等からみる現状

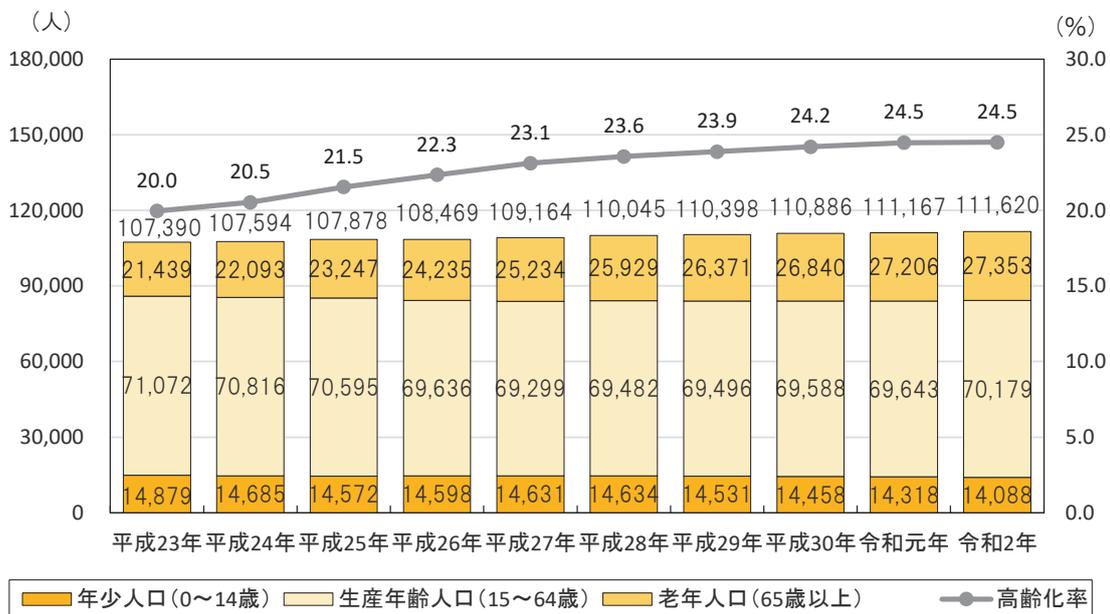
1. 人口の状況

本市の総人口は令和2年1月1日現在111,620人です。年少人口（0～14歳）は平成29年以降減少がみられるものの、総人口としては緩やかな増加傾向となっています。高齢化率は令和2年1月1日現在で24.5%です。

年齢3区分別人口の推移及び将来推計をみると、総人口は、令和7年頃をピークに、以降は人口減少段階に入るものと見込まれます。年少人口は令和2年をピークに減少し、生産年齢人口は令和7年にいったん増加するものの、おおむね減少傾向にあります。老年人口は令和7年以降増加し続け、団塊ジュニア世代（昭和46年～49年生まれ）が65歳以上に到達する令和22年には3万人を超えると見込まれます。

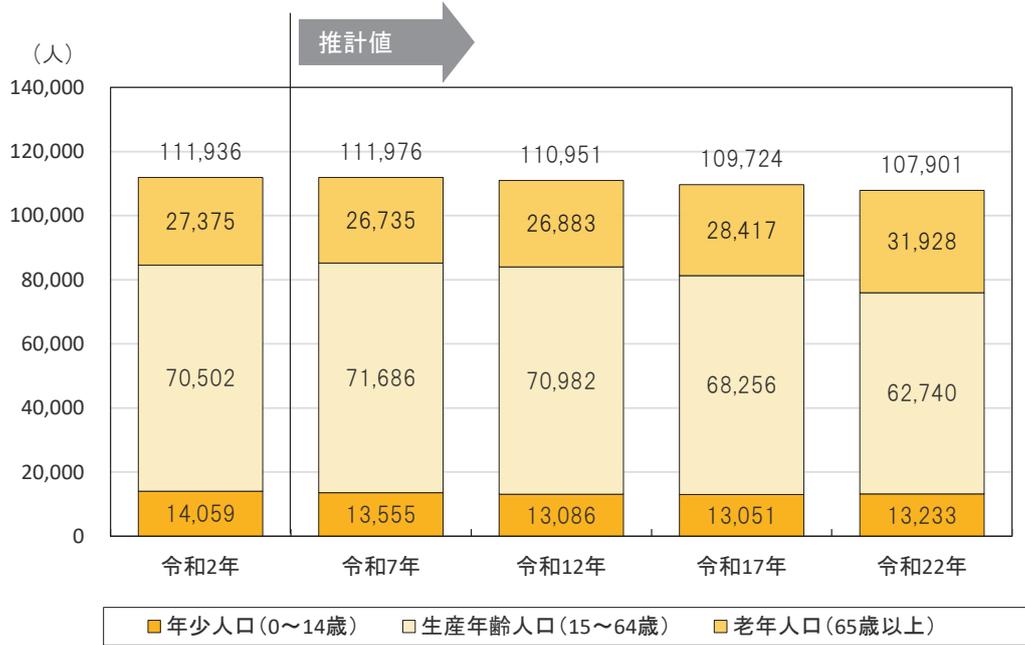
人口ピラミッドは、45～49歳を第一頂点とし、団塊の世代（昭和22年～24年生まれ）を含む70～74歳を第二頂点としたひょうたん型となっており、おおむね国の人口ピラミッド傾向と似ています。

総人口と年齢3区分別人口の推移



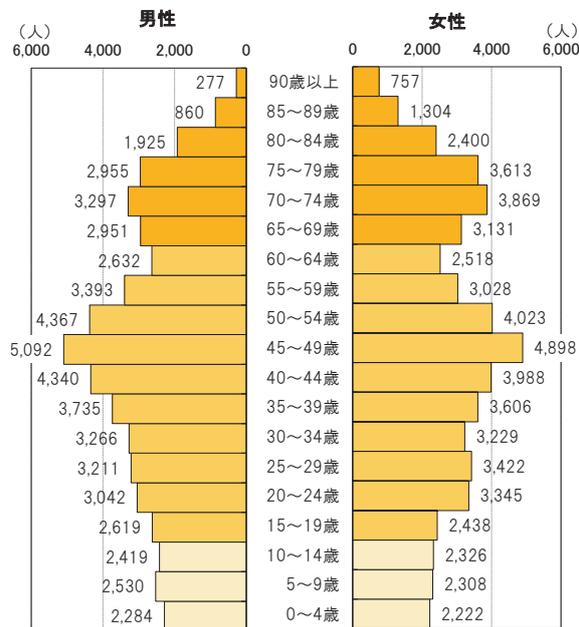
出典：埼玉県町(丁)字別人口調査（各年1月1日）

総人口と年齢3区分別人口の将来推計



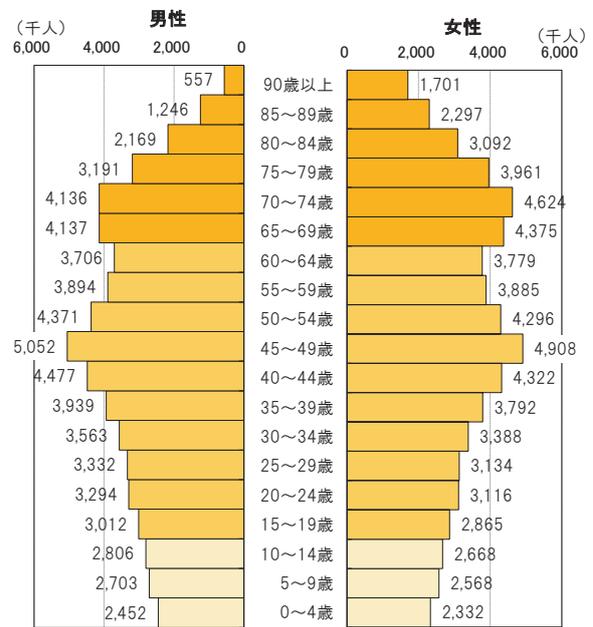
出典：富士見市人口ビジョン（令和2年5月公表。各年3月末日現在）

年齢別男女別の人口ピラミッド（富士見市）



出典：住民基本台帳（令和元年12月31日現在）

年齢別男女別の人口ピラミッド（国）

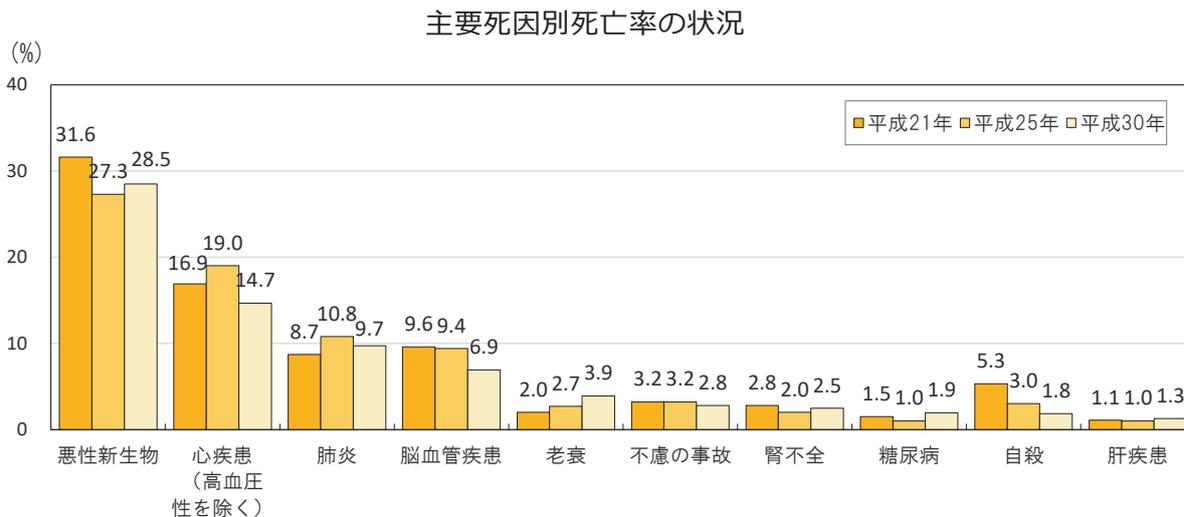


出典：総務省住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（令和2年1月1日現在）

2. 主要死因の状況

本市の主要死因別死亡率の状況をみると、悪性新生物（がん）が突出して高くなっており、この傾向はおよそ10年前から変化していません。また、平成25年から平成30年にかけて心疾患、肺炎、脳血管疾患の割合は減少しました。

保健所年報による平成30年の死因順位別死亡率をみると、本市と埼玉県は、1位から5位まで同じ順位となっています。



出典：埼玉県保健統計年報より作成（平成30年）

死因順位別死亡率¹⁾（死因順位）（人口10万対（人））

死因	富士見市		埼玉県		全国	
	平成25年	平成30年	平成25年	平成30年	平成25年	平成30年
悪性新生物	218.8(1)	241.5(1)	253.7(1)	271.4(1)	290.3(1)	300.7(1)
心疾患 ²⁾	152.1(2)	124.4(2)	142.8(2)	150.6(2)	156.5(2)	167.6(2)
肺炎	86.2(3)	82.3(3)	88.4(3)	76.4(3)	97.8(3)	88.2(5)
脳血管疾患	75.1(4)	58.5(4)	76.7(4)	68.4(4)	94.1(4)	87.1(4)
老衰	—	32.9(5)	35.7(5)	60.2(5)	55.5(5)	76.2(3)
不慮の事故 ³⁾	26.0(5)	—	—	—	—	—

1) 死因別死亡率 = ある死因の死亡数 / 人口 × 100,000
 2) 高血圧による心不全のような高血圧性心疾患は除く
 3) 窒息、転倒・転落、溺死及び溺水、交通事故等

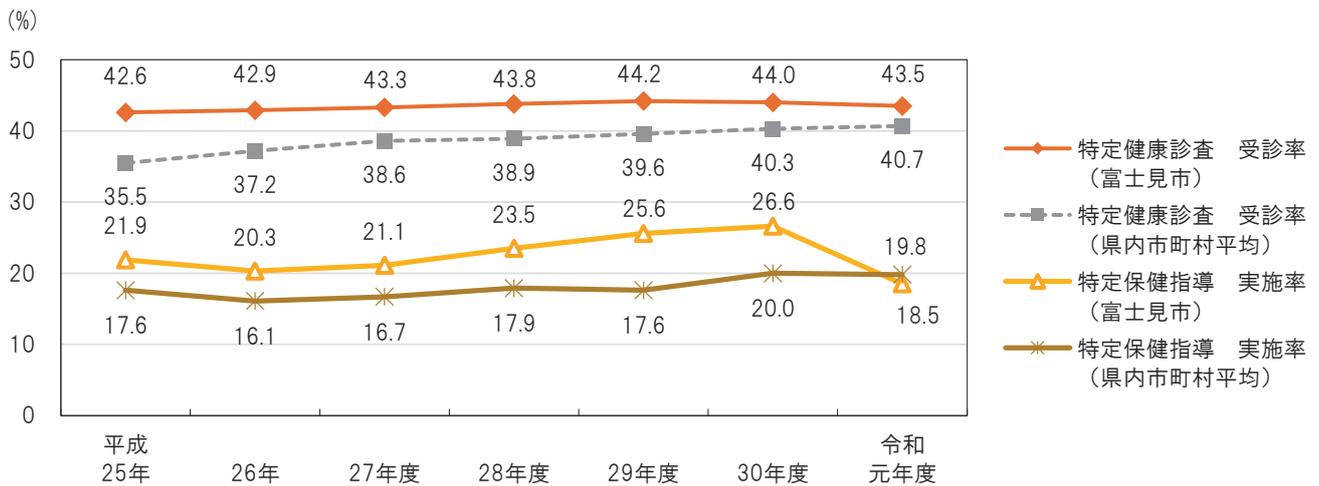
※上位5位のみ記載しています。

出典：保健所年報

3. 国民健康保健加入者の特定健康診査（特定健診）・特定保健指導¹⁸の状況

本市の特定健診受診率は43～44%、特定保健指導は約20%で推移しています。令和元年度の特定保健指導実施率以外は、県内市町村平均を上回っていますが、目標受診率に近づけていくことが課題となっています。

特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の推移



出典：特定健康診査等の実施状況に関する結果報告（法定報告）

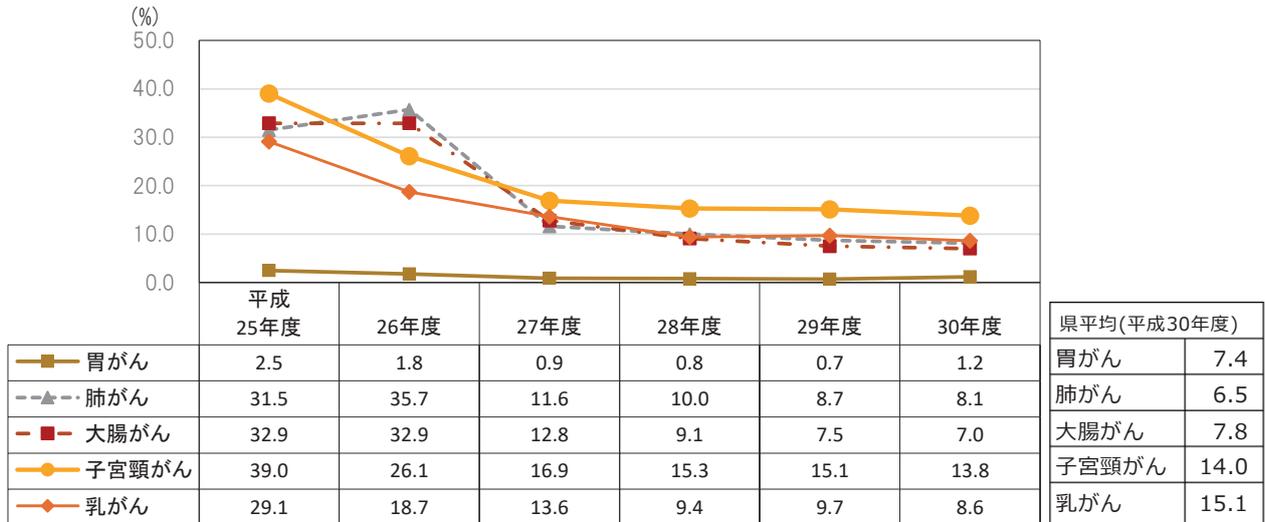
4. がん検診の状況

本市のがん検診受診率は、平成27年度から「がん検診受診率等に関するワーキンググループ」で提案された受診率で算出しており、平成27年度以降、受診率はほぼ横ばいで、県平均の受診率にも到達していません。

¹⁸ 特定健康診査（特定健診）の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が期待できる方に対して、生活習慣を見直す保健指導を行うこと。

第2章 富士見市の現状と課題

がん検診受診率



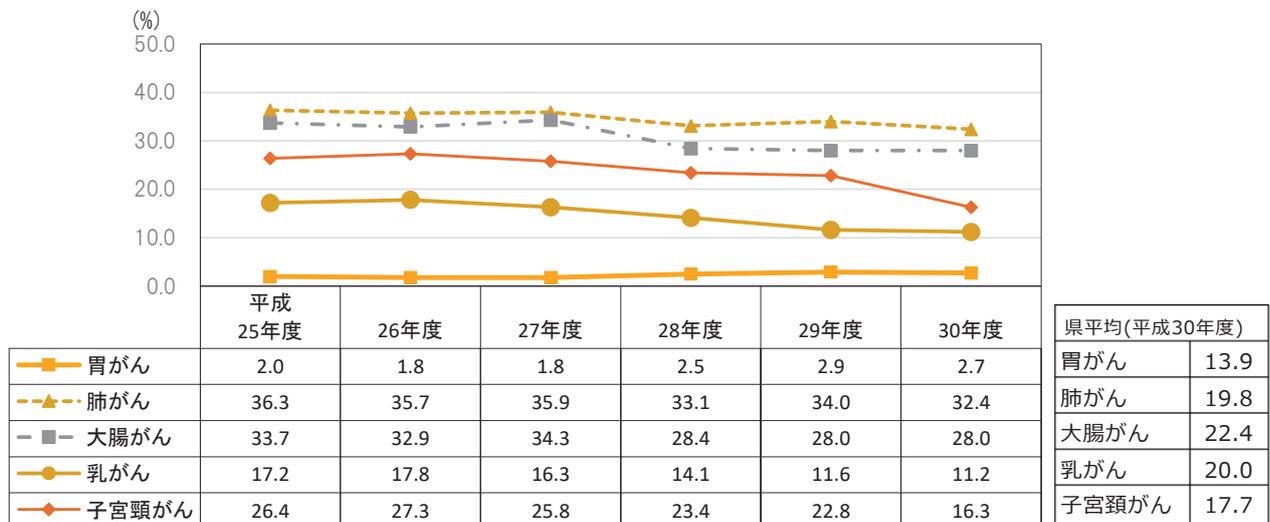
出典：地域保健・健康増進事業報告

*「がん対策推進基本計画」（平成 24 年 6 月 8 日閣議決定）及び「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成 20 年 3 月 31 日健康局長通知別添）に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を胃がんは 50 歳から 69 歳まで、肺がん、大腸がん、乳がんは 40 歳から 69 歳まで、子宮頸がんは 20 歳から 69 歳までとしています。

*平成 25、26 年度の対象者は、「人口から就労者人口を引いて農林漁業従事者を足したもの（厚生労働省報告書「我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」（平成 20 年 3 月）で提案された方法により算出）」、受診者は、「市で行った各々のがん検診受診者で、人間ドックや企業の健診受診者は含んでいない」、受診率は、「受診者数／対象者数×100」で算出しています。平成 27 年度の対象者からの対象者は市民全体で、受診率を算出しています。

前期計画では、がん検診受診率の目標値は「地域保健・健康増進事業報告」を参考にしていました。しかし、後期計画より、がん検診受診率の目標値は埼玉県の「がん検診結果統一集計結果報告書」を参考にしており、「胃がん」、「肺がん」については、ほぼ横ばいで、「大腸がん」、「乳がん」、「子宮頸がん」については減少しています。

がん検診受診率



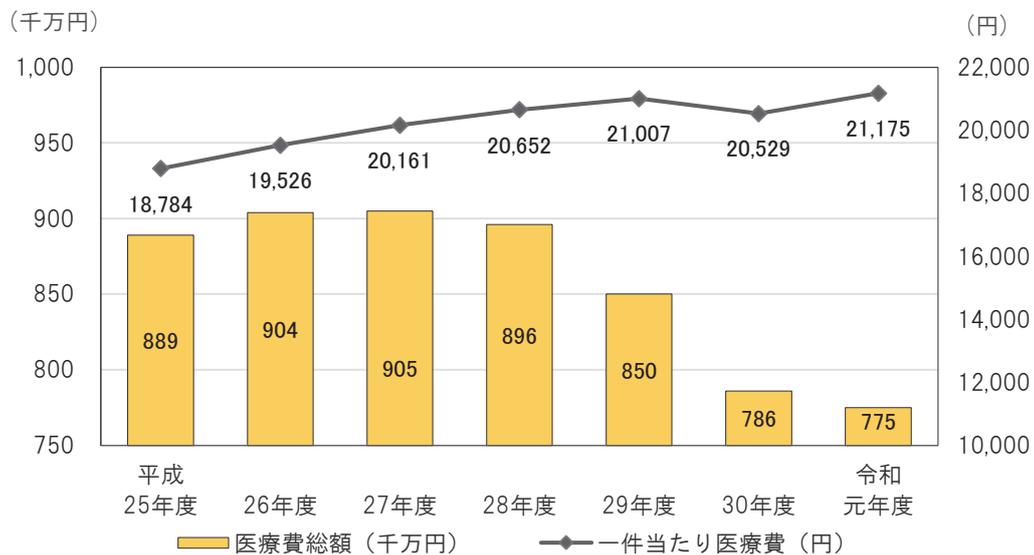
出典：がん検診結果統一集計結果報告書

5. 富士見市国民健康保険医療費の状況

富士見市国民健康保険医療費の状況です。令和元年度の医療費総額は約77億5千万円です。被保険者数は微減で推移しており、受診件数も年々減少しているため、医療費総額についても年々減少しています。また、一件当たりの医療費については平成25年度より増加傾向にて推移しています。

国民健康保険医療費の年次推移

年度	被保険者数 (年間平均)	件数	医療費総額 (円)	※1 一件当たり医療費 (円)
平成25年度	30,833	473,113	8,886,900,651	18,784
平成26年度	30,091	462,909	9,038,730,916	19,526
平成27年度	28,852	448,984	9,052,023,383	20,161
平成28年度	27,452	434,043	8,963,869,425	20,652
平成29年度	25,611	404,826	8,504,178,046	21,007
平成30年度	24,315	383,010	7,862,825,885	20,529
令和元年度	23,146	366,227	7,754,677,913	21,175



出典：令和2年度 富士見の国保

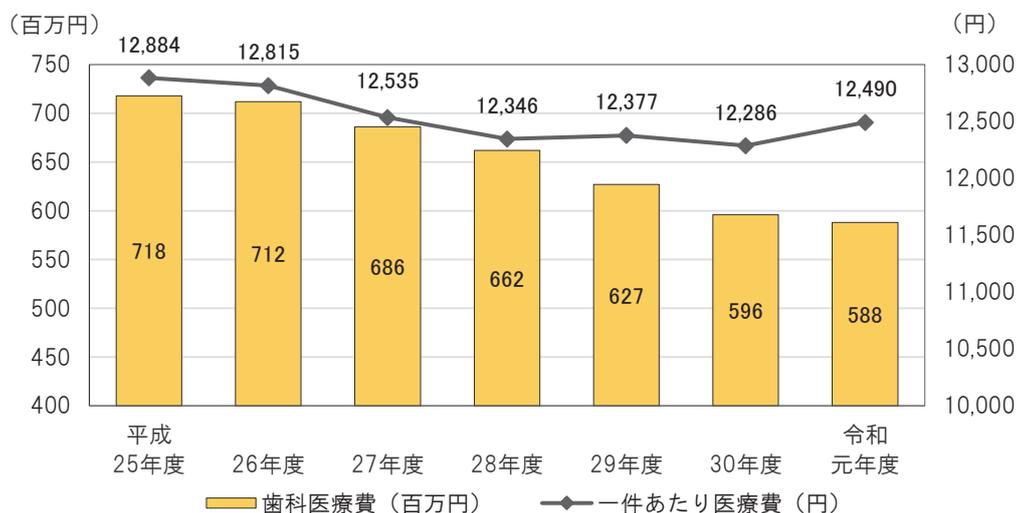
※1 1件当たり医療費 = 医療費総額 (または歯科医療費) ÷ (受診) 件数

6. 富士見市国民健康保険歯科医療費の状況

富士見市国民健康保険歯科医療費の状況です。令和元年度の歯科医療費は約5億9千万円です。受診件数が年々減少しているため、歯科医療費についても減少していますが、一件当たりの医療費はほぼ横ばいに推移しています。

国民健康保険歯科医療費の年次推移

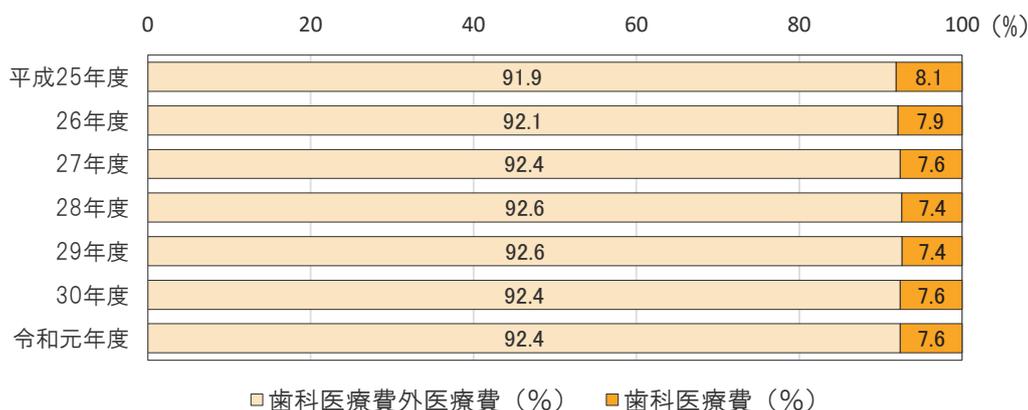
年度	被保険者数 (年間平均)	件数	歯科医療費(円)	一件当たり医療費(円)
平成25年度	30,833	55,754	718,312,906	12,884
平成26年度	30,091	55,570	712,124,720	12,815
平成27年度	28,852	54,717	685,859,486	12,535
平成28年度	27,452	53,628	662,073,225	12,346
平成29年度	25,611	50,665	627,077,435	12,377
平成30年度	24,315	48,478	595,612,185	12,286
令和元年度	23,146	47,060	587,800,941	12,490



出典：令和2年度 富士見の国保

富士見市国民健康保険医療費に占める歯科医療費の割合の推移です。令和元年度では、医療費総額に占める歯科医療費の割合は約8%となっており、平成25年度からほぼ横ばいに推移しています。

国民健康保険医療費に占める歯科医療費の割合の年次推移



出典：令和2年度 富士見の国保

第2節 アンケート調査結果の概要

【調査の概要】

「富士見市健康増進計画・食育推進計画」及び「富士見市歯科口腔保健推進計画」の中間見直しの基礎資料とすることを目的とし、以下のような方法で実施しました。

- ・調査名称：「富士見市健康に関するアンケート調査」（以下、「健康に関するアンケート調査」という。）
- ・調査対象：①「成人調査」 …市内在住の18歳以上の人
②「中学生調査」 …市立中学校2年生の生徒
③「小学生調査」 …市立小学校5年生の児童
④「幼児保護者調査」 …市内在住の5歳児（年長児）の保護者
- ・実施方法：「成人調査」・「幼児保護者調査」…郵送配布－郵送回収法
「中学生調査」・「小学生調査」…市立各小中学校（担任教諭）を通じて配布・回収
- ・実施時期：「成人調査」・「幼児保護者調査」…令和2年4月23日～5月15日
「中学生調査」・「小学生調査」…令和2年5月1日～6月26日

【回収結果】

	対象者数	回収数	有効回収数	有効回収率
①成人調査	1,600	887	886	55.4%
②中学生調査	203	194	194	95.6%
③小学生調査	339	306	306	90.3%
④幼児保護者調査	400	295	295	73.8%

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言時の調査について

本調査は、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が行われている時期に実施したものです（「中学生調査」・「小学生調査」の対象校の一部は緊急事態宣言解除後も実施）。生活の維持に必要な場合を除いて外出の自粛などが要請されており、在宅時の生活実態、戸外での集まりや運動の実態等については、平常時とは異なる傾向が出ている可能性のあることに留意する必要があります。

【調査結果をみるにあたっての留意点】

- ① 集計は、小数点以下第2位を四捨五入しています。従って、数値の合計が100%ちょうどにならない場合があります。
- ② 基数となるべき実数は、（n：number of casesの略）として表示しています。
- ③ 回答の比率（%）は、その質問の回答者数を基数として算出しています。従って、複数回答の設問は全ての比率を合計すると100%を超えることがあります。
- ④ 本文や図表中の選択肢表記は、場合によって語句を短縮・簡略化している場合があります。
- ⑤ 図表中では、“-”を用いていることがあります。それは回答者がいないことや比較時に一方のデータがないことなどを表しています。

【調査の主な結果】

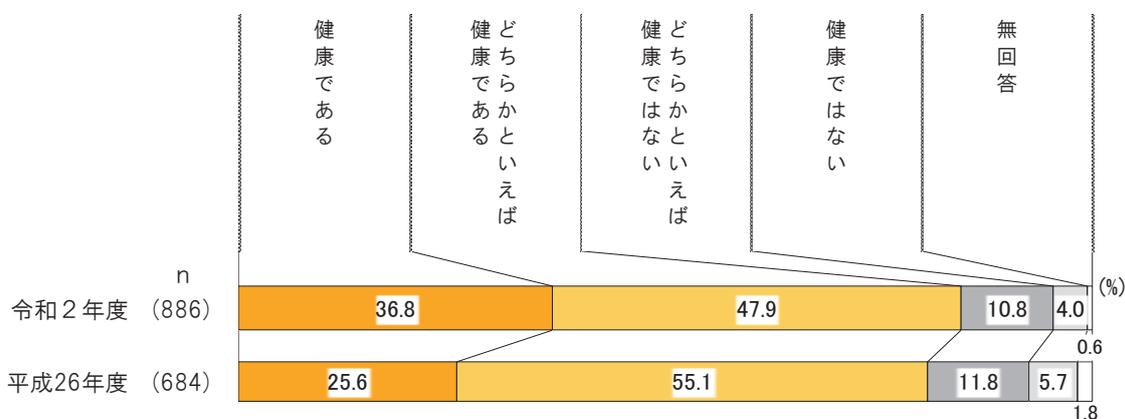
1. 健康全般

(1) 普段の健康状態

普段の健康状態では、「どちらかといえば健康である」が47.9%と最も高く、「健康である」(36.8%)と合わせた《健康である》は84.7%となっています。

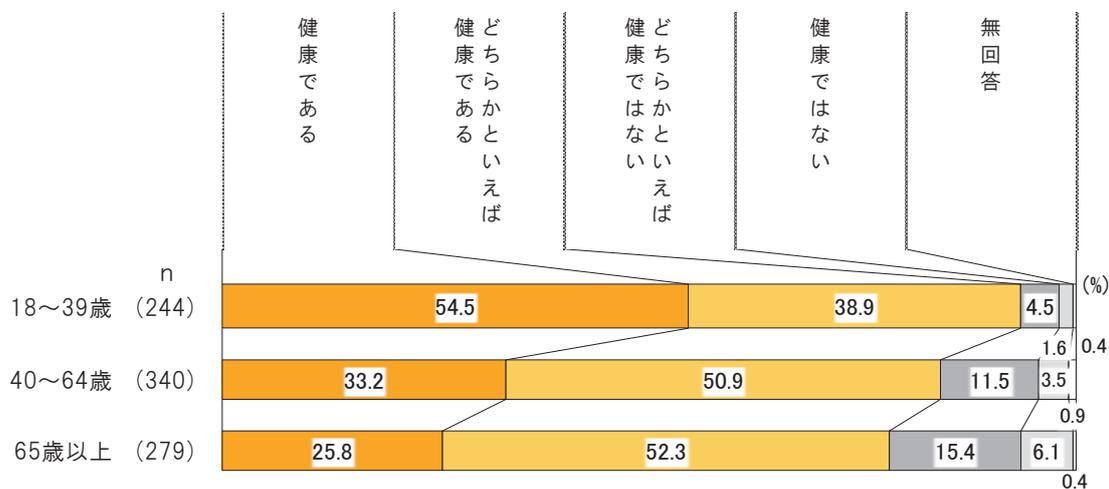
前回調査と比較すると、「健康である」は11.2ポイント増加しており、「どちらかといえば健康である」と合わせた《健康である》でも、4.0ポイント増加しています。(成人調査)

普段の健康状態（単数回答）



年齢別にみると、《健康である》は「18～39歳」で93.4%と最も高く、年齢が上がるほど低くなり、「65歳以上」で78.1%となっています。

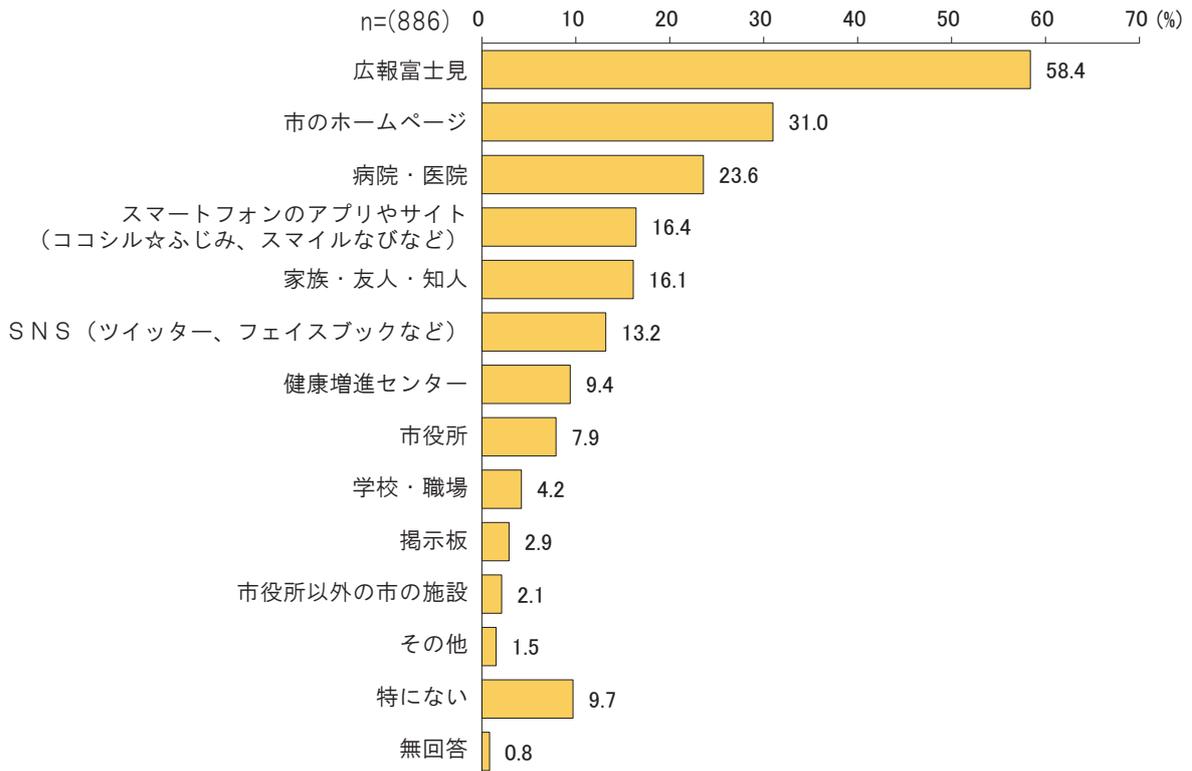
普段の健康状態（単数回答）



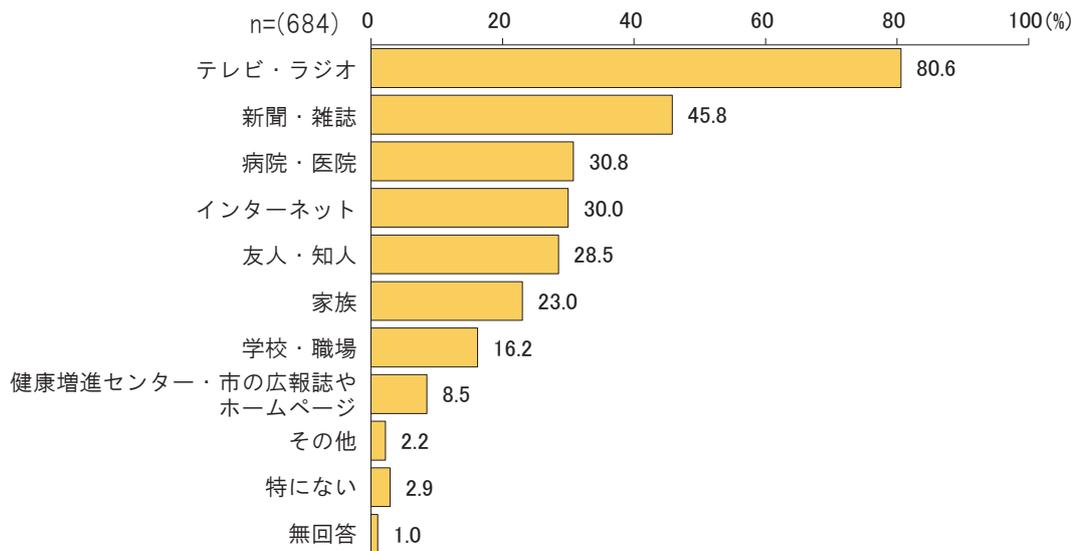
(2) 市からの健康に関する情報の希望入手先

市からの健康に関する情報の希望入手先では、「広報富士見」が58.4%と最も高く、以下「市のホームページ」(31.0%)、「病院・医院」(23.6%)、「スマートフォンのアプリやサイト(ココシル☆ふじみ¹⁹、スマイルなび²⁰など)」(16.4%)となっています。(成人調査)

市からの健康に関する情報の希望入手先（複数回答） 令和2年度



健康情報の入手先（複数回答） 平成26年度



※平成26年度は参考として掲載

¹⁹ 富士見市のイベントや観光スポット、散策コース等の情報を提供するスマートフォン・タブレット用アプリ。

²⁰ 予防接種スケジュールや、妊娠週数や子どもの月齢・年齢に合わせた子育て応援メールが配信されるサービス。

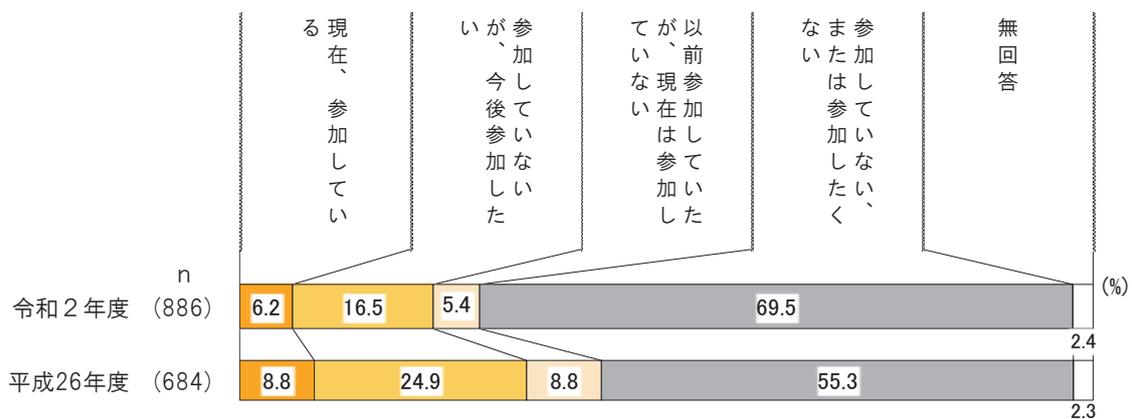
2. 地域での活動

(1) 地域での「健康づくりのための自主グループ活動やサークル活動」への参加状況

地域での健康づくりのための自主グループ²¹活動やサークル活動への参加状況では、「参加していない、または参加したくない」が69.5%で最も高くなっています。

前回調査と比較すると、「参加していない、または参加したくない」が14.2ポイント増加しています。(成人調査)

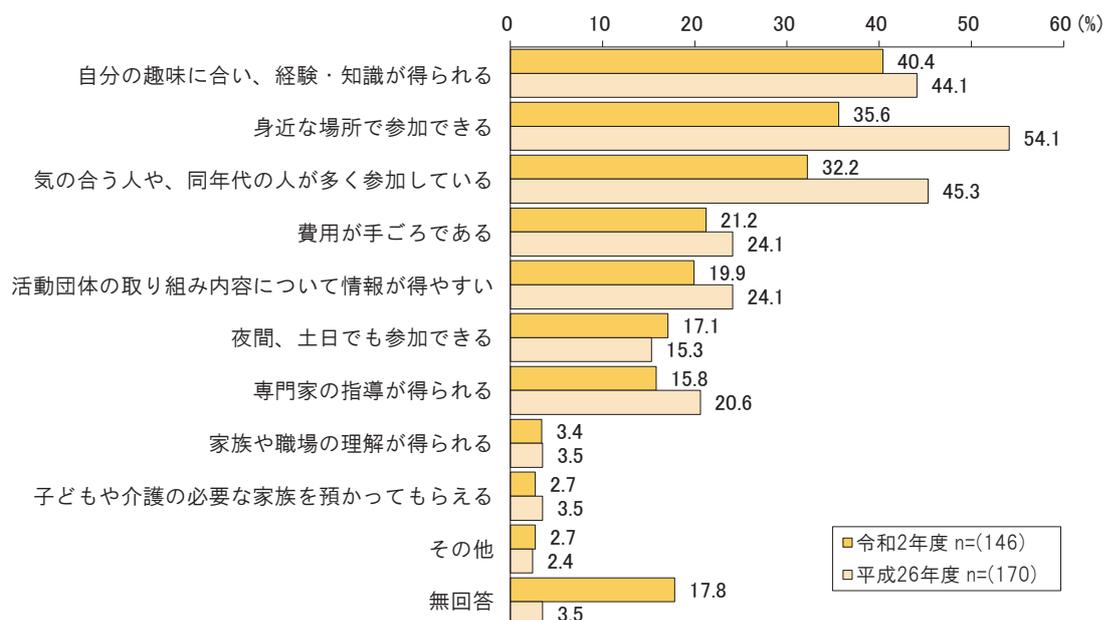
地域での「健康づくりのための自主グループ活動やサークル活動」への参加状況 (単数回答)



(2) グループ活動への参加に必要なだと思う条件

グループ活動への参加に必要なと思う条件では、「自分の趣味に合い、経験・知識が得られる」が40.4%で最も高く、以下「身近な場所で参加できる」(35.6%)、「気の合う人や、同年代の人が多く参加している」(32.2%)、「費用が手ごろである」(21.2%)となっています。(成人調査)

グループ活動への参加に必要なと思う条件 (複数回答)



²¹ 健康づくりや介護予防を目的に、地域で自主的に活動している、市民による各種団体のこと。

第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

本市では「富士見市総合計画 第6次基本構想」において、理想の“未来”の構成要素として、「暮らし・つながり・生活環境」の3つの視点に着目しており、特に、実りある暮らしのために、「心身ともに健康であることは、誰もが願うことです。その願いが叶う暮らしができる“まち”を目指します。」と掲げています。

年齢や障がいの有無にかかわらず、すべての市民が住みなれた地域で自分らしく生き生きと過ごすためには、市民一人ひとりが健康の大切さに気づき、主体的に取り組むことが必要です。

市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むためには、市民を取り巻く家庭、地域、関係機関、行政などが一体となり推進することが不可欠です。

これらの考えは、「富士見市歯科口腔保健推進計画」や「富士見市健康増進計画・食育推進計画」が策定され、数年を経過した今でも、また、健康づくりを取り巻く環境が大きく変化しようとも、変わることはない普遍的なものです。

こうしたことから、本計画では、これまでの取組を発展的に継承し、それぞれの主体による特性を生かしながら、互いに連携し、相互に推進していく考えのもと、引き続き「みんなでつくる 健康長寿のまち 富士見」を掲げ、市民一人ひとりの生涯にわたる健康づくりを支援し、健康づくり活動を通じたよりよい地域コミュニティの実現と地域の活性化により、健康寿命を延ばし、一人ひとりがより活躍できる健康長寿のまちをめざしていきます。

基本理念

みんなでつくる 健康長寿のまち 富士見

第2節 計画の基本目標

基本理念の実現に向け、次の3つの基本目標を定め、各分野における取組を推進していきます。

1. 生涯を通じた健康づくり

市民がそれぞれの年代において健康に対する意識を高めるとともに、心身機能の維持・向上が図れるよう、栄養・食生活、身体活動・運動、健康管理、こころの健康、歯と口腔の健康の分野で、ライフステージに応じた健康づくりの支援の充実を図ります。

2. 望ましい生活習慣の定着

市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という自覚を持ち、健康づくりに主体的に取り組むことができるよう、子どもの頃からの早寝早起きやバランスのとれた食事、適度な運動など望ましい生活習慣の定着を促します。

特に糖尿病、高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病²²の発症を予防するため、食生活の改善や運動習慣の定着等による一次予防²³に重点を置いた取組を推進します。

また、定期的な健診²⁴（検診²⁵）の受診や、疾患の早期発見・早期治療の大切さを一人ひとりが再認識し、合併症や重症化の予防につながる知識の普及啓発を行います。

3. 健康づくりを支える社会環境の整備〈後期計画より一部追加〉

市民一人ひとりの健康は、それぞれが置かれた家庭、学校、地域、職場等の社会環境の影響を受けることから、コミュニティや地域に着目した健康づくり活動を活性化していくなかで、社会全体として、個人の健康を支え、守るための環境整備に取り組みます。

近年では、市民や地域全体のつながりや信頼感は、健康度に一定の関連があり、それらが豊かであるとその地域住民の健康に好ましい影響を与えると期待されています。

本市の地域福祉計画における「自助」、「共助」、「公助」の考え方を取り入れ、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むこと（自助）を基本とし、それを市民・地域・関係機関等が支え合う（共助）ための仕組みや体制を整え（公助）、企業等も含めた社会全体を巻き込む健康づくりを進めることで、多様な主体のつながりや信頼感を強化していきます。

²² 食生活、運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が、発症や進行に大きく影響を与える病気。糖尿病や高血圧症など。

²³ 病気にならないように予防すること。なお、病気の早期発見・早期治療によって病気が進行しないうちに治療することを二次予防、適切な治療によって病気や障害の進行予防をすることを三次予防という。

²⁴ 健康診断（健康診査）のことを意味し、病気の危険因子があるかを調べること。

²⁵ 特定の病気を早期に発見し、早期に治療するために診察や検査を行うこと。

第3節

分野別の基本方針と施策の体系

【基本理念】

【基本目標】

【分野別の基本方針】

みんなでつくる 健康長寿のまち 富士見

〇〇〇健康づくりを支える社会環境の整備
 〇望ましい生活習慣の定着
 〇生涯を通じた健康づくり

健康増進計画・食育推進計画・歯科口腔保健推進計画

1 栄養・食生活

- 〇 乳幼児期から高齢期に至るまで、健康的な食習慣を身につけられるよう食育を推進し、関係機関と連携し家族や地域の人々とともに楽しむ食事の重要性についての普及啓発に努めます。
- 〇 食に関する理解や地産地消を通して感謝の心が育まれるよう取組を進めます。

2 身体活動・運動

- 〇 地域での生涯スポーツ活動の普及や健康・体力づくり、コミュニティの醸成を図るため、誰もが気軽に楽しめるスポーツ・レクリエーション活動の普及・充実を図ります。

3 健康管理

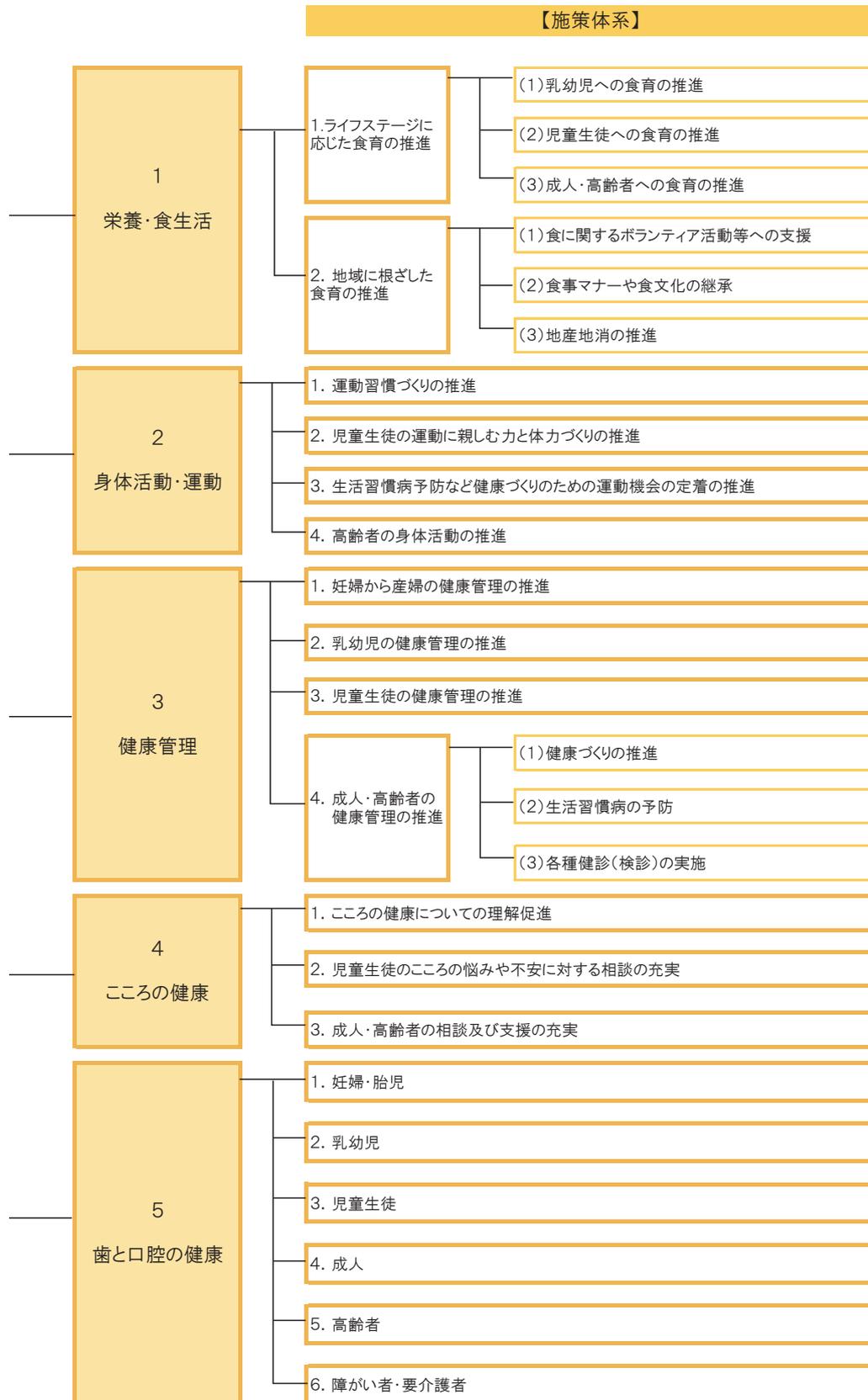
- 〇 妊娠・出産から児童生徒に至るまで、親子の健康な生活と子どもの健やかな発育・発達を促すため、健診や相談の充実、食育の推進に努めます。
- 〇 成人の健康に対する意識を高め、特定健診等の受診率・実施率の向上を図るとともに、健康教育・相談の機会などを充実させ、生活習慣病の予防に向けた取組を推進します。
- 〇 各種がん検診の普及啓発を進め受診率向上に努めます。

4 こころの健康

- 〇 こころの健康づくりに関する知識の習得や、こころの病気への理解の促進を図ります。
- 〇 専門機関等に相談できる体制の整備に努めます。

5 歯と口腔の健康

- 〇 市民が生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進します。
- 〇 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態・歯科疾患の特性に応じ、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進します。
- 〇 保健、医療、社会福祉、教育、その他の関連分野における施策との連携、関係者との協力を図りながら、総合的・計画的に歯科口腔保健を推進します。



第4章

健康増進計画・食育推進計画・
歯科口腔保健推進計画

第4章 健康増進計画・食育推進計画・ 歯科口腔保健推進計画

健康づくりは、個人の取組が重要であるものの、一人ひとりの取組だけでは限界があります。そのため、基本目標を踏まえて、5つの分野についてめざすべき姿を掲げ、「市民」、「関係機関」、「行政」の協働により健康づくりの取組を推進します。

また、めざすべき姿（後期計画より追加）を実現するための数値目標を設定し、今後の取組の方向性を示します。

第1節 栄養・食生活

めざすべき姿

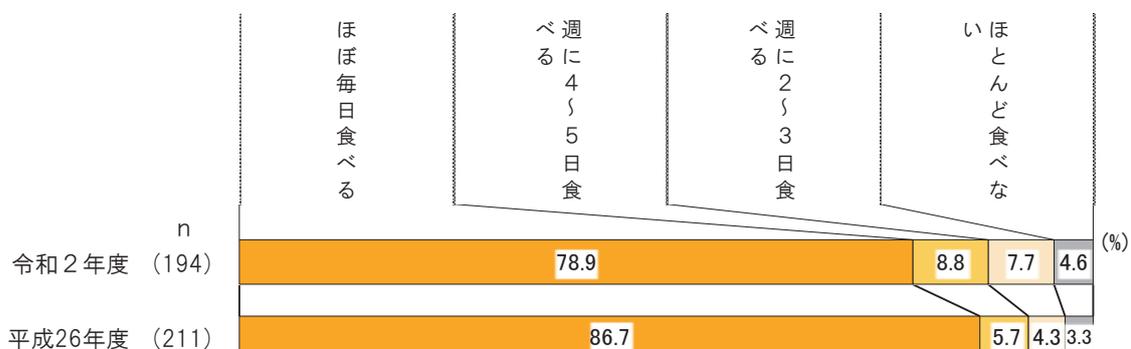
- 食についての正しい知識を身につけ、バランスのよい食事を楽しもう。
- 地場産食材を知り、積極的に食事にとり入れよう。

現状と課題

【朝食の摂取状況】

○朝食の欠食²⁶状況が、前回調査に比べ、中学生、成人で増加しています。「ほとんど食べない」の割合は、特に若い世代（18～39歳）で多く、規則正しい生活リズムを身につけることの大切さを、これまで以上に周知・啓発しなくてはなりません。

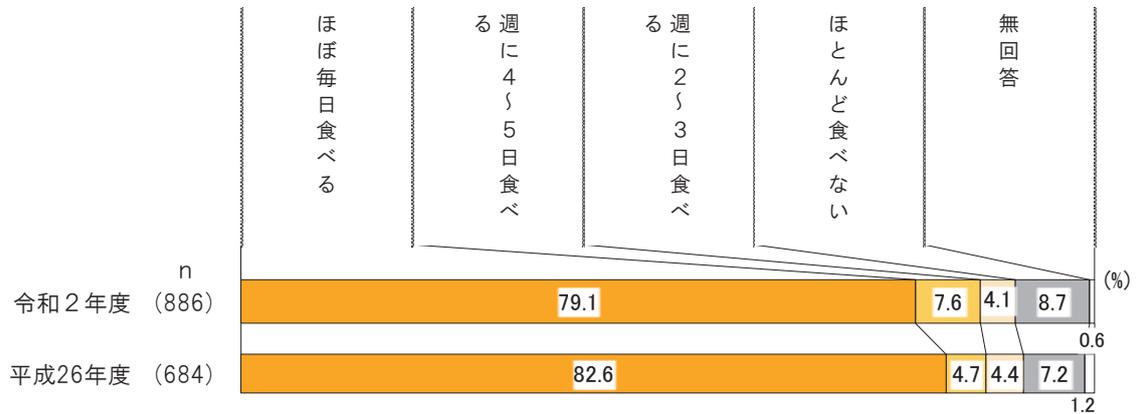
<朝食の摂取状況（中学生）>



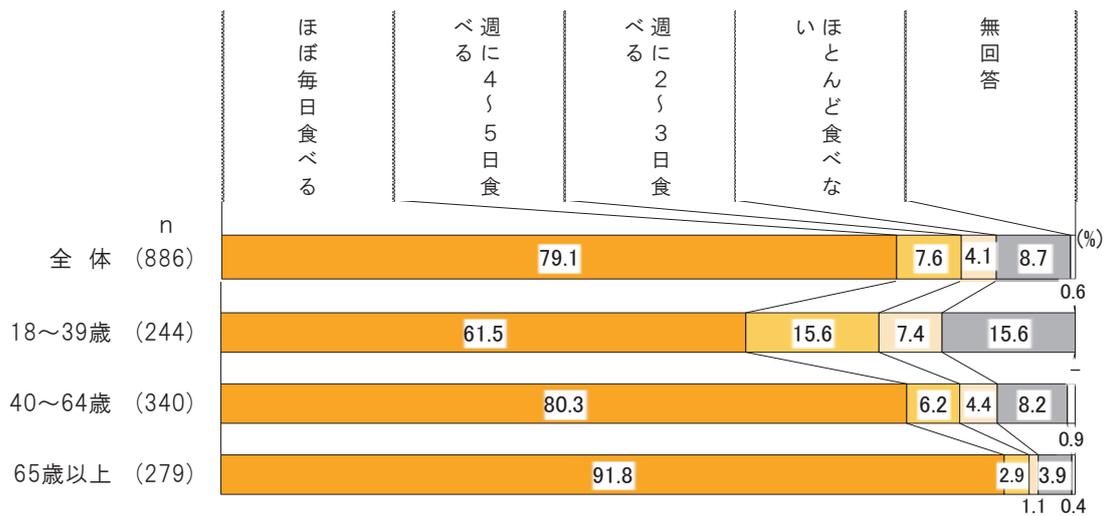
出典：健康に関するアンケート調査（令和2年度）

²⁶ 食事をとらないこと。また、家庭の経済的な事情等により、とるべき食事を抜くこと。

＜朝食の摂取状況（成人）＞



＜朝食の摂取状況（成人／年齢別）（令和2年度）＞



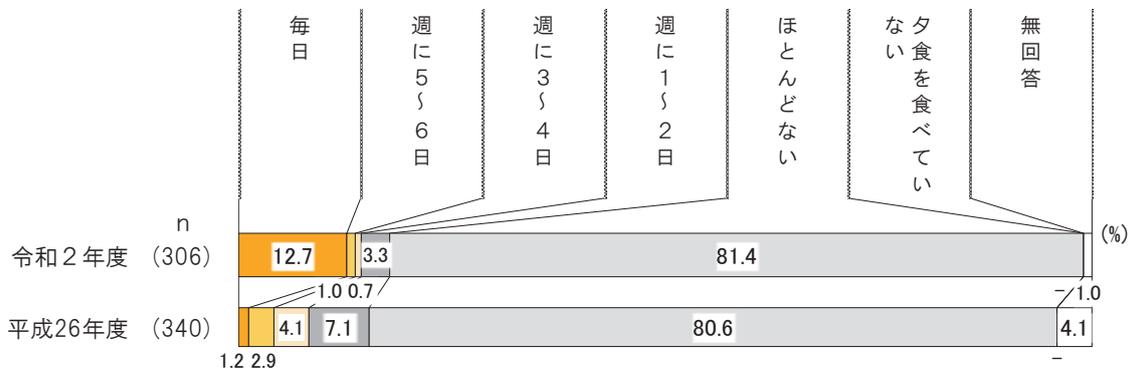
出典：健康に関するアンケート調査（令和2年度）

本調査は、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が行われている時期に実施したものです。
 （詳しくは27ページ「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言時の調査について」を参照）

【孤食²⁷の頻度（夕食）】

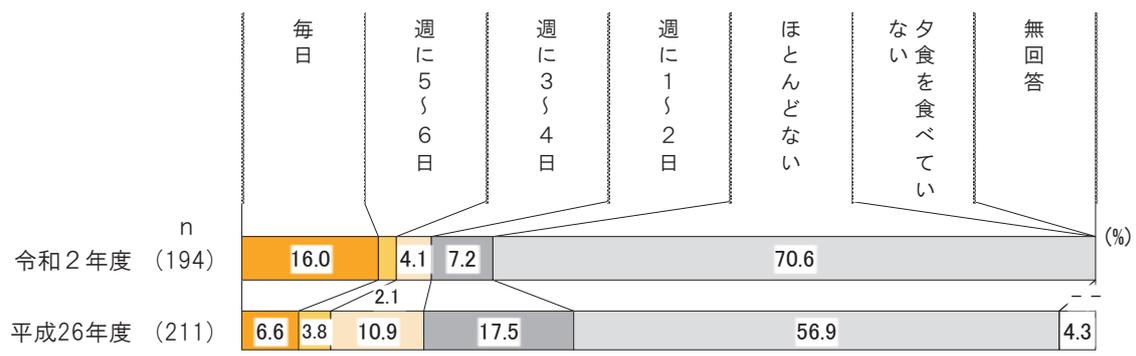
○夕食を一人で食べることが週3日以上である子どもが、小学生、中学生ともに増加していることは、近年の食環境や生活習慣の変化に要因があると考えられます。家族と一緒に楽しく食事をする（共食²⁸）の大切さを、周知・啓発しなくてはなりません。

＜孤食の頻度（夕食）（小学生）＞



※「夕食を食べていない」という選択肢は今回調査から新設

＜孤食の頻度（夕食）（中学生）＞



※「夕食を食べていない」という選択肢は今回調査から新設

出典：健康に関するアンケート調査（令和2年度）

健康ライフ☆のたね

■いろいろな「こ食」があります

孤食という言葉が使われ始めてから、様々な「こ食」が使われています。孤食は家族が不在の食卓で一人さみしく食べることを、個食²⁹は家族それぞれが食卓で別のメニューを食べることを指します。どちらのこ食も、栄養バランスの乱れや、家族とのコミュニケーション不足が心配されているものです。

そのほかにも、「固食」（自分の好きな決まったものばかり食べる）、「小食」（少食。いつも食欲がなく食べる量が少ないこと）、「粉食」（粉を使った主食を好んで食べる）など、いろいろな漢字が使われることがあります。

このページでは、「孤食」としてアンケートをたずねたことから「孤食」と表記していますが、施策等の説明時には、場合によって「こ食」と平仮名表記する場合があります。

²⁷ 家族と一緒に暮らしていても一人で食事をとること。

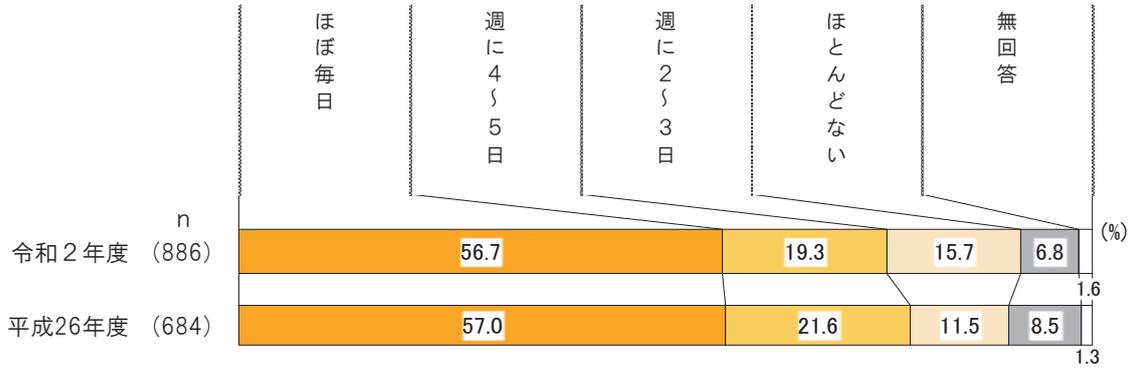
²⁸ 家族・友人・親せきなどと一緒に食事をする。

²⁹ 家族と一緒に食事をして、それぞれが自分の好きなものを食べる。

【バランスのよい食事の頻度】

○バランスのよい食事の頻度では、「ほぼ毎日」が56.7%で最も高く、前回調査との比較ではあまり変化はみられませんでした。主食・主菜・副菜をそろえて食べることを周知・啓発するとともに、バランスのよい食事を継続的にとることで適正体重の維持や生活習慣病予防につながることを啓発しなくてはなりません。

＜バランスのよい食事の頻度（成人）＞

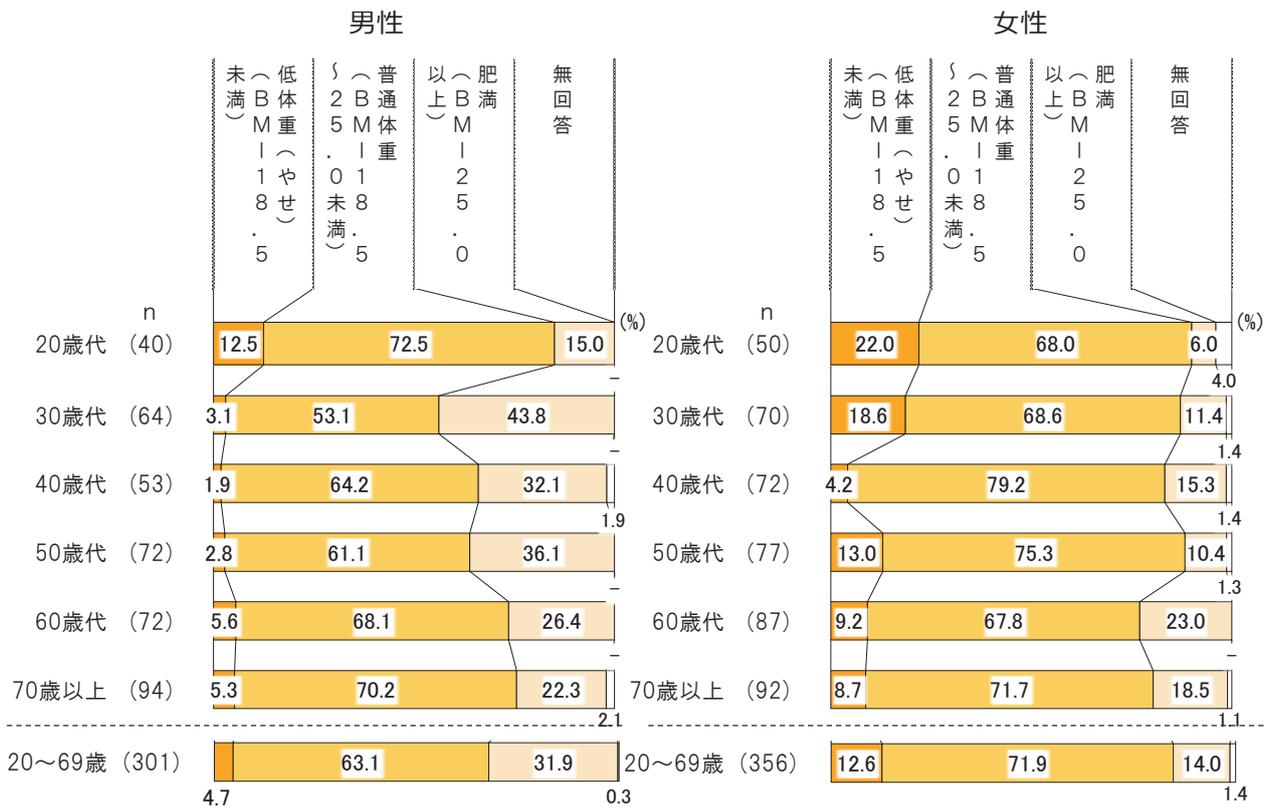


出典：健康に関するアンケート調査（令和2年度）

【適正体重】

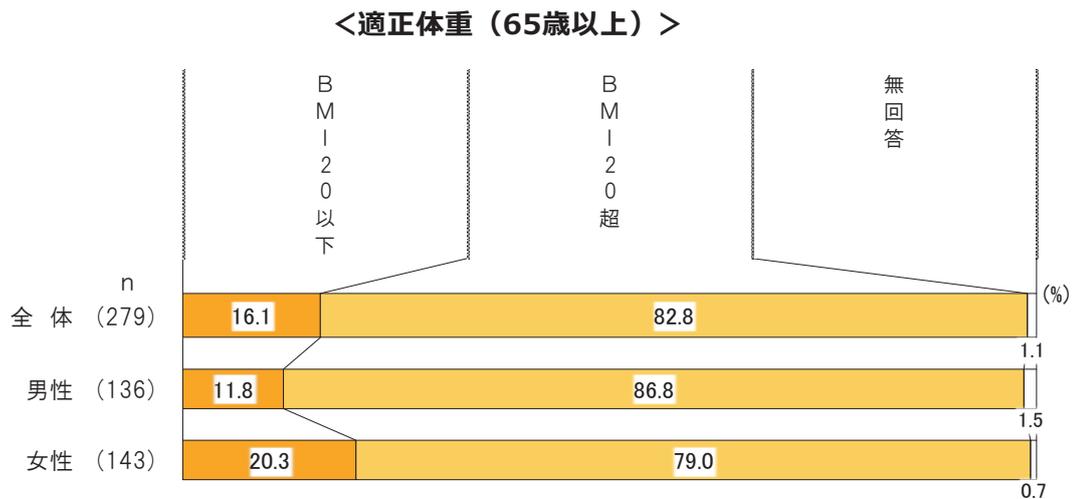
○20歳代女性のやせの者の割合は22.0%、20～60歳代（20～69歳）の男性の肥満者の割合は31.9%でした。ライフステージに応じた適切な体重の認識と体重管理能力の定着が課題です。

＜適正体重（成人／年齢別）＞



出典：健康に関するアンケート調査（令和2年度）

○低栄養傾向（BMI 20以下）の高齢者（65歳以上）の割合は16.1%でした。

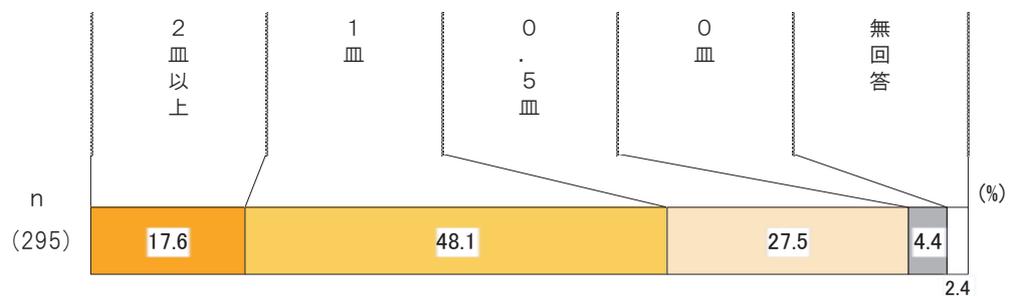


出典：健康に関するアンケート調査（令和2年度）

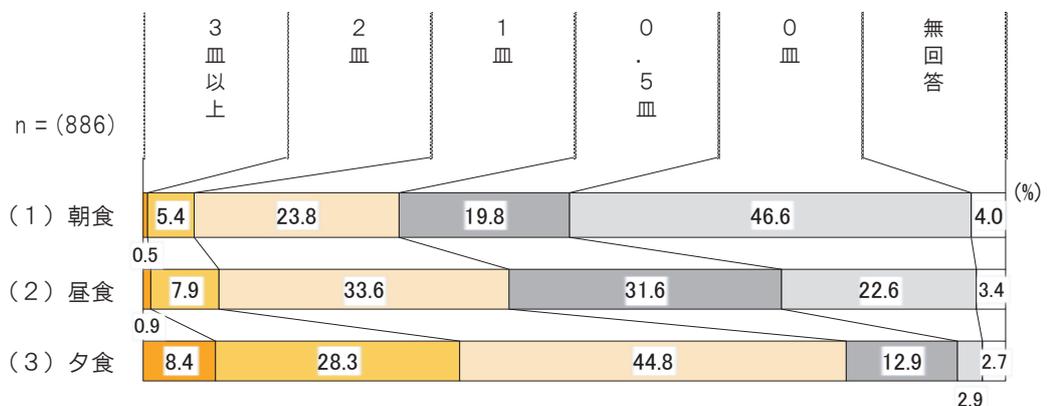
【野菜料理の1日の平均摂取皿数】

○野菜摂取量の平均値が国・県の平均値より低いと考えられることから、食に関する指導や教室、ホームページや広報などを通じて、野菜摂取の重要性を広める必要があります。

<野菜料理の1日の平均摂取皿数（5歳児）>



<野菜料理の1日の平均摂取皿数（成人）>



出典：健康に関するアンケート調査（令和2年度）

健康ライフ☆のたね

■ 1日に摂取する野菜の量は1日5皿（350g）が目安です

野菜は「健康に良い」と理解していても、意識しなければ十分な量を摂取することができません。「健康日本21（第二次）」では、生活習慣病などを予防し、健康な生活を維持するための目標値の一つに「野菜類を1日350g以上食べましょう」と掲げられています。

野菜350gは小皿（小鉢）5皿分に相当します。1回の食事にサラダや野菜が主材料の小鉢を1食1皿以上・1日5皿分を食べることをめざしましょう。また、調理の工夫や簡単に野菜を多く食べる料理を取り入れ、主食・主菜・副菜をそろえた食事を心がけ、調味料などにも工夫をしてみましょう。

◆野菜5皿分の例◆



野菜サラダ

おひたし



きんぴら
ごぼう

酢の物



具沢山
みそ汁



※野菜の煮物、野菜炒めなどは1皿で2皿分と数えます。



野菜の煮物

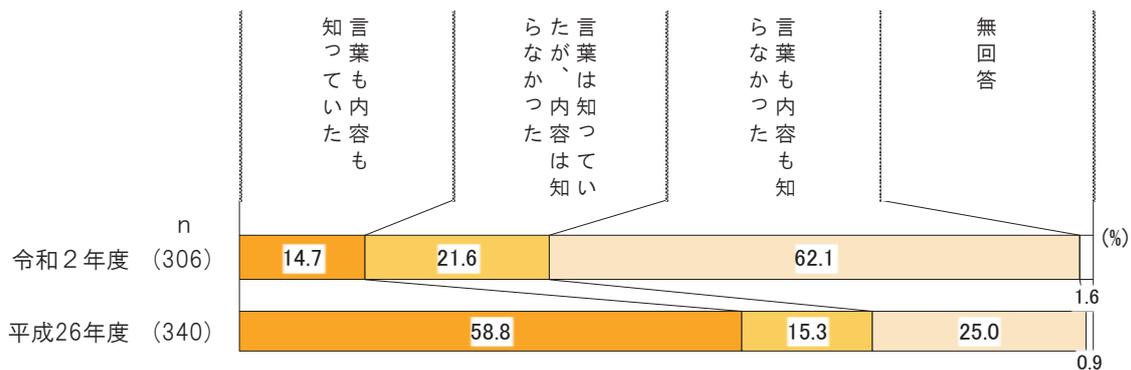


野菜炒め

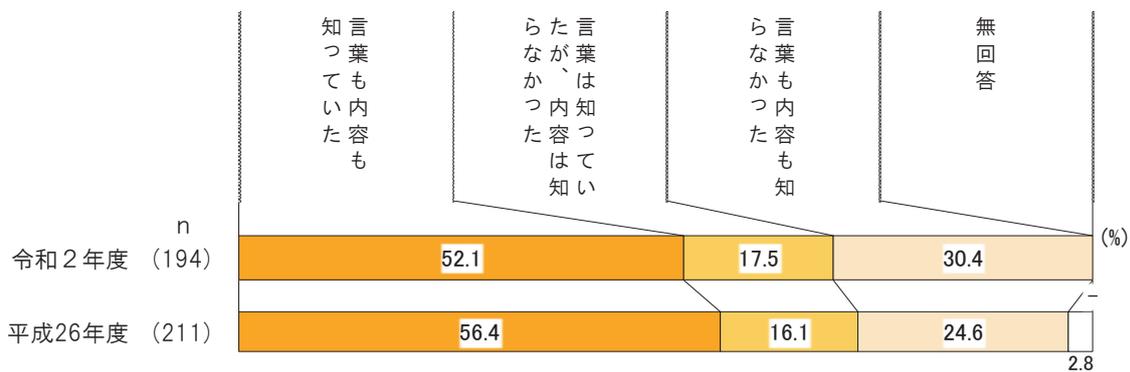
【「地産地消」³⁰の認知状況と地場産食材の利用意向】

○小学生、中学生の地産地消の認知状況が前回調査と比較すると低下し、成人では増加しました。しかし、地場産食材の利用意向は低い状況にあります。食に関する指導や教室、給食を通して周知を進め、小売店や生産者と連携して地場産食材の利用を推進していくことが重要です。

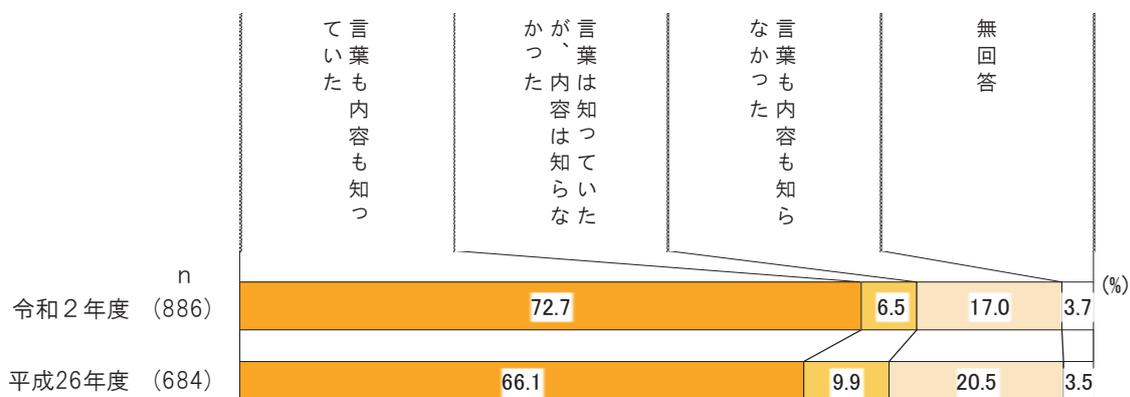
＜「地産地消」の認知状況（小学生）＞



＜「地産地消」の認知状況（中学生）＞



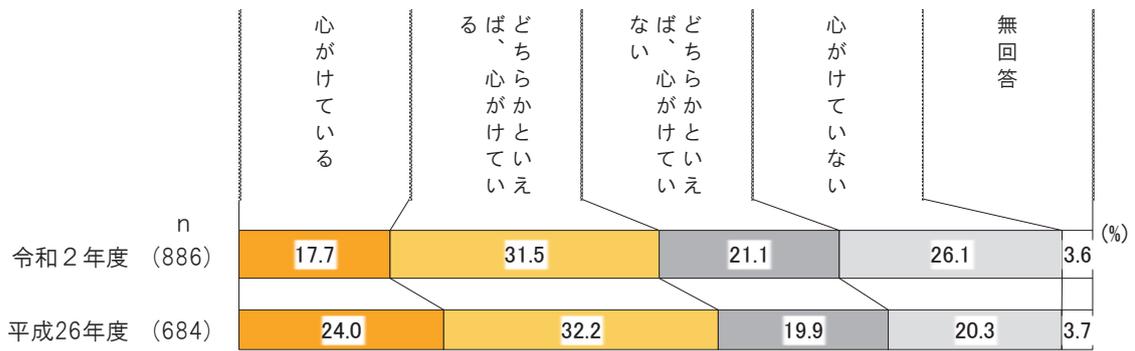
＜「地産地消」の認知状況（成人）＞



出典：健康に関するアンケート調査（令和2年度）

³⁰ 地域で生産された農産物を、直売所での販売や、学校給食への供給などにより、その地域で消費すること。

＜地場産食材の利用意向（成人）＞

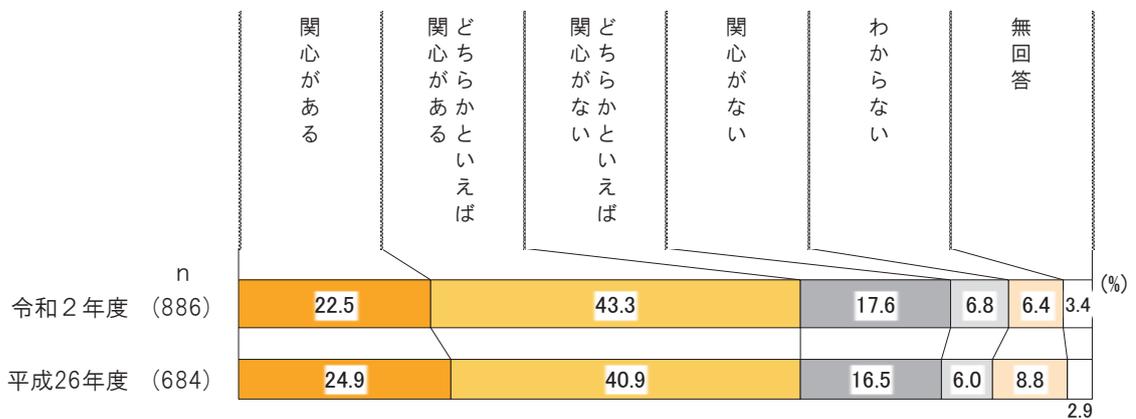


出典：健康に関するアンケート調査（令和2年度）

【「食育」の関心度】

○食育への関心度では、「どちらかといえば関心がある」が43.3%で最も高く、「関心がある」(22.5%)と合わせた《関心がある》は65.8%となっており、前回調査との比較ではあまり変化はみられませんでした。市民にわかりやすい形で食育の情報提供を行っていく必要があります。

＜「食育」の関心度（成人）＞



出典：健康に関するアンケート調査（令和2年度）

取組

市民の取組

ライフステージ	内容
乳幼児期	<ul style="list-style-type: none"> ○朝食をはじめ、三度の食事をしっかり噛んで食べましょう。 ○家族そろって食べる習慣を身につけましょう。
児童生徒期	<ul style="list-style-type: none"> ○朝食をはじめ、三度の食事をしっかり噛んで食べましょう。 ○家族そろって食べる習慣を身につけましょう。 ○学校給食や授業などを通じて、食に関する知識を身につけましょう。
成人期 (妊産婦含む)	<ul style="list-style-type: none"> ○三度の食事をきちんととり、主食・主菜・副菜のそろったバランスのよい食事をとるように心がけましょう。 ○薄味を心がけ、素材の持ち味やうま味を楽しみましょう。
高齢期	<ul style="list-style-type: none"> ○三度の食事をきちんととり、主食・主菜・副菜のそろったバランスのよい食事をとるように心がけましょう。 ○食事をしっかり噛むよう心がけましょう。 ○家族や仲間と食べる機会を増やしましょう。
市民全体	<ul style="list-style-type: none"> ○自分の健康づくりを意識し、積極的に食に関する適切な情報を取り入れましょう。 ○食事のマナーやあいさつに関する知識を身につけ、日頃から取り組みましょう。 ○季節に応じた食材を使った料理や行事食³¹を取り入れましょう。 ○食べ物の大切さを学び、食べ物に対する感謝の心を育みましょう。 ○地元の食材の良さを知り、食卓に取り入れましょう。

関係機関の取組

- 積極的に食育の推進に努めるとともに、食育の推進に関する活動に協力します。
(富士見市食生活改善推進員協議会・地域活動栄養士PFCの会・女子栄養大学・私立幼稚園)
- 地場産食材の供給体制の整備に努めます。(いるま野農業協同組合)
- 高齢者の低栄養を防ぎバランスのよい食事がとれるよう、関係者と連携して支援します。
(高齢者あんしん相談センター³²・介護保険事業者)

³¹ 各地域に伝承される、郷土色豊かな料理で、年中行事やそれぞれの土地固有の行事の際に供される華やかで特別な食事のこと。

³² 高齢者のための身近な総合相談窓口。主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師が配置され、介護・健康・福祉などの相談、高齢者虐待への対応や成年後見制度の利用支援、介護予防プランの作成、ケアマネジャーへの支援や関係機関とのネットワークづくりを担う機関。高齢者あんしん相談センターは地域包括支援センターの愛称。

市の取組

- 乳幼児から健康的な食習慣の確立、若い女性のやせ増加への対応、成人の生活習慣病予防、高齢者の低栄養への対応等、ライフステージや生活習慣の変化に応じた食生活の支援をします。また、主食・主菜・副菜そろったバランスのよい食事により、野菜摂取量の増加につなげていきます。
- 食環境整備の一環として、食に関するボランティア活動の育成と充実を図ります。
- 地元の食材の良さを知り、地場産食材を積極的に活用できるよう支援します。

●市の主な取組● (★：重点的に取り組むこと)

1. ライフステージに応じた食育の推進

(1) 乳幼児への食育の推進

「早寝早起き朝ごはん」を推進し、望ましい食習慣について普及啓発を行います。

事業名 (関係課)	内容
食育の推進 (公立保育所) (保育課)	公立保育所において、望ましい食習慣やマナーに関する普及啓発をはじめ、地場農産物を使用した給食や行事食の提供などにより、児童に対する食育を推進します。また、給食食材に関する情報提供やおたよりを通じた啓発などにより、保護者に対する食育を推進します。
★乳幼児健康診査 (子ども未来応援センター)	乳幼児の発育・発達、育児環境、保護者の育児不安を確認し、疾病を早期に発見します。また、発育や栄養状態の確認を行った上で、月齢に応じた食生活指導を行います。

(2) 児童生徒への食育の推進

「早寝早起き朝ごはん」を推進し、教育活動を通して、食育や望ましい食習慣の普及啓発を行います。

事業名 (関係課)	内容
★食に関する指導 (学校教育課・学校給食センター)	児童生徒に考えさせる食育を展開するために、栄養教諭や学校給食センターと連携した、実践的、体験的な学習を実施します。 (学校教育課) 食育や望ましい食習慣、食文化、地産地消についての大切さを、児童生徒に認識させるために、栄養教諭が食に関する指導を行います。 (学校給食センター)

(3) 成人・高齢者への食育の推進

食育や望ましい食習慣の普及啓発を行います。

事業名 (関係課)	内容
食育推進事業 (健康増進センター)	食育で身につけてもらいたい「感謝の心」、「栄養バランスの大切さ」、「食事のマナー」、「食事の重要性や心身の健康」、「食品を選択する能力」、「食文化の理解」などをテーマに料理教室や講演会を動画配信等も活用しながら実施します。
★生活習慣病予防講座(食講座) (健康増進センター)	生活習慣病予防を目的とし、継続可能な食生活をテーマに、講座・調理実習を開催します。
★集中型介護予防³³教室 (健康増進センター)	体力や身体機能の維持向上を目的に、作業療法士、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等の専門職による教室を行います。

2. 地域に根ざした食育の推進

(1) 食に関するボランティア活動等への支援

地域における食育活動への支援を行います。

事業名 (関係課)	内容
【新規】 子ども食堂³⁴を行う団体への支援 (子ども未来応援センター)	孤食や生活困窮により、団らんや十分な食事が取れていない子どもに無料や安価で食事を提供する実施団体への支援を行います。
食生活改善推進員養成・育成支援(ヘルスマイト養成講座) (健康増進センター)	食を通じて地域の健康づくりを推進する食生活改善推進員(ヘルスマイト)を養成する講座で、栄養の基礎知識などの講義をはじめ、バランス食の調理実習や、ヨガ講座などを実施します。

(2) 食事マナーや食文化の継承

食事のマナーやあいさつについて啓発を行い、実践できるよう推進します。

事業名 (関係課)	内容
食育の推進(公立保育所) (保育課) [再掲]	公立保育所において、望ましい食習慣やマナーに関する普及啓発をはじめ、地場農産物を使用した給食や行事食の提供などにより、児童に対する食育を推進します。また、給食食材に関する情報提供やおたよりを通じた啓発などにより、保護者に対する食育を推進します。

³³ 介護が必要な状態になることを防ぐこと。また、介護が必要な状態になっても、その状態を維持、改善して、悪化させないようにすること。

³⁴ 地域の子供達や保護者などを対象に食事を提供するコミュニティのこと。

事業名 (関係課)	内容
食に関する指導 (学校教育課・ 学校給食センター) [再掲]	児童生徒に考えさせる食育を展開するために、栄養教諭や学校給食センターと連携した、実践的、体験的な学習を実施します。 (学校教育課) 食育や望ましい食習慣、食文化、地産地消についての大切さを、児童生徒に認識させるために、栄養教諭が食に関する指導を行います。 (学校給食センター)

(3) 地産地消の推進

地元農産物・食材や地産地消活動の情報提供に努めます。

事業名 (関係課)	内容
★地元農産物の利 用促進 (農業振興課)	農業者等にシール「富士見市生まれ」の配布や、イベント等開催時に富士見市農業マップを参加者や来場者へ配布し、地元農産物を消費者へ周知を行います。

※その他の取組は、「資料編 第3節関連事業一覧」を参照

数値目標 (◎：新たに取り組む指標)

指標		現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	出典
朝食の摂取状況 (「朝食を毎日食べる」と 答えた割合)	小学生(5年生)	91.5%	98.0%	健康に関する アンケート調査 (令和2年度)
	中学生(2年生)	78.9%	92.0%	
	18~39歳	61.5%	76.0%	
夕食を一人で食べることが週3回以上の子どもの割合	小学生(5年生)	14.4%	減少傾向へ	
	中学生(2年生)	22.2%	減少傾向へ	
バランスのよい食事の頻度 (「主食・主菜・副菜を組み合 わせた食事を1日2回以 上食べる日」が「ほぼ毎日」 と答えた割合)	成人	56.7%	70.0%	
◎適正体重を維持してい る者の増加	20~60歳代 男性の肥満者	31.9%	25.0%	
	20歳代 女性のやせの者	22.0%	20.0%	
◎低栄養傾向(BMI20以 下)の高齢者の割合の増 加の抑制	65歳以上の 低栄養の者	16.1%	17.0%	

第4章 健康増進計画・食育推進計画・歯科口腔保健推進計画

指標		現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	出典
◎野菜摂取量の平均値の増加 ※1皿は70g	5歳児	1皿	2皿	健康に関するアンケート調査 (令和2年度)
	成人	2.5皿	4皿	
食生活改善推進員数	食生活改善推進員数	66人	73人	令和2年度食生活改善推進員協議会総会資料
地場産食材の利用状況 (地元産食材の利用を「心がけている」「どちらかといえば心がけている」と答えた割合)	成人	49.2%	62.0%	健康に関するアンケート調査 (令和2年度)
学校給食センターにおける地場産食材利用状況 ※「地場産食材使用率(重量割合)」(第6次基本構想第1期基本計画の指標名)	重量ベース	33.8% (令和元年度)	42.0%	学校給食センター資料
食育への関心 (食育に「関心がある」「どちらかといえば関心がある」と答えた割合)	成人	65.8%	75.0%	健康に関するアンケート調査 (令和2年度)



食育推進事業（調理実習）



食育推進事業（講演会）



食生活改善推進員による
健康づくり料理講習会



子ども食堂

健康ライフ☆のたね

■レシピサイト「クックパッド」の「富士見市公式キッチン」を活用してみませんか？

日本最大のレシピサイト「クックパッド」に「富士見市公式キッチン」がオープンしました。富士見市産の食材情報とそれらを使用したレシピ、また、市の管理栄養士考案の健康レシピ、健康増進・食育推進事業などを随時発信していきます。ぜひ、「食」の参考にご利用ください！

▼パソコンはこちらからご利用いただけます。

<https://cookpad.com/kitchen/17172420>

▼携帯・スマホはこちらからご利用いただけます。



※利用は無料ですが、通信料は自己負担となります。

第2節 身体活動・運動

めざすべき姿

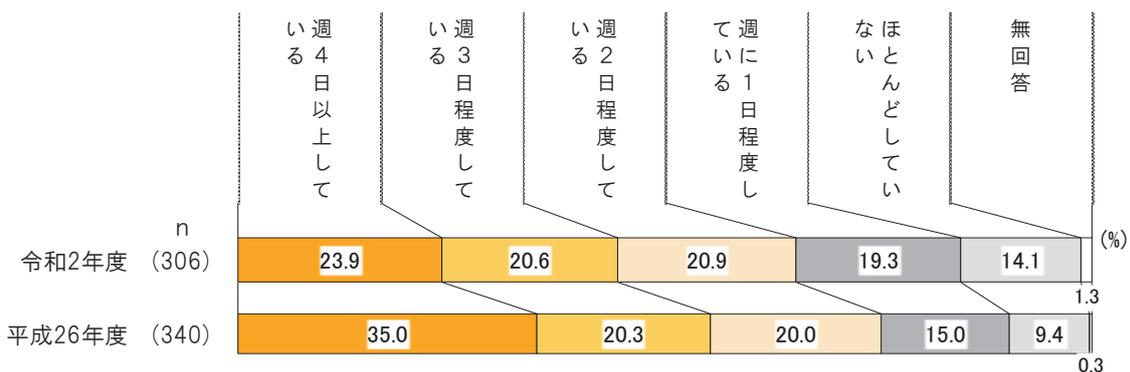
- 意識的に身体を動かし、自分にあった運動習慣を身につけよう。
- 日常生活などのあらゆる機会を通じて外出する、地域活動に参加するなど、身体活動量を増やそう。

現状と課題

【体育の授業以外に30分以上の運動をする日数、30分以上の運動の状況】

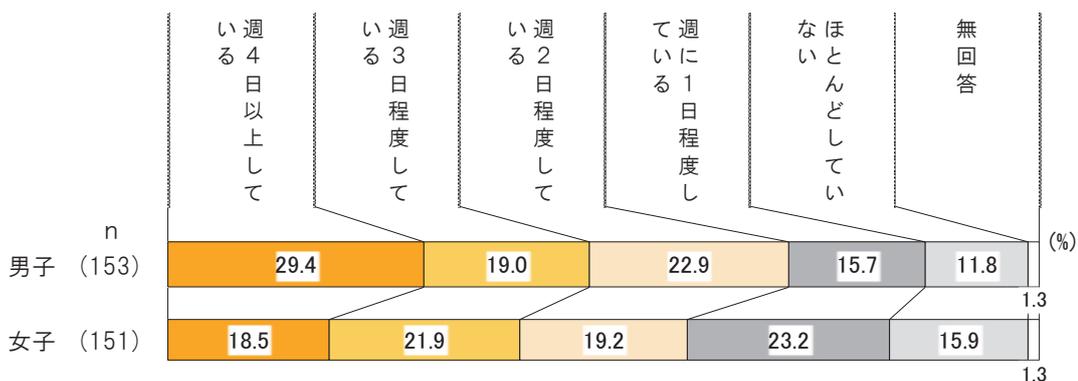
○小学生、中学生、成人いずれも「1回30分以上」の運動状況について、「ほとんどしていない」が前回調査よりも増加しました。また、運動を行う頻度の割合も減少しました。そのため、運動による健康づくりの普及啓発や運動習慣の定着の強化が課題となっています。

＜体育の授業以外に30分以上の運動をする日数（小学生）＞



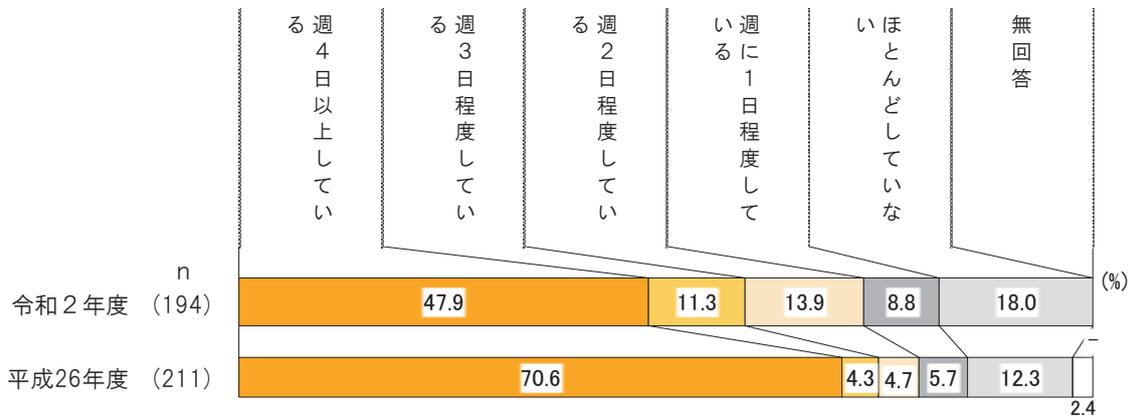
○「1回30分以上」の運動をする日数について、「ほとんどしていない」、「週に1日程」と回答した男子が27.5%、女子が39.1%いました。

＜体育の授業以外に30分以上の運動をする日数（小学生／性別）＞

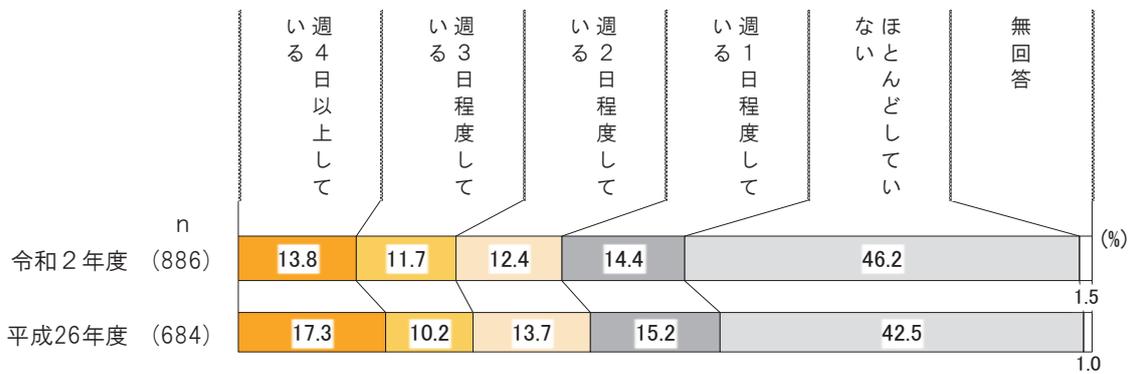


出典：健康に関するアンケート調査（令和2年度）

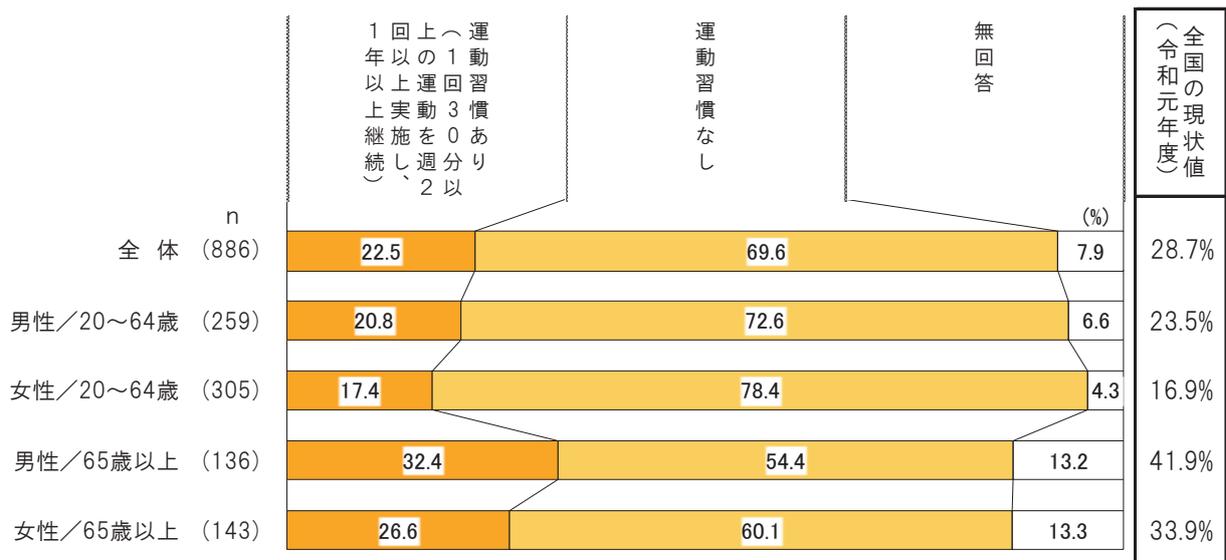
< 体育の授業以外に30分以上の運動をする日数（中学生） >



< 30分以上の運動の状況（成人） >



< 国の指標（「1回30分以上」+「週2回以上」+「1年以上継続」）に当てはめた現状値との比較 >



出典：健康に関するアンケート調査（令和2年度）

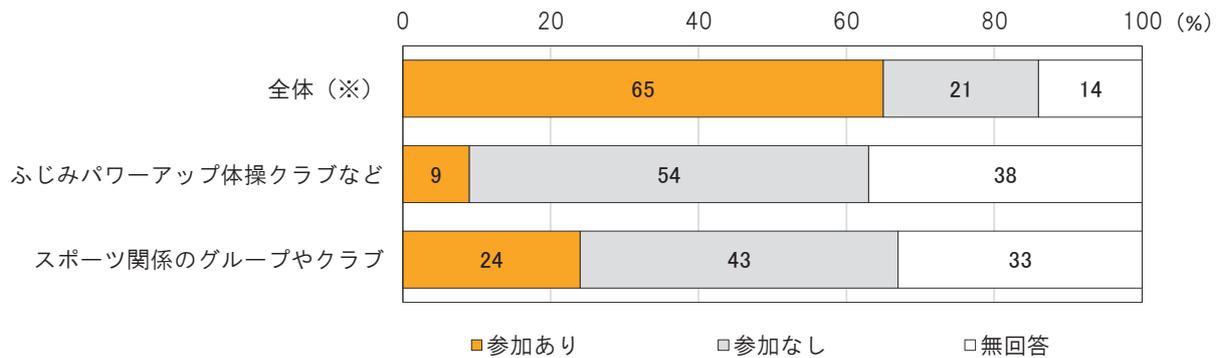
本調査は、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が行われている時期に実施したものです。

（詳しくは27ページ「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言時の調査について」を参照）

【地域での活動について】

○65歳以上の高齢者では、地域でのグループ活動や趣味、運動サークル等の外出をしている方が65%いましたが、運動を定期的に行う体操クラブやスポーツクラブの参加は9%、24%といずれも3割以下でした。市民が自ら介護予防に取り組めるよう、身近な場所で運動を継続できる支援の充実が課題です。

＜地域での活動について（65歳以上）＞



※全体とは、グラフの2項目以外のほか、ボランティア、趣味、学習・教養、老人クラブ、町内会、収入のある仕事のどれか一つでも参加している者

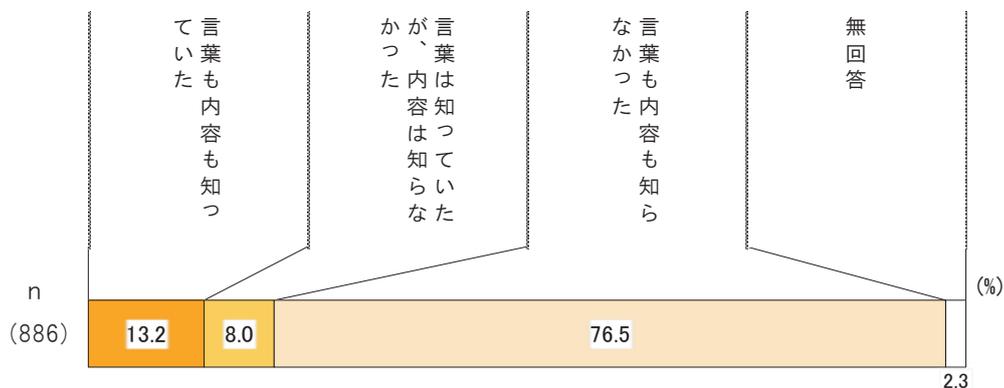
出典：高齢者等実態調査報告書（令和元年度）

※出典が整数表記のため、図表は小数点第1位以下を表示していない

【「フレイル」の認知状況】

○フレイルについての認知は、1割程度でした。フレイルに関する知識の普及啓発やフレイルチェック体制の強化などを図る必要があります。

＜「フレイル」の認知状況（成人）＞

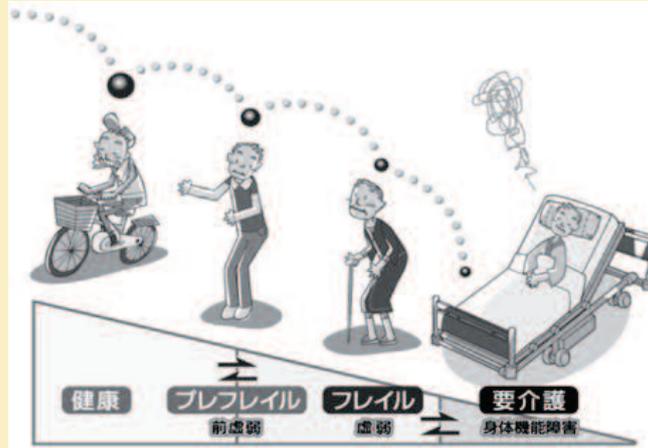


出典：健康に関するアンケート調査（令和2年度）

健康ライフ☆のたね

■フレイル予防に取り組みましょう～市民による市民のためのフレイル予防～

歳を重ねるにつれて心身の活力（筋力、認知機能、社会とのつながり等）が低下した状態を「フレイル」と呼び、健康的な状態と要介護状態の中間の状態を指します。



市民がいつまでも元気であるために、本市ではフレイルチェック事業に取り組んでおり、地域に住むフレイルに陥っている方を早期発見・早期対処する「フレイルチェック」といわれる測定会を実施します。フレイルチェックは、フレイルについて講座や勉強を重ねた「フレイルサポーター」と呼ばれる市民が、フレイルチェックに参加した市民に対して「筋肉量、栄養状態、お口の健康、社会参加」などを測定します。

フレイルチェックでフレイルの兆候がみられた方には、市で行っている介護予防教室やふじみパワーアップ体操クラブなどを紹介し、フレイル状態からの改善を支援します。



出典：フレイル予防ハンドブック（東京大学高齢社会総合研究機構 飯島 勝矢 監修）

取組

市民の取組

ライフステージ	内容
乳幼児期	○外遊びや、全身を使った遊びをしましょう。
児童生徒期	○いろいろな運動やスポーツをしましょう。 ○体育の授業などで、しっかりと身体を動かしましょう。 ○スポーツイベントや大会に参加しましょう。
成人期 (妊産婦含む)	○自分にあった運動を見つけて取り組みましょう。 ○生活習慣病予防やストレス発散など、健康づくりを意識して運動に取り組みましょう。
高齢期	○自分の健康状態や体力に応じた運動・身体活動を楽しみましょう。

関係機関の取組

- 気軽に身体を動かせるような場や身近な場所で、スポーツやレクリエーションに親しめる機会についての情報を提供します。(富士見市スポーツ協会)
- 健康づくり・介護予防のための運動やレクリエーションを通じた仲間づくりを推進します。(ふじみパワーアップ体操地域クラブ連絡会)
- 身近な場所で、幅広い年代が気軽にスポーツやレクリエーションに親しめる機会を提供します。(富士見市スポーツ推進委員連絡協議会)

市の取組

- 健康マイレージの参加者数を増やし、運動習慣づくりの推進をめざします。
- 身体活動・運動は生活習慣病予防だけでなくフレイル予防にもつながります。超高齢社会に対応するための、運動習慣づくりの環境整備や普及啓発を行います。

●市の主な取組● (★：重点的に取り組むこと)

1. 運動習慣づくりの推進

気軽に身体を動かせる場などで、スポーツやレクリエーションに親しめる機会の提供を行います。

事業名 (関係課)	内容
サイクリングコースの利用促進 (シティプロモーション課)	身近な場所で健康づくりに取り組んでもらうため、3つのサイクリングコース(「富士見サイクリングコース」・「新河岸川サイクリングコース」・「富士見江川サイクリングコース」)において、距離表示シートを設置するなど、運動習慣づくりをしやすい環境整備を促進します。
★スポーツ・レクリエーション活動の普及啓発 (文化・スポーツ振興課)	市民に身近な場所でスポーツに親しんでもらうため、広報やホームページを通じて実施事業やスポーツ施設に関する情報提供を行います。
スポーツイベント・スポーツ教室 (文化・スポーツ振興課)	参加者の年齢や能力に応じた運動の機会を提供するため、指定管理者やスポーツ推進委員、地域のスポーツ団体と連携・協力をしながら、スポーツ教室などのイベントの充実を図ります。

2. 児童生徒の運動に親しむ力と体力づくりの推進

運動や身体を動かす楽しさを育む指導や、運動の機会、環境づくりを行います。

事業名 (関係課)	内容
子どもスポーツ大学☆ふじみ (文化・スポーツ振興課)	子どもたちが普段体験できないスポーツに触れ、一流選手等から学ぶ機会を創出するため、子どもスポーツ大学☆ふじみを開催します。
学校体育事業 (学校教育課)	新学習指導要領に則った年間指導計画となるよう計画を作成するために、単元配列を見直し、その運動で身に付ける資質・能力を明確にした指導計画を作成、実践します。
★体力向上に向けた取組 (学校教育課)	児童生徒の体力の向上の取組や課題について分かりやすく示し、家庭の協力も得られるようなメッセージ性のある記事を掲載します。また、関東大会や全国大会の結果を周知し、選手を称えます。

3. 生活習慣病予防など健康づくりのための運動機会の定着の推進

健康づくりのための運動について普及啓発を行います。

事業名 (関係課)	内容
生活習慣病予防講座 (運動講座) (健康増進センター)	運動の楽しさや体を動かす気持ちよさを体験してもらうことをテーマとし、生活習慣病予防を目的とした運動初心者向けの講座を実施します。
【新規】 ★健康マイレージ事業 (健康増進センター)	生活習慣病予防として歩くことを習慣化してもらうため、歩数に応じたポイント獲得・運動教室参加によるポイント獲得によって、プレゼント抽選に参加できる等、楽しみをもちながら歩くことを促します。

4. 高齢者の身体活動の推進

筋力など身体機能維持のための運動についての普及啓発や、身近な場所で身体を動かせる機会や情報の提供をします。

事業名 (関係課)	内容
老人クラブの支援 (高齢者福祉課)	老人クラブ及び連合会の各種活動（社会奉仕、健康・教養講座開催、スポーツ等）の運営費に対して補助を行い、生きがいの充実や自主活動を支援します。
集中型介護予防教室 (健康増進センター) [再掲]	体力や身体機能の維持向上を目的に、作業療法士、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等の専門職による教室を行います。
ふじみパワーアップ 体操普及事業 (健康増進センター)	運動と社会参加を目的に、身近な場所で体操できる機会を提供します。
【新規】 ★フレイルチェック 事業 (健康増進センター)	フレイル状態にある高齢者を把握し、早期に介入することで要介護状態になることを防ぎます。また、高齢者がフレイルサポーターとして活躍することで、助け合いや支え合いによる健康づくりができるまちをめざします。
高齢者学級の支援 (軽スポーツ型のク ラブ活動) (各公民館)	高齢者の生きがいづくり、参加者同士の親睦・交流を深める場として、体操やウォーキング、ペタンク等の運動やレクリエーション活動を実施します。

※その他の取組は、「資料編 第3節関連事業一覧」を参照

数値目標 (◎：新たに取り組む指標)

指標		現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	出典
1週間の総運動時間が、60分未満の子どもの割合	小学生 (5年生)	男子 27.5%	減少傾向へ	健康に関するアンケート調査 (令和2年度)
		女子 39.1%	減少傾向へ	
運動習慣者(1回30分以上の運動を週2日以上実施し、1年以上継続している者)の割合	20~64歳	男性 20.8%	32.0%	
		女性 17.4%	35.0%	
	65歳以上	男性 32.4%	60.0%	
		女性 26.6%	50.0%	
市民健康増進スポーツ大会の参加者数	参加者数	5,771人 (令和元年度)	6,000人	文化・スポーツ振興課資料
◎健康マイレージの参加者数	参加者数	1,663人 (令和元年度)	3,700人	健康増進センター資料
◎パワーアップ体操クラブ数	クラブ数	56クラブ (令和元年度)	70クラブ	
◎フレイルチェック事業参加者数の増加	高齢者	0人 (令和元年度)	460人	健康増進センター資料
◎フレイルを知っている割合	成人	13.2%	40.0%	健康に関するアンケート調査 (令和2年度)



健康マイレージ事業



生活習慣病予防講座(運動講座)

第3節 健康管理

めざすべき姿

- がん検診や各種健診を受け、自分や家族の健康状態を把握し、疾病の発症予防と早期発見に生かそう。
- たばこやお酒が健康に及ぼす影響を知り、禁煙や適正飲酒で健康生活を心がけよう。

現状と課題

【がん検診の受診率】

○がん検診受診率は、平成27年度から算出方法が変わり、出典をがん検診結果統一集計結果報告書に変更しています。受診率は横ばいか低下傾向にあり、目標値には届いていません。継続受診者を維持していくとともに、新規受診者の増加に向けて更なる周知啓発をしなくてはなりません。（詳しくは23、24ページ「4. がん検診の状況」を参照）

がん検診受診率



出典：地域保健・健康増進事業報告

がん検診受診率



出典：がん検診結果統一集計結果報告書

健康ライフ☆のたね

■がん検診を受診しましょう

がんは本市の死因の第1位です。がんで死亡する方を減らすためには、定期的ながん検診受診が大切です。現在の体の状態を知るためにも、がん検診を受診しましょう！

富士見市のがん検診（令和2年度現在）

検診名	内容	対象者 (受診のめやす)
肺がん検診	胸部エックス線検査 エックス線で肺全体を撮影します。肺野部にできるがん（主に腺がん）の発見に適しています。	40歳以上の市民 (毎年)
大腸がん検診	検便検査 大腸がんやポリープなどがあると、便の中に血液が混じることがあるため、便に潜む血液の有無を調べる検査です。専用の容器に2日分の便を取って提出します。	
胃がん検診 (どちらかを選択)	胃部エックス線検査 胃を膨らませる発泡剤を飲んだ後に、バリウム（造影剤）を飲み、様々な角度から胃の内部をエックス線で撮影します。胃がんだけでなく、潰瘍やポリープなども発見できます。	
	胃内視鏡検査 小指ほどの太さのファイバーの先についた超小型カメラを口や鼻から挿入して、胃を中から直接観察する検査です。胃がんの早期発見に適した検査です。	50歳以上の市民 (2年に1回)
子宮頸がん検診	子宮頸部細胞診 ブラシや綿棒などで子宮頸部を軽くこすり、採れた細胞を染色して顕微鏡で調べます。	20歳以上の女性 (2年に1回)
乳がん検診	マンモグラフィー 専用のエックス線撮影装置で、乳房を装置に挟み圧迫して撮影します。触診では見つからない小さながんの発見に適しています。	40歳以上の女性 (2年に1回) ※30歳代の女性の方には個別検診の費用を助成しています。

【特定健康診査・特定保健指導の実施状況】

○特定健康診査の受診率は、43～44%台を推移しており、埼玉縣市町村平均を上回っています。特定保健指導実施率については、平成28年度から平成30年度までは上昇傾向であり、埼玉縣市町村平均を上回っていましたが、令和元年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、面談を中止していたこともあり、18.5%でした。どちらも富士見市国民健康保険特定健康診査等第3期実施計画の目標値には届いていないため、引き続き受診率・実施率向上に努めていく必要があります。

＜特定健康診査受診率・特定保健指導実施率＞

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
特定健康診査	埼玉縣市町村	38.9%	39.6%	40.3%	40.7%
	富士見市	43.8%	44.2%	44.0%	43.5%
特定保健指導	埼玉縣市町村	17.9%	17.6%	20.0%	19.8%
	富士見市	23.5%	25.6%	26.6%	18.5%

出典：特定健康診査等の実施状況に関する結果報告（法定報告）

*特定健康診査実施率（目標値）：60%（令和4年度）、特定保健指導実施率（目標値）：60%（令和4年度）

「富士見市国民健康保険 特定健康診査等第3期実施計画」

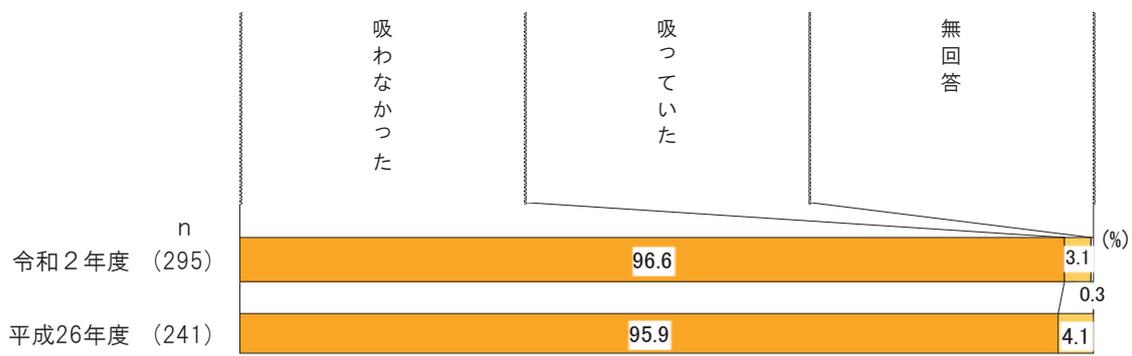
【妊娠中の喫煙・飲酒状況】

○妊娠中の喫煙・飲酒の割合については、前回調査より改善しており、また、どちらも国の現状値より低い*ですが、目標値には達していません。引き続き、妊娠中の禁煙・禁酒についての取組を推進する必要があります。

*妊娠中の喫煙をなくす：3.8%（平成25年）「厚生労働省 健康日本21（第二次）分析評価事業」

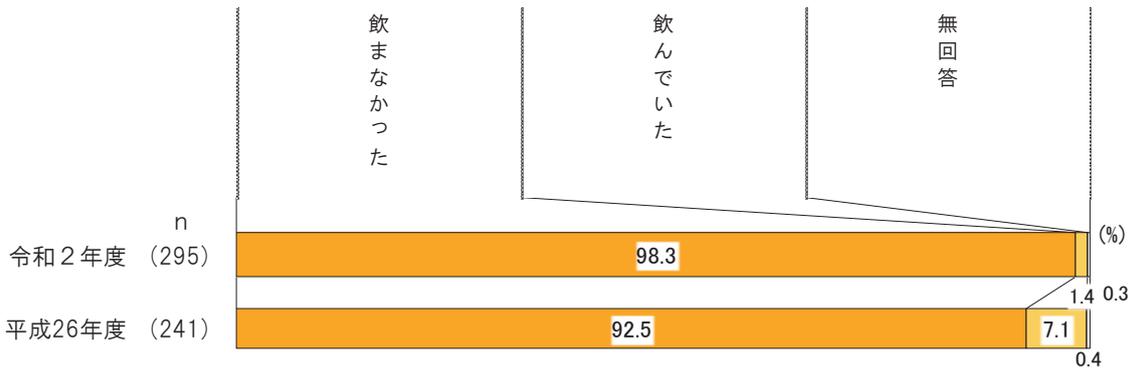
妊娠中の飲酒をなくす：4.3%（平成25年）「厚生労働省 健康日本21（第二次）分析評価事業」

＜妊娠中の喫煙状況（幼児保護者）＞



出典：健康に関するアンケート調査（令和2年度）

<妊娠中の飲酒状況（幼児保護者）>

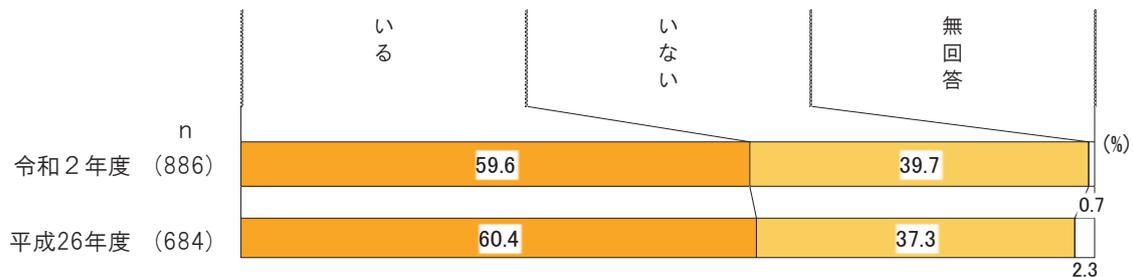


出典：健康に関するアンケート調査（令和2年度）

【かかりつけ医の有無】

○かかりつけ医を持つ者の割合は、59.6%で、前回調査との比較では大きな変化はみられませんでしたが、富士見医師会など関係機関と連携を図りながら、かかりつけ医を持つことの普及と定着を促進していくことが課題です。

<かかりつけ医の有無（成人）>



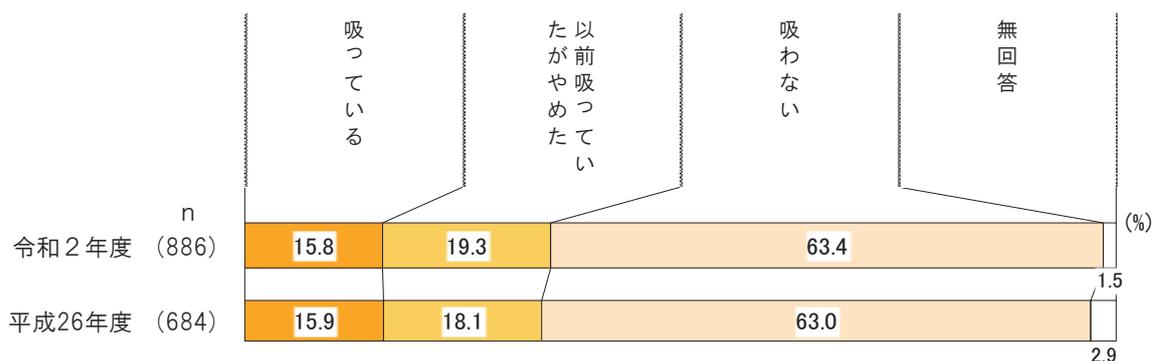
出典：健康に関するアンケート調査（令和2年度）

【喫煙の状況】

○喫煙の状況は、国や県の現状値と比較して低いですが*、目標値には達していません。しかし、アンケート調査結果では、「禁煙したい」人が喫煙者の約4割となっています。平成30年7月に健康増進法の一部を改正する法律が成立し、令和2年4月1日より全面施行されており、引き続きたばこが健康に及ぼす影響などの一層の啓発と禁煙希望者への支援、望まない受動喫煙に向けた取組が必要です。

*成人の喫煙率の減少（国）：17.8%（平成30年度）「厚生労働省 健康日本21（第二次）分析評価事業」
成人の喫煙率の減少（県）：19.6%（平成28年度）「埼玉県健康長寿計画（第3次）2019年度～2023年度」

<喫煙の状況（成人）>



健康ライフ☆のたね



■ たばこは周囲の人の健康を奪います

たばこは吸っている人の健康だけでなく、家族や友人、知人、職場の人など、周りの人の健康を奪います。副流煙と呼出煙とが拡散して混ざった煙を自分の意思とは関係なく吸い込んでしまうことを受動喫煙といい、受動喫煙により、がんや脳卒中、呼吸器疾患などの病気になる危険性を高め、さらには妊婦や赤ちゃんにまで、悪影響が及ぶことがわかっています。

■ 加熱式たばこ・電子たばこ

加熱式たばこや電子たばこ等をまとめて「新型たばこ」と呼んでいます。火をつけるつけないにかかわらず、ニコチン及び発がん性物質に曝露されるという点で、健康影響の懸念があります。因果関係の有無を推定する科学的根拠はまだ不十分ですが、使用者本人にも周囲にも健康影響が生じうると考えられます。

参考：厚生労働省 e-ヘルスネット:喫煙,令和元年

■ 「もったいない」を生み出してしまうたばこ

①時間を奪われる

1本5分の喫煙でも15本で1日1時間以上の時間を奪われてしまう。

②老けてみえる

皮膚が黒ずみ、皮下のコラーゲンが壊れてシワが増える。乾燥肌になりやすい。

③たばこ代がかかる

たとえば1箱（20本入り）500円のたばこを、1日1箱吸っている場合、たばこ代は1か月で約15,000円、1年で約18万円かかる。

④家族も道連れにする

喫煙する親の子どもは、喫煙しない親の子どもに比べて将来2～3倍喫煙しやすくなる。

参考：厚生労働省健康局健康課:禁煙支援マニュアル(第二版)増補改訂版,平成30年

取組

市民の取組

ライフステージ	内容
妊娠期から産後期 [※]	<ul style="list-style-type: none"> ○妊娠・出産・育児に関する正しい知識や情報を知り、各種制度を適切に利用しましょう。 ○適切な時期に妊産婦健診を受診しましょう。
乳幼児期	<ul style="list-style-type: none"> ○定期的に健診を受け、その子なりの育ちを確認しましょう。 ○適切な時期に定期予防接種を受け、感染症予防に努めましょう。 ○子どもに受動喫煙をさせることのないように努めましょう。
児童生徒期	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもが健康に関する知識や体力を身につけ、生きる力を育むことができるよう、地域で子どもを育てましょう。 ○子どもの身長と体重の極端な変化に留意しましょう。
成人期・高齢期	<ul style="list-style-type: none"> ○自らの健康に関心を持ち続けましょう。 ○適正体重の維持に努めましょう。 ○年に1回は健診・がん検診（胃内視鏡、乳がん、子宮がん検診は2年に1回）を受診し、異常の早期発見に努めましょう。 ○かかりつけ医師を持ちましょう。 ○喫煙・受動喫煙の健康への影響や、お酒の適量等について学びましょう。 ○住み慣れた地域で安心した生活を続けられるよう、自分の地区の高齢者あんしん相談センターを活用しましょう。

※産後期とは、出産後から約1年のことを指します。

関係機関の取組

- 市と連携して乳幼児健診、がん検診、特定健診や予防接種の協力実施及び受診勧奨をしていきます。（富士見医師会）
- 市や富士見医師会と協力し、薬剤に関する普及啓発をしていきます。
（富士見・三芳薬剤師会）

市の取組

- 妊婦、乳幼児からの健康づくり対策の充実を図ります。
- 生活習慣の改善により、糖尿病、高血圧、脂質異常症などの生活習慣病を予防します。
- 健康づくりに対する市民意識の向上を図り、また、各種検（健）診の充実により、受診率向上につなげていきます。
- 望まない受動喫煙の防止を図るため、環境整備などの対策を関係機関と連携し、講じていきます。
- 適切な時期に対象者が予防接種を受けられるよう、予防接種制度の情報提供や接種勧奨、接種体制の整備に努めます。

●市の主な取組● （★：重点的に取り組むこと）

1. 妊婦から産婦の健康管理の推進

妊娠・出産・育児に関する正しい知識や情報について、継続的に周知を図ります。

事業名 (関係課)	内容
【新規】 妊娠届受理時の面談・情報提供 (子ども未来応援センター)	妊婦の生活や健康状態等を把握し、安心・安全な出産ができるよう情報提供及び必要な支援を行います。
パパママ準備教室 (子ども未来応援センター)	妊娠・出産・育児に関する知識や情報を伝え、安心して夫婦2人で子育てできるよう、支援します。また、妊娠をきっかけに家族の歯の健康と食事を見直し、その後の生活に活かせるよう、歯科衛生士と管理栄養士が講話を実施します。
【新規（産婦健診のみ）】妊産婦健康診査の助成 (子ども未来応援センター)	妊婦健診では、母体と胎児の健康を守るため、経済的支援として健診費用の一部を助成します。 産婦健診では産後の心身の不調を早期発見し、必要な支援を早期に開始するため、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の一環として費用の一部を助成します。

2. 乳幼児の健康管理の推進

関係機関による継続的な子育ての相談体制の充実・連携を図り、乳幼児のいる家庭への地域における支援、見守りを進めます。また、乳幼児の健康状態の確認、疾病の早期発見のため、乳幼児健診の受診を促すとともに、継続的に支援します。

事業名 (関係課)	内容
子どもの育ちの支援 (保育課)	公立保育所において、日常保育の中で児童の健康状態等を把握するとともに、定期的に内科健診や歯科検診などを行うほか、課業や遊びを通じて、児童の成長や発達に応じた身体づくりを行います。また、家庭や関係機関と連携し、児童の成長や発達に応じた支援を行います。

事業名 (関係課)	内容
新生児・乳児訪問 (子ども未来応援センター)	赤ちゃんと出産後の保護者の身体や生活についての不安や悩み等の相談を受け、必要な情報提供を行い、支援につなげます。
乳幼児健康診査 (子ども未来応援センター) [再掲]	乳幼児の発育・発達、育児環境、保護者の育児不安を確認し、疾病を早期に発見します。また、発育や栄養状態の確認を行った上で、月齢に応じた食生活指導を行います。
乳幼児相談 (子ども未来応援センター)	保護者の育児に関する不安を軽減し、乳幼児の心身の発育・発達を支援します。

3. 児童生徒の健康管理の推進

定期及び臨時の健診、就学時の健診等を円滑に実施していきます。

事業名 (関係課)	内容
定期・臨時健康診断 (学校教育課)	児童生徒等が自分の健康状態を認識するとともに、教職員がこれを把握して適切な学習指導等を行うことにより児童生徒等の健康の保持増進を図ります。
喫煙・飲酒・薬物乱用防止教室 (学校教育課)	薬物の怖さ、喫煙・飲酒の危険性について教えるために、市内全校で、薬物乱用防止教室を計画的に実施し、小・中学生の発達段階に応じた指導を実施します。

4. 成人・高齢者の健康管理の推進

(1) 健康づくりの推進

市の広報やホームページ等を活用し、健康づくりや食に関する情報の発信を行います。また、市民それぞれの健康状態や生活習慣に合わせた健康教育や健康相談を充実します。

がんやCOPD（慢性閉塞性肺疾患）³⁵の予防、望まない受動喫煙の防止を図るため、喫煙の害や適正飲酒に関する知識の普及啓発を図ります。

事業名 (関係課)	内容
広報、ホームページによる周知（健康づくり等に関すること） (健康増進センター)	健康づくりや食に関する情報を広く周知するため、広報やホームページで情報の発信をします。
★健康相談（成人） (健康増進センター)	生活習慣病予防や食に関する健康相談を実施します。

³⁵ 有害物質（主にたばこの煙）を長期間吸ったために、肺に炎症が起きる進行性の病気。運動時の呼吸困難や、慢性の咳・痰等の症状がみられることが多い。

事業名 (関係課)	内容
【新規】 ★受動喫煙防止対策 (健康増進センター)	望まない受動喫煙の防止を図るため、ホームページに、禁煙外来実施の医療機関一覧を掲載し、世界禁煙デーや禁煙週間の時期に合わせて広報に禁煙啓発記事を掲載します。さらに、禁煙のための取組を進めます。
集中型介護予防教室 (健康増進センター) [再掲]	体力や身体機能の維持向上を目的に、作業療法士、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等の専門職による教室を行います。
【新規】 フレイルチェック 事業 (健康増進センター) [再掲]	フレイル状態にある高齢者を把握し、早期に介入することで要介護状態になることを防ぎます。また、高齢者がフレイルサポーターとして活躍することで、助け合いや支え合いによる健康づくりができるまちをめざします。
★健康教育(高齢者) (健康増進センター)	継続した健康管理のために、かかりつけ医を持つよう健康教育などの場で普及啓発を図ります。

(2) 生活習慣病の予防

バランスのとれた食事についての知識の普及や調理実習、運動に関する健康教室・講座を実施するなど、健やかな暮らしのに向けた支援を行います。

事業名 (関係課)	内容
生活習慣病予防講座 (食講座、運動講座) (健康増進センター) [再掲]	生活習慣病予防を目的とし、継続可能な食生活をテーマに講座・調理実習を開催します。(食講座) 運動の楽しさや体を動かす気持ちよさを体感してもらうことをテーマとし、生活習慣病予防を目的とした運動初心者向けの講座を実施します。(運動講座)
健康づくり料理講習会 (健康増進センター) [再掲]	栄養バランスのよい食事の普及啓発を目的とし、食生活改善推進員協議会に委託して、市内公民館等で実施します。

(3) 各種健診(検診)の実施

健診及びがん検診の受診率向上に向けて、受診の機会を提供します。また、各種健診(検診)や健康教室など様々な機会を通じ、がん検診の受診方法やがんの予防について、知識の普及啓発を図ります。

事業名 (関係課)	内容
特定健康診査・特定保健指導 (保険年金課・健康増進センター)	富士見市国民健康保険加入者の生活習慣病を予防するため特定健康診査・特定保健指導を実施します。

事業名 (関係課)	内容
【新規】 被保護者健康管理支援事業 (福祉政策課・健康増進センター)	生活保護受給者の生活習慣病等の予防・改善を目的に、健診についての普及啓発を行います。
★がん検診 (健康増進センター)	がんの早期発見のため、がん検診を実施します。

※その他の取組は、「資料編 第3節関連事業一覧」を参照

数値目標 (◎：新たに取り組む指標)

指標		現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	出典
妊婦健康診査助成券利用者数	のべ受診者数	19,095人 (令和元年度)	継続	母子保健医療推進事業報告書 (令和元年度)
4か月児健康診査	受診率	95.1% (令和元年度)	99.0%	
肺がん検診	受診率	32.4% (平成30年度)	50.0%	がん検診結果統一集計結果報告書 (令和元年度)
大腸がん検診	受診率	28.0% (平成30年度)	50.0%	
胃がん検診	受診率	2.7% (平成30年度)	13.3%	
乳がん検診*	受診率	11.2% (平成30年度)	20.0%	
子宮頸がん検診*	受診率	16.3% (平成30年度)	17.7%	
特定健康診査	受診率	43.5% (令和元年度)	60.0%	特定健康診査等の実施状況に関する結果報告(法定報告)
妊娠中の喫煙の割合	妊娠中の喫煙者の割合	3.1%	0%	健康に関するアンケート調査 (令和2年度)
妊娠中の飲酒の割合	妊娠中の飲酒者の割合	1.4%	0%	
◎かかりつけ医を持つ者の割合	成人	59.6%	69.7%	
◎成人の喫煙率の減少	成人	15.8%	12.0%	

*乳がん検診・子宮頸がん検診受診率算出方法

受診率 = (「前年度の受診者数」+「当該年度の受診者数」-「前年度及び当該年度における2年連続受診者数」) / 「当該年度の対象者数」×100

第4節

こころの健康

めざすべき姿

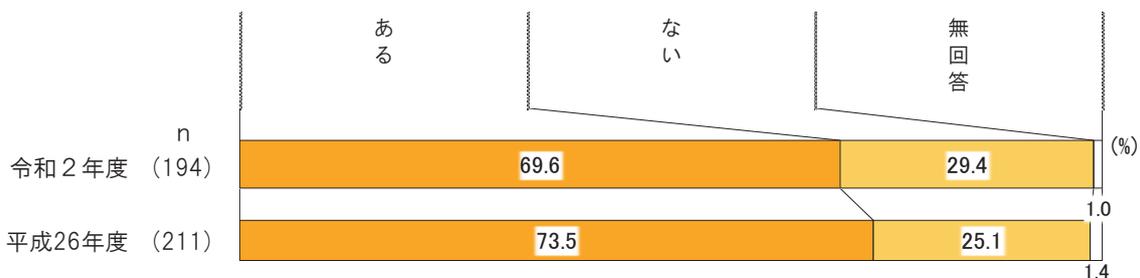
- 質・量ともによい睡眠による休養をとろう。
- ストレスと上手に付き合い、悩みの相談先をつくろう。

現状と課題

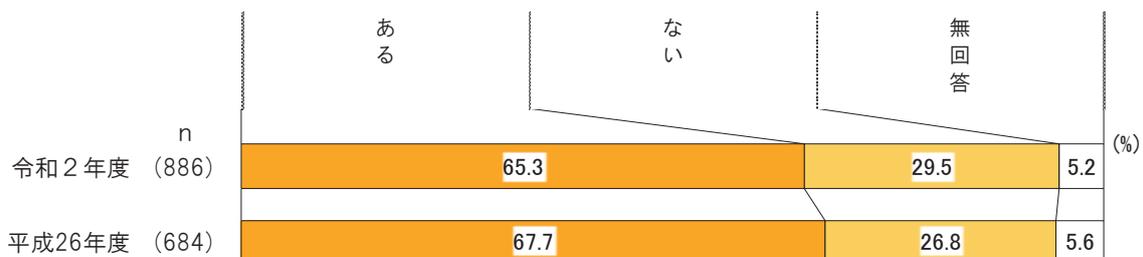
【ストレス等について相談できる先の有無】

○ストレス等について相談できる先がない割合が中学生、成人で増加しており、家庭や学校などで身近に相談できる体制づくりの支援や周知を行っていくことが必要です。

<ストレス等について相談できる先の有無（中学生）>



<ストレス等について相談できる先の有無（成人）>

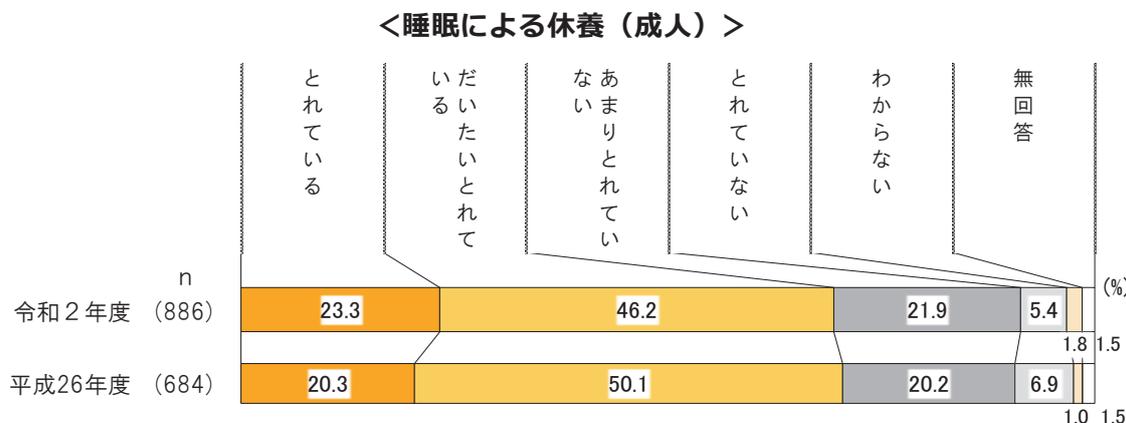


出典：健康に関するアンケート調査（令和2年度）

本調査は、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が行われている時期に実施したものです。
 (詳しくは27ページ「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言時の調査について」を参照)

【睡眠による休養】

○ストレスの有無がある割合は、どの世代においても減少していますが、睡眠による休養が十分にとれていない割合が減少していないため、引き続き健やかな睡眠と休養を勧めていく必要があります。



出典：健康に関するアンケート調査（令和2年度）

取組

市民の取組

ライフステージ	内容
児童生徒期	○悩みごとは、家族や友人、学校に相談しましょう。 ○睡眠・休養を適切にとるよう心がけましょう。
成人期・高齢期 (妊産婦含む)	○自分にあったストレス解消法を見つけましょう。 ○睡眠・休養を適切にとるよう心がけましょう。 ○趣味の活動や地域活動などを通じて、仲間をつくりましょう。 ○悩みごとは、家族や友人、相談機関等へ相談しましょう。
市民全体	○こころの健康づくりやうつ病など、こころの病気についての正しい情報を取り入れましょう。

関係機関の取組

○成人・高齢者の健康づくりにつながるよう、子育てサロンや高齢者サロンなどを通じて交流や生きがいづくりを支援します。（富士見市社会福祉協議会）

○安心して育児ができるよう、子育てに関する情報提供と保護者の話を傾聴し、支援につなぎます。また、保護者同士の仲間づくりの場を提供し孤立予防に努めます。

（富士見市母子保健推進員³⁶連絡協議会）

³⁶ 町会長の推薦により、市長から委嘱された地域に住む先輩お母さん。生後2～3か月の赤ちゃんがいるすべての家庭を訪問し、安心して育児ができるよう、子育て支援に関する情報提供を行う。また支援が必要な家庭に対しては、適切なサービスが受けられるよう行政につなぐ。

市の取組

○ストレス、うつ病など個々の問題への理解を広げるとともに、生きがいや楽しみなどの生活の質を高めることや、若い世代からの働き方や睡眠のとり方を含めた生活全体の見直しを働きかけていきます。

●市の主な取組● (★：重点的に取り組むこと)

1. こころの健康についての理解促進

こころの健康について、広報やホームページを通じた普及啓発や情報提供を行います。

事業名 (関係課)	内容
こころの健康相談 (障がい福祉課)	こころの健康問題を感じている方が、医療機関を受診する前に相談できることにより、疾病のみたてや対応を知る機会を提供します。

2. 児童生徒のこころの悩みや不安に対する相談の充実

児童生徒のこころの健康づくりに向け、家庭や地域と連携し、教育、相談、普及啓発、などの取組を推進します。

事業名 (関係課)	内容
教育相談事業 (教育相談室)	市内在住の幼児・児童生徒及びその保護者並びに市内小・中・特別支援学校教職員を対象に、教育上の諸問題に関する教育相談活動（教育相談・講演研修・調査研究）を行い、教育の充実と振興を図ります。

3. 成人・高齢者の相談及び支援の充実

相談支援体制の充実とともに、相談窓口の周知を図ります。

事業名 (関係課)	内容
【新規】 ★産前・産後サポート事業 (子ども未来応援センター)	妊娠中から産後期までの母子を対象に、不安や悩みを傾聴し、相談できる機会を作ります。また、母親同士が気軽に集える場を作り、孤立防止を図ります。
【新規(産婦健診のみ)】 ★妊産婦健康診査の助成 (子ども未来応援センター) [再掲]	妊婦健診では、母体と胎児の健康を守るため、経済的支援として健診費用の一部を助成します。 産婦健診では産後の心身の不調を早期発見し、必要な支援を早期に開始するため、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の一環として費用の一部を助成します。

事業名 (関係課)	内容
高齢者あんしん相談センターの活動を通じた情報提供 (高齢者福祉課)	訪問や講座等で高齢者に接する機会が多い高齢者あんしん相談センターが、介護予防や通いの場、ボランティア活動等の情報を高齢者に提供することで、孤立を防ぎ、生き生きとした生活につながるよう支援します。
高齢者サロンの支援 (各公民館)	ひとり暮らしの高齢者の方を対象に、同じ立場の方たちとの交流を通じて自ら生きがいを見つけ、生き生きと暮らしていけるようなサロン運営を市民とともにを行います。
高齢者学級の支援 (各公民館)	高齢期を生き生きと暮らすための学習・仲間づくりの一助として実施します。

※その他の取組は、「資料編 第3節関連事業一覧」を参照

数値目標

指標		現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	出典
ストレス等の相談先の状況 (相談できる人や場所がないと答えた割合)	小学生(5年生)	15.0%	12.0%	健康に関するアンケート調査 (令和2年度)
	中学生(2年生)	29.4%	20.0%	
	成人	29.5%	21.0%	
睡眠と休養の状況 (睡眠による休養を「あまりとれていない」、「とれていない」と答えた割合)	成人	27.3%	22.0%	

健康ライフ☆のたね

■子ども未来応援センターをご存知ですか？

子ども未来応援センターは、妊娠期から子育て期に至るまでの切れ目のない支援体制を実現し、すべての子どもが『夢に向かってチャレンジ』できるよう、市民の皆さんの子育てを応援します。

センターは主に、子どもに関する総合相談窓口、子育て世代包括支援センター、子どもの貧困対策整備計画推進などの機能を持っています。

子ども未来応援センター

電話番号 049-252-3773

FAX 049-252-3772



健康ライフ☆のたね

■「こころの体温計」を試してみませんか？

「こころの体温計」(メンタルヘルスチェックシステム)は心の健康状態が簡単にチェックできるものです。ご自身だけでなく、大切なご家族のこころの健康を守るためにぜひご利用ください。

市のホームページなどを利用して携帯やスマートフォンからもご利用できます。

▼パソコンはこちらからご利用いただけます。

<https://fishbowlindex.jp/fujimi/>

▼携帯・スマホはこちらからご利用いただけます。



※システム利用は無料ですが、通信料は自己負担となります。また、結果に関わらず心配事や心身の不調が続くようでしたら医療機関等専門家に相談することをお勧めします。

■厚生労働省SNS相談(受付時間や相談日等は、実施団体によって異なります。)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/soudan_sns.html



■ひとりで悩まないで～気になるときは早めに相談しよう～

眠れない、食欲が出ない、疲れがとれないなど、いつもと違う心身の不調を感じたり、学校や仕事、家族、健康のことなどで不安があったりしていませんか？そのようなときは、ひとりだけで悩みを抱えず、まずは誰かに話してみてください。あなたの周りにはいるたくさんの方が、あなたの支えになりたいと思っています。

【こころの相談窓口一覧】

※相談機関等は変更となる場合があります。

	開設時間	電話番号
救急時相談 埼玉県精神科救急情報センター	平日(月～金) 17:00～翌8:30 休日及び年末年始 8:30～翌8:30	048-723-8699
埼玉県こころの電話	平日9:00～17:00	048-723-1447
埼玉いのちの電話	24時間365日対応	048-645-4343
埼玉いのちの電話 こどもライン	18歳以下の相談電話金・土曜日のみ 15:00～21:00	048-640-6400
自殺予防 いのちの電話	毎月10日午前8:00～翌8:00	0120-783-556
こころの健康相談統一ダイヤル	毎日24時間対応	0570-064-556
自殺予防 NPO法人 自殺対策支援センターライフリンク	「いのちと暮らしの相談ナビ」 http://lifelink-db.org/	

参考：富士見市「こころ、元気ですか？」



第5節 歯と口腔の健康

1. 妊婦・胎児

めざすべき姿

歯科健診を受け、妊娠中の正しい口腔ケア³⁷習慣・食習慣を身につけて、赤ちゃんの丈夫な歯を育もう。

特徴

- 妊娠中は、ホルモンバランスや体調の変化などから、むし歯や、歯周病³⁸が進みやすくなります。
- 歯周病は、低出生体重児³⁹や早産のリスクを高める可能性があると言われています。そのため、歯科健診を受診し、妊娠中の変化に応じた口腔ケア習慣を身につけましょう。
- 胎児の歯は妊娠7週目頃からつくられます。母体の健康を保ちながら、胎児への栄養補給として、バランスのとれた食生活を送ることが大切です。

現状と課題

【妊婦の歯科健診受診状況】

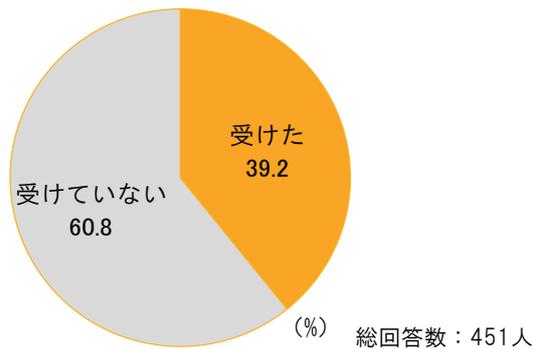
- 「妊娠中に歯科健診を受けた」と回答した割合は39.2%でした。一方、「妊娠中に歯科健診も治療も受けていない」と回答した割合は60.8%でした。
妊娠中に歯科健診を受けなかった人が60%程度であったことを踏まえ、妊産婦歯科健診の周知や、妊娠期の歯科健診の重要性について、普及啓発していく必要があります。
- 平成27年度より、妊産婦歯科健診が開始され、毎年100名前後の市民が利用しています。

³⁷ 歯、舌、粘膜、入れ歯などを清掃し清潔に保つためのケアや、機能を維持・向上・回復させるためのケアなど口の中の手入れの総称。

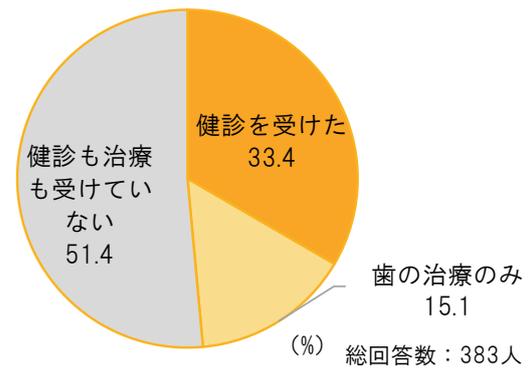
³⁸ 歯を支える歯ぐき（歯肉）や骨（歯槽骨）が壊されていく病気。歯ぐき（歯肉）の内側は、歯の根の表面にあるセメント質と骨（歯槽骨）との間に歯の根の膜（歯根膜）という線維が繋がっていて、歯が骨から抜け落ちないようにしっかりと支えている。むし歯は歯そのものが壊されていく病気だが、歯周病はこれらの組織が壊され、最後には歯が抜け落ちてしまう病気。

³⁹ 生まれた時の体重が2,500グラム未満の新生児のこと。

<妊婦の歯科健診受診状況（令和元年）>



<妊婦の歯科健診受診状況（平成26年）>



※選択肢が異なるため参考
出典：4か月児健康診査時における、保健師による聞き取り調査

<妊産婦歯科健診受診状況>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
妊産婦歯科健診	139人	98人	94人	96人	123人
妊娠届出数	989人	966人	922人	853人	849人

出典：妊産婦歯科健診

取組

市民の取組

- 妊娠中に歯科健診を受け、むし歯・歯周病の予防、早期発見・治療に努めましょう。
- バランスのとれた食生活を心がけ、胎児の丈夫な歯を育みましょう。
- 妊娠中のお口の中の変化についての知識を身につけ、正しい歯みがき習慣などを身につけましょう。

関係機関の取組

- 妊娠中の歯科健診の必要性を啓発します。
- 妊産婦歯科健診を実施します。
- 歯と口の健康フェアや健康まつり等で、歯と口の健康に関する普及啓発を実施します。
(富士見医師会・富士見市歯科医師会・埼玉県歯科衛生士会)

市の取組

○妊産婦のむし歯や歯周病の早期発見・重症化予防のため、妊産婦歯科健診について周知・啓発します。

●市の主な取組● (★：重点的に取り組むこと)

事業名 (関係課)	内容
母子健康手帳の交付 (子ども未来応援センター)	母子健康手帳交付時に、妊娠中の「口腔衛生 ⁴⁰ 」・「栄養管理」についてパンフレットによる普及啓発を実施します。
パパママ準備教室 (子ども未来応援センター) [再掲]	妊娠・出産・育児に関する知識や情報を伝え、安心して夫婦2人で子育てができるよう、支援します。また、妊娠をきっかけに家族の歯の健康と食事を見直し、その後の生活に活かせるよう、歯科衛生士と管理栄養士が講話を実施します。
【新規】 ★妊産婦歯科健診 (健康増進センター)	妊娠中または産後1年未満の市民を対象に、歯科健診の費用を助成します。

数値目標

指標		現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	出典
妊娠中に歯科健診を受診する妊婦の割合	妊婦の受診率	39.2% (令和元年度)	50.0%	4か月健康診査時における、保健師による聞き取り調査

⁴⁰ 歯と口腔に関連のある疾患と異常を予防して、その正常な発育を促し、歯と口腔の健康を保持すること。

2. 乳幼児

めざすべき姿

正しい口腔ケア習慣・食習慣を身につけ、むし歯のない丈夫な歯をつくり、何でもよく噛んで食べよう。

特徴

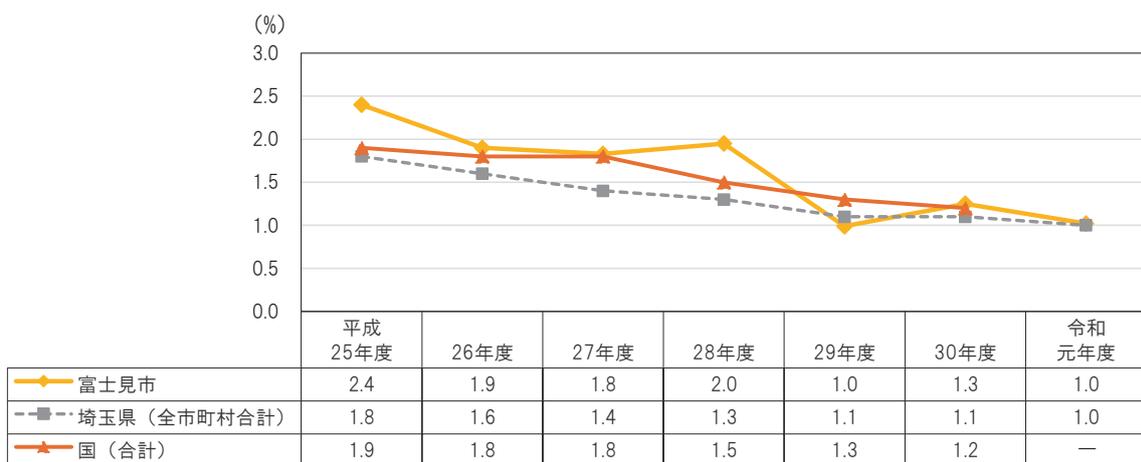
- 乳幼児期は、乳歯が生え、乳歯の歯並びが完成し、永久歯が生え始めるまでのお口の中の変化が著しい時期です。
- 乳歯はむし歯になりやすいため、保護者の仕上げみがきや定期的な予防処置が大切です。
- 幼児期(後半)は、徐々に歯みがきや食習慣などの基本的な生活習慣が身につくよう保護者の働きかけが大切です。この時期に身につけた習慣は、生涯の健康づくりの基礎になります。

現状と課題

【幼児のむし歯有病率⁴¹の状況】

○1歳6か月児のむし歯有病率は、平成25年度の2.4%から令和元年度の1.0%と低下傾向にあります。また、国・埼玉県と比較しても、ほぼ同様に推移しています。

<1歳6か月児のむし歯有病率の年次推移（富士見市・埼玉県・国）>

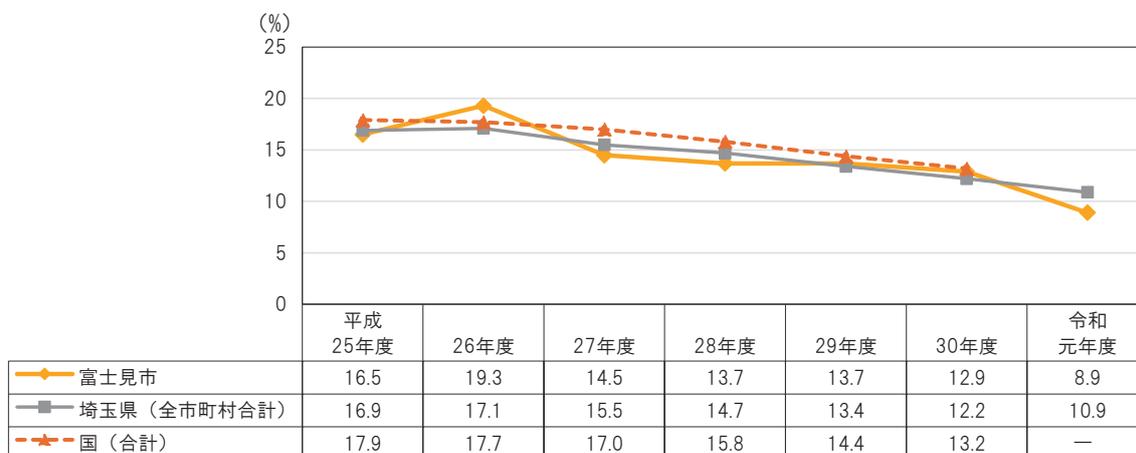


出典： 地域保健・健康増進事業報告、埼玉県の母子保健

⁴¹ むし歯（治療していないむし歯だけでなく、治療が終わっている歯、むし歯により失った歯も含みます）のある人の割合のこと。

- 3歳児のむし歯有病率は、平成25年度の16.5%から令和元年度の8.9%と低下傾向にあります。また、国・埼玉県と比較しても、ほぼ同様に推移しています。

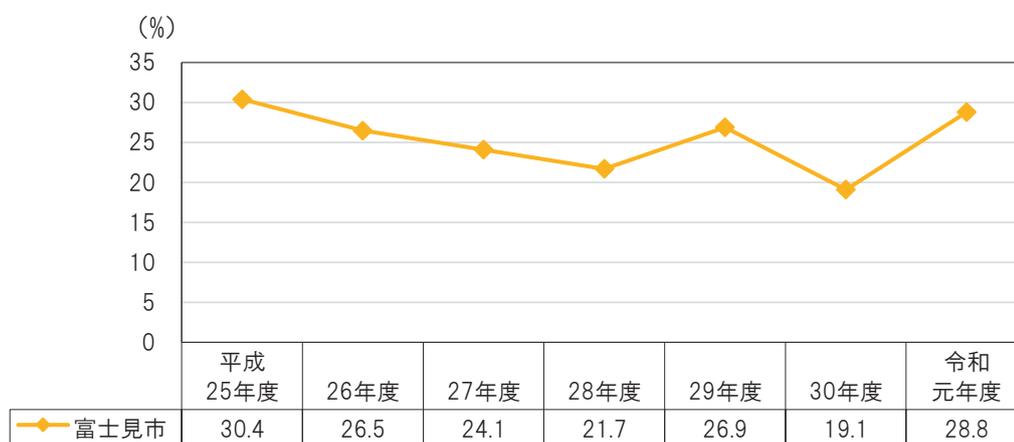
＜3歳児のむし歯有病率の年次推移（富士見市・埼玉県・国）＞



出典：地域保健・健康増進事業報告、埼玉県の母子保健

- 5歳児のむし歯有病率は、平成25年から平成30年度までは、30.4%から19.1%まで減少しましたが、令和元年度では28.8%に増加しています。

＜5歳児のむし歯有病率の年次推移＞

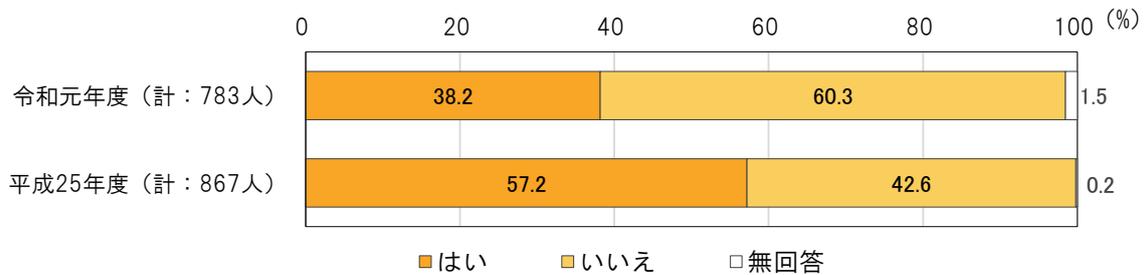


出典：就学時健康診断におけるむし歯のある児状況調査

【幼児の歯と口腔の健康管理状況】

- 1歳6か月児健診の調査における「甘いお菓子をほぼ毎日食べていますか」という問に対する回答結果と前回調査と比較すると、「はい」は、19.0ポイント減少しています。「甘いお菓子をほぼ毎日食べている」と回答した38.1%のうち、1日3回以上甘いお菓子を食べている割合は、2.3%でした。

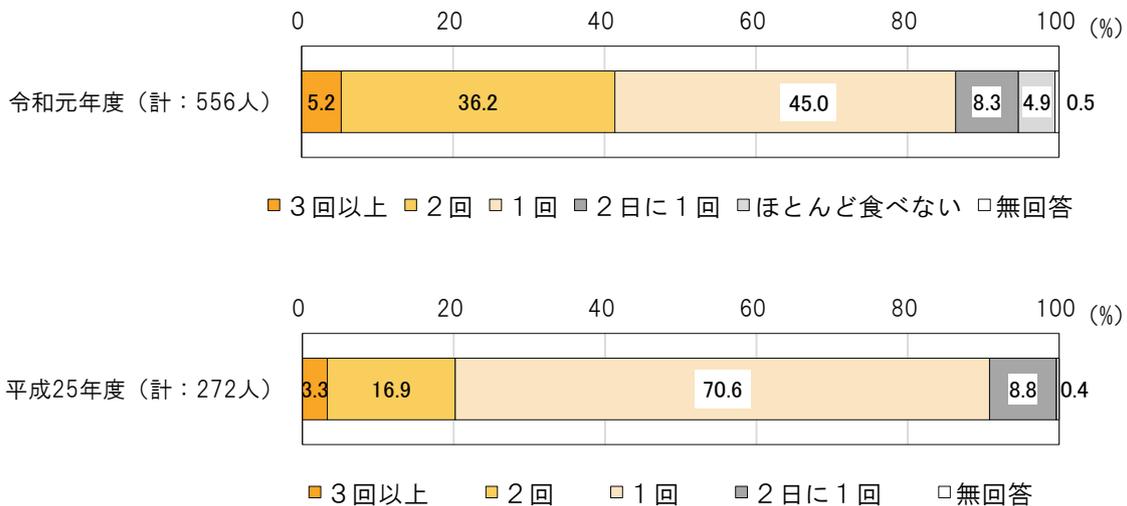
＜「甘いお菓子をほぼ毎日食べていますか」（1歳6か月児）＞



出典：1歳6か月児健康診査問診項目集計

- 3歳児をもつ保護者に実施した調査における「甘いお菓子を1日何回くらい食べていますか」という問に対する回答結果は、「1日1回」が45.0%と最も多く、次いで「1日2回」が36.2%でした。1日2回以上食べている割合が41.4%でした。

＜「甘いお菓子を1日何回くらい食べていますか」（3歳児）＞



※令和元年度は「ほとんどない」という選択肢を新設

※平成25年度は甘いお菓子を「食べている」と答えた方にたずねている設問

「食べていない」と答えた人数は116人

出典：3歳児健康診査歯科保健追加問診票（令和元年度）富士見市歯科保健アンケート（平成25年度）

- 5歳児をもつ保護者に実施した調査における「甘いお菓子を1日何回くらい食べていますか」という問に対する回答結果は、「1日1回」が58.0%と最も多く、次いで「1日2回」が18.6%でした。1日2回以上食べている割合が、20.0%이었습니다。

＜「甘いお菓子を1日何回くらい食べていますか」（5歳児）＞



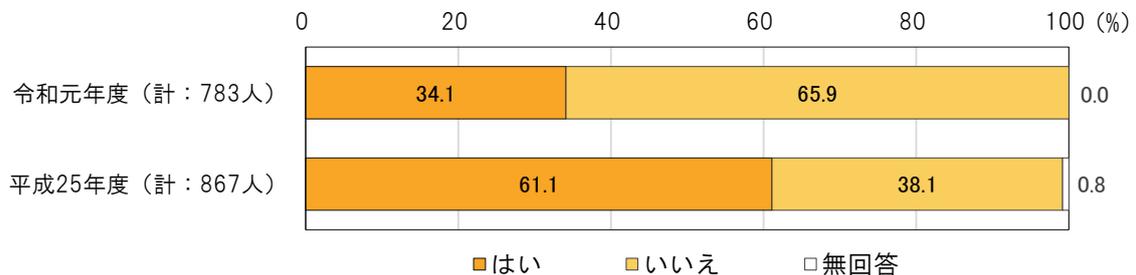
※令和2年度「ほとんど食べない」という選択肢を新設

※平成25年度は甘いお菓子を「ほぼ毎日食べている」と答えた方にたずねている設問「食べていない」と答えた人数は117人

出典：健康に関するアンケート調査（令和2年度） 富士見市歯科保健アンケート（平成25年度）

- 1歳6か月児健診の調査における「甘い飲み物をほぼ毎日飲んでいきますか」という問に対する回答結果は、前回調査と比較をすると、「はい」は、27.0ポイント減少しています。

＜「甘い飲み物をほぼ毎日飲んでいきますか」（1歳6か月児）＞

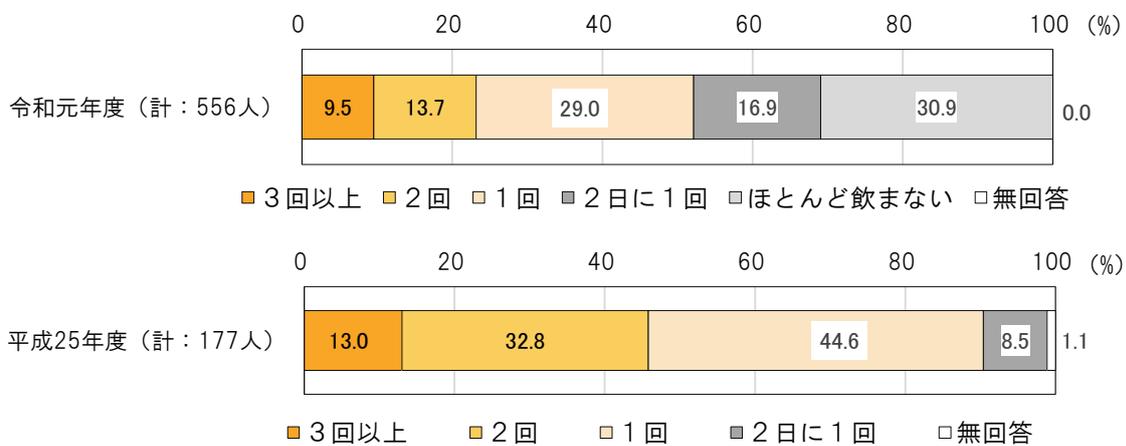


出典：1歳6か月児健康診査問診項目集計

第4章 健康増進計画・食育推進計画・歯科口腔保健推進計画

- 3歳児をもつ保護者に実施した調査における「甘い飲み物を1日何回くらい飲んでいきますか」という問に対する回答結果では、「ほとんど飲まない」が、30.9%と最も多く、次いで「1日1回」が29.0%でした。1日2回以上飲んでいる割合は23.2%でした。

＜「甘い飲み物を1日何回くらい飲んでいきますか」（3歳児）＞

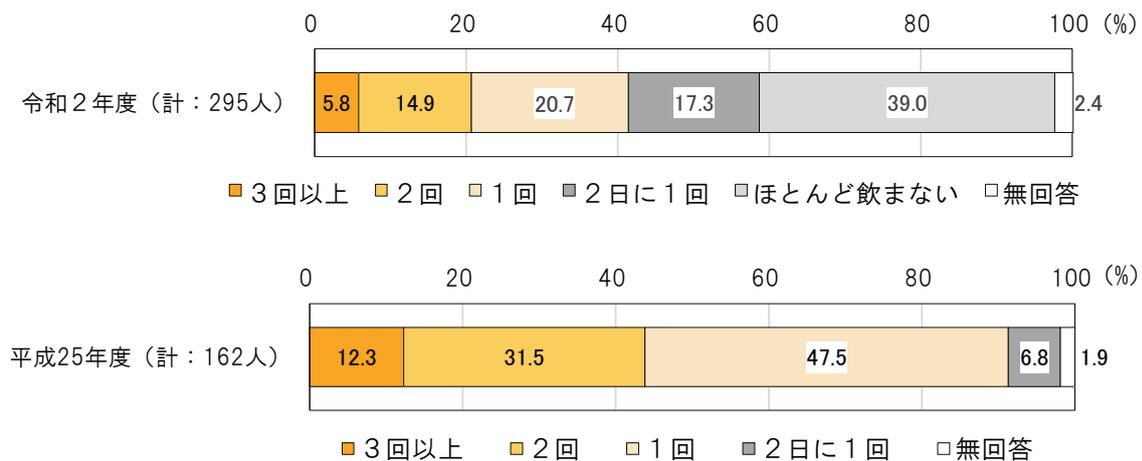


※令和元年度「ほとんど飲まない」という選択肢を新設
 ※平成25年度は甘い飲み物を「ほぼ毎日飲んでいる」と答えた方にたずねている設問「飲んでいない」と答えた人数は211人

出典：3歳児健康診査歯科保健追加問診票（令和元年度） 富士見市歯科保健アンケート（平成25年度）

- 5歳児をもつ保護者に実施した調査における「甘い飲み物を1日何回くらい飲んでいきますか」という問に対する回答結果では、「ほとんど飲まない」が、39.0%と最も多く、次いで「1日1回」が20.7%でした。1日2回以上飲んでいる割合についても20.7%でした。

＜「甘い飲み物を1日何回くらい飲んでいきますか」（5歳児）＞

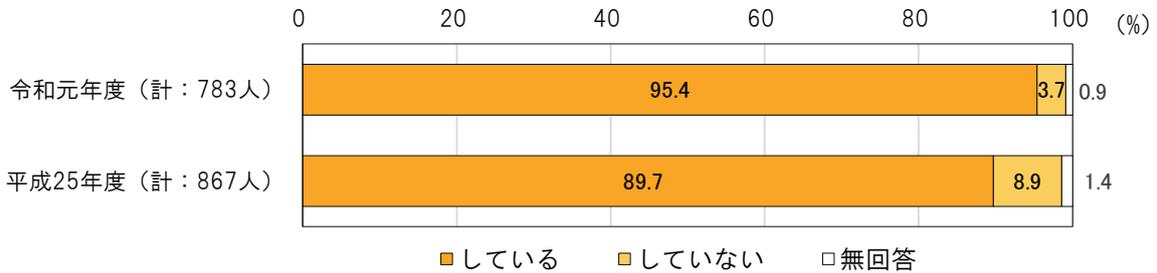


※今回「ほとんど飲まない」という選択肢を新設
 ※平成25年度は甘い飲み物を「ほぼ毎日飲んでいる」と答えた方にたずねている設問「飲んでいない」と答えた人数は199人

出典：健康に関するアンケート調査（令和2年度） 富士見市歯科保健アンケート（平成25年度）

- 1歳6か月児健診の調査における「お子さんの仕上げ歯みがきをしていますか」という問に対する回答結果と前回調査と比較をすると、「している」は、5.7ポイント増加しました。

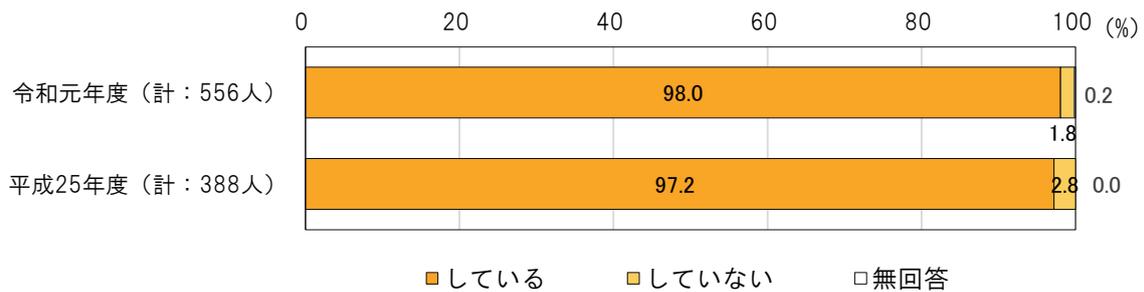
＜「お子さんの仕上げ歯みがきをしていますか」（1歳6か月児）＞



資料：1歳6か月児健康診査問診項目集計

- 3歳児をもつ保護者に実施した調査における「お子さんの仕上げ歯みがきをしていますか」という問に対する回答結果と前回調査と比較をすると、「している」は、0.8ポイント増加しました。

＜「お子さんの仕上げ歯みがきをしていますか」（3歳児）＞



出典：3歳児健康診査歯科保健追加問診票（令和元年度） 富士見市歯科保健アンケート（平成25年度）

- 5歳児をもつ保護者に実施した調査における「お子さんの仕上げ歯みがきをしていますか」という問に対する回答結果と前回調査と比較をすると、「している」は、2.8ポイント減少しました。「時々している」が16.3%でした。

＜「お子さんの仕上げ歯みがきをしていますか」（5歳児）＞



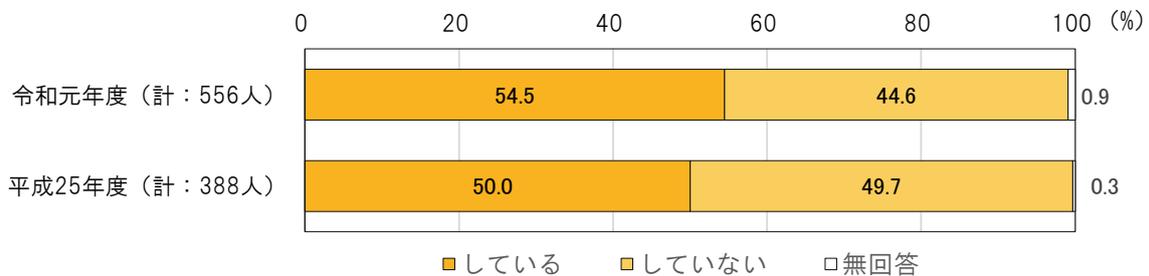
※今回「時々している」という選択肢を新設

出典：健康に関するアンケート調査（令和2年度） 富士見市歯科保健アンケート（平成25年度）

第4章 健康増進計画・食育推進計画・歯科口腔保健推進計画

- 3歳児をもつ保護者に実施した調査における「定期的にフッ化物歯面塗布⁴²（フッ素塗布）をしていますか」という問に対する回答結果と前回調査と比較をすると、「している」は、4.5ポイント増加しました。

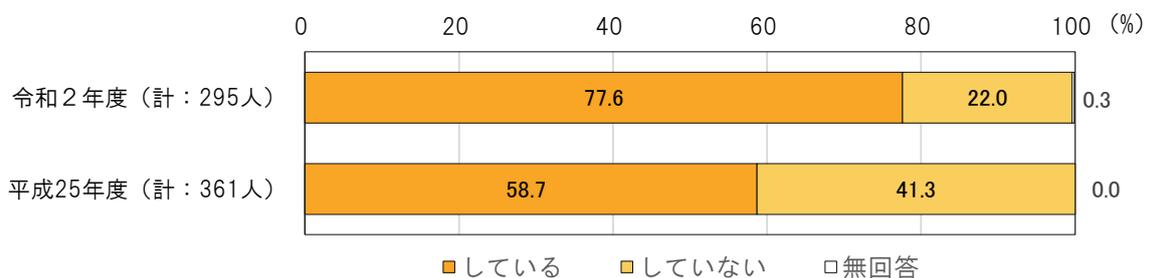
<「定期的にフッ化物歯面塗布（フッ素塗布）をしていますか」（3歳児）>



出典：3歳児健康診査歯科保健追加問診票（令和元年度） 富士見市歯科保健アンケート（平成25年度）

- 5歳児をもつ保護者に実施した調査における「定期的にフッ化物歯面塗布（フッ素塗布）をしていますか」という問に対する回答結果と前回調査と比較をすると、「している」は、18.9ポイント増加しました。

<「定期的にフッ化物歯面塗布（フッ素塗布）をしていますか」（5歳児）>



出典：健康に関するアンケート調査（令和2年度） 富士見市歯科保健アンケート（平成25年度）

⁴² 歯の表面にフッ化物を含む薬剤を塗る方法で、むし歯予防法の1つ。歯科医師の判断により、歯科医師または歯科衛生士により行われる。

取組

市民の取組

- 乳幼児のお口の発達についての知識を身につけ、正しい歯みがきと仕上げみがきの習慣を身につけましょう。
- おやつは選び方を工夫し、時間と量を決めて、規則正しく食べる習慣を身につけましょう。
- かかりつけ歯科医をつくり、定期的に歯科健診やフッ化物歯面塗布を行いましょう。
- 様々な食品をよく噛んで、食べる習慣を身につけましょう。

関係機関の取組

- 定期的な歯科健診と保健指導を行います。
- 保護者による適切な歯みがきや仕上げみがきができるよう情報提供を行います。
- フッ化物の安全性やフッ化物歯面塗布などの実施方法について情報提供を行います。
- 歯科医院は受診しやすい環境づくりを行います。
- 歯と口の健康フェアや健康まつり等で、歯と口の健康に関する普及啓発を実施します。
(富士見市歯科医師会・埼玉県歯科衛生士会)

市の取組

- 乳歯のむし歯と永久歯のむし歯には強い関連が認められるため、家庭での口腔ケア習慣や食習慣（間食のとり方やよく噛んで食べるなど）について、正しい情報の普及啓発と歯科保健指導を行います。

●市の主な取組● (★：重点的に取り組むこと)

事業名 (関係課)	内容
歯科健診 (保育課)	公立保育所において、入所児童を対象に、歯と口腔の健康を保つため、歯科健診を実施します。
★歯科保健指導 (保育課)	公立保育所において、入所児童を対象に、歯みがきや間食のとり方など正しい生活習慣を身につけられるよう、保健師・看護師による歯科保健指導を実施します。
食を通じた普及啓発 (保育課)	公立保育所において、よく噛んで食べる事と成長の関わりについて理解できるよう、給食やおたより等で口腔衛生と食についての普及啓発を実施します。

第4章 健康増進計画・食育推進計画・歯科口腔保健推進計画

事業名 (関係課)	内容
★乳幼児健康診査 (子ども未来応援センター)	歯科医師、歯科衛生士、管理栄養士による各月齢に応じた、歯科健診 歯科保健指導、離乳食による講話等を実施します。3歳児健診につい ては、フッ素塗布を実施します。
乳児相談・教室 (子ども未来応援センター)	助産師、管理栄養士による授乳・離乳食についての講話・個別栄養相 談等を実施します。
就学時健康診断 (学校教育課)	歯科健診と要治療者に対する治療勧奨を実施します。

※その他の取組は、「資料編 第3節関連事業一覧」を参照

数値目標 (◎：新たに取り組む指標)

指標		現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	出典
むし歯のない幼児の割合	1歳6か月児	99.0% (令和元年度)	99.5%	母子保健医療推 進事業報告書 (令和元年度)
	3歳児	91.1% (令和元年度)	92.0%	
	5歳児	71.2% (令和元年度)	75.0%	就学時健康診断 におけるむし歯 のある児状況調 査
仕上げみがきをしている保護 者の割合	1歳6か月児	95.4% (令和元年度)	100%	1歳6か月児健康 診査問診項目集 計
	3歳児	98.0% (令和元年度)	100%	3歳児健康診査 歯科保健追加問 診票
	5歳児	82.0%	100%	健康に関する アンケート調査 (令和2年度)
適切な間食回数を超えて甘い お菓子を食べている幼児の減 少	1歳6か月児	2.3% (令和元年度)	1.0%	1歳6か月児健康 診査問診項目集 計
	3歳児	41.4% (令和元年度)	17.6%	3歳児健康診査 歯科保健追加問 診票
	5歳児	20.0%	12.6%	健康に関する アンケート調査 (令和2年度)

指標		現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	出典
甘い飲み物をほぼ毎日飲んでいる幼児の減少	1歳6か月児	34.1% (令和元年度)	30.0%	1歳6か月児健康診査問診項目集計
	3歳児	52.2% (令和元年度)	40.0%	3歳児健康診査 歯科保健追加問診票
	5歳児	41.4%	40.0%	健康に関するアンケート調査 (令和2年度)
定期的にフッ化物を塗布している幼児の増加	3歳児	54.5% (令和元年度)	60.0%	3歳児健康診査 歯科保健追加問診票
	5歳児	77.6%	80.0%	健康に関するアンケート調査 (令和2年度)



歯と口の健康フェア
歯科衛生士によるブラッシング指導

3. 児童生徒

めざすべき姿

自分の体に興味をもち、むし歯・歯周病予防のための自分にあった正しい口腔ケア習慣・食習慣を身につけよう。

特徴

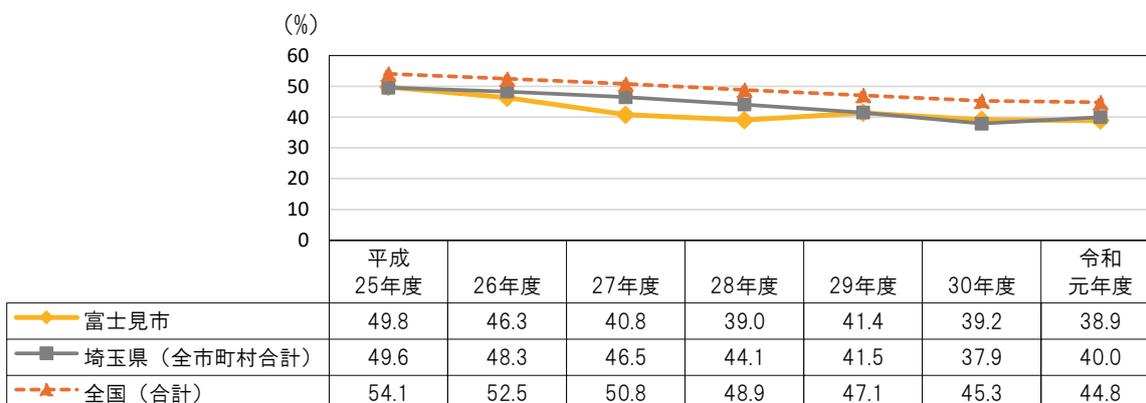
- 小学校期は、乳歯から永久歯への生えかわりの時期です。そのため、歯並びが複雑になり、歯みがきが最も難しくなります。また、生えたばかりの永久歯はむし歯になりやすいため、正しい口腔ケア・食習慣を身につけることが大切です。小学校期までは、保護者の仕上げみがきも大切な習慣です。
- 中学校期は、生活習慣の変化により口腔ケア・食習慣が乱れやすい時期です。正しい口腔ケア習慣の継続や、むし歯ができた際の受診のほか、歯肉炎が増えてくる時期でもあるため、歯周病予防についての知識・ケア方法を身につけることが必要です。

現状と課題

【むし歯の状況】

- 平成25年度から令和元年度までの7年間を比較すると、むし歯のある小学生・中学生（処置完了者⁴³・未処置者⁴⁴の合計）の割合は、小学生で49.8%から38.9%へと、年度のばらつきはありますが、低下傾向にあります。中学生では、平成25年度から平成30年度までは、34.8%から25.9%へと低下がみられていましたが、令和元年度については、36.6%に増加しました。

<むし歯のある者の割合（処置完了者も含む）（小学生）>

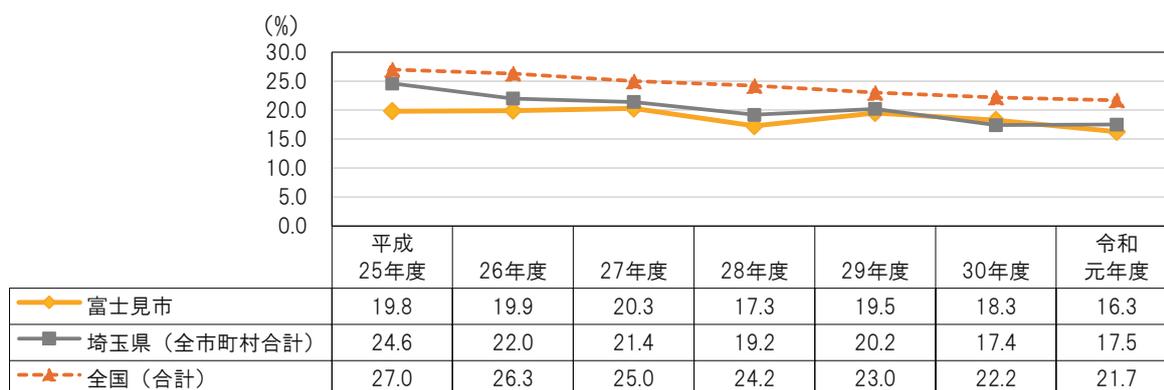


出典：富士見市学校保健統計報告書、文部科学省学校保健統計調査、埼玉県学校保健統計調査

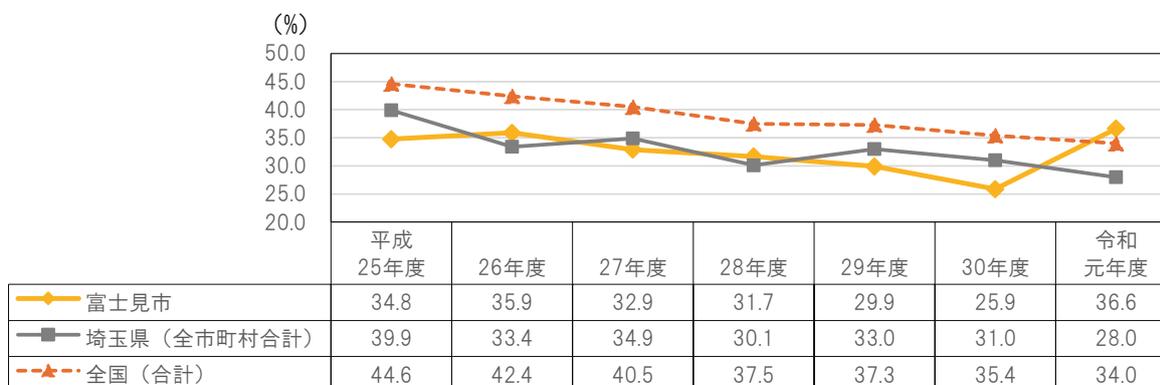
⁴³ むし歯がある人のうち、全てのむし歯の治療が完了している人のこと。

⁴⁴ むし歯がある人のうち、むし歯の処置を完了していない歯が1本以上ある人のこと。

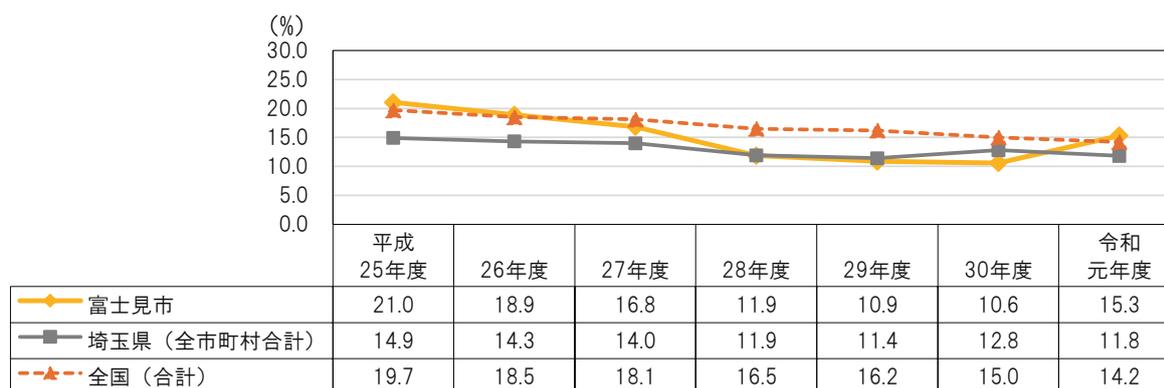
<むし歯を治療していない者の割合（小学生）>



<むし歯のある者の割合（処置完了者も含む）（中学生）>



<むし歯を治療していない者の割合（中学生）>



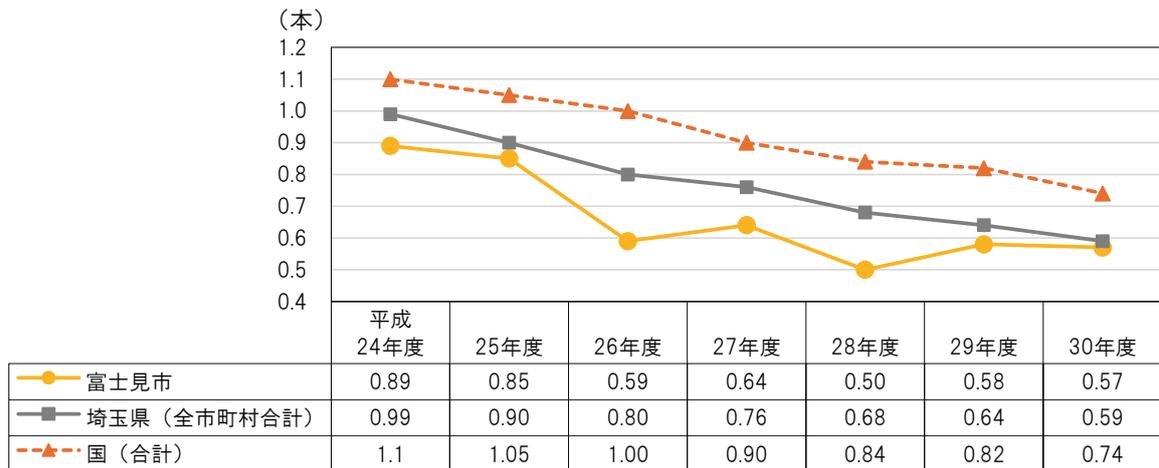
出典：富士見市学校保健統計報告書、文部科学省学校保健統計調査、埼玉県学校保健統計調査

第4章 健康増進計画・食育推進計画・歯科口腔保健推進計画

○12歳児の永久歯の一人当たり平均むし歯数等は、国・埼玉県と比較すると、平成24年度から平成30年度までは低い状況で推移しています。

○国で定める健康日本21（第二次）では、「歯・口腔の健康」の分野において、目標項目として令和4年度までに「12歳児の一人平均う歯（むし歯）数が1.0歯（本）未満である都道府県の増加」を掲げています。本市では、平成22年度より1.0歯（本）未満を達成しています。

<12歳児の永久歯の一人当たり平均むし歯数等の年次推移（富士見市・埼玉県・国）>

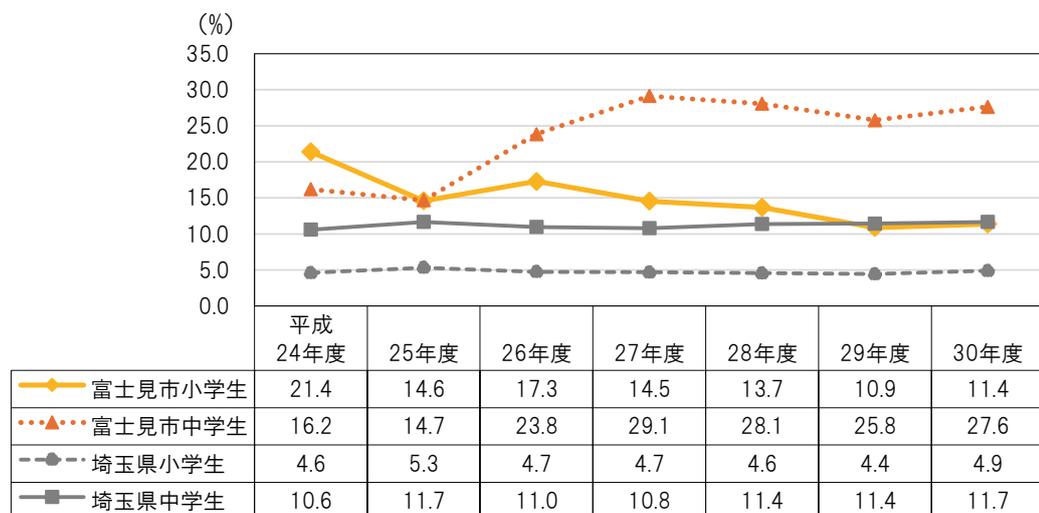


出典：埼玉県歯科保健サービス状況調査、文部科学省学校保健統計調査

【歯肉の状況】

○GO⁴⁵（歯周疾患要観察者）と判定された小学生・中学生の割合を埼玉県と比較すると、本市はGOと判定される小学生・中学生の割合が高い傾向です。軽い歯肉炎は、健康な歯ぐきに戻すことができますが、悪い状態のままだと歯周病になってしまいます。そのため、歯のみがき方などに加え、歯ぐきの健康チェック等の健康管理の習慣が大切になります。

<歯肉に炎症をもつ小学生・中学生の割合の年次推移（富士見市・埼玉県）>



出典：富士見市学校保健状況調査、埼玉県歯科保健サービス状況調査

⁴⁵ 歯周疾患要観察者のことで、歯肉に軽度な炎症が認められるため定期的な観察が必要な人のこと。

取組

市民の取組

- 自分のお口の健康に関心をもち、むし歯や歯周病についての知識を身につけ、毎食後の歯みがきを習慣化しましょう。
- 歯科健診で指摘を受けたら、歯科医院を受診しましょう。
- お菓子や甘味飲料の選び方・とり方についての知識を身につけ実践しましょう。

関係機関の取組

- 学校医や地域の歯科医院が学校と連携をとり、子どもの健全な歯と口腔づくりに取り組みます。
- フッ化物の安全性やフッ化物歯面塗布などの実施方法について情報提供を行います。
- 歯と口の健康フェアや健康まつり等で、歯と口の健康に関する普及啓発を実施します。
(富士見市歯科医師会・埼玉県歯科衛生士会)

市の取組

- 学校における健康教育等の多様な機会を通じて、むし歯予防や望ましい食習慣など、生涯にわたる歯と口腔の健康のための適切な生活習慣の定着に結びつけていきます。

●市の主な取組● (★：重点的に取り組むこと)

事業名 (関係課)	内容
歯科健診 (学校教育課)	小・中学校と特別支援学校で歯科健診を実施します。
★歯科保健指導 (学校教育課)	小・中学校と特別支援学校で学校歯科医・歯科衛生士・養護教諭・担任教諭・保健委員などによる歯科保健指導を実施します。
歯科健診事後指導 (学校教育課)	小・中学校と特別支援学校で要治療者などへの治療勧告を実施します。
給食後の歯みがき (学校教育課)	小・中学校と特別支援学校で給食後の歯みがきを実施します。
歯科保健活動 (学校教育課)	小・中学校と特別支援学校の学校保健委員会、児童・生徒保健委員会で歯科保健活動を実施します。

事業名 (関係課)	内容
フッ化物洗口⁴⁶・歯面塗布 (学校教育課)	小学校(1校)と特別支援学校でフッ化物洗口・歯面と塗布を実施します。
食を通じた普及啓発 (学校教育課・学校給食センター)	小・中学校と特別支援学校で給食へよく噛む献立の取入れや、給食だより等で歯と口腔の健康習慣の普及啓発を実施します。

数値目標 (◎：新たに取り組む指標)

指標		現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	出典
むし歯のない児童生徒の割合	小学生(4年生)	54.1% (令和元年度)	60.0%	富士見市学校保健統計報告書
	中学生(1年生)	70.7% (令和元年度)	74.5%	
むし歯を治療していない児童生徒の減少	小学生(4年生)	15.9% (令和元年度)	0%	
	中学生(2年生)	16.8% (令和元年度)	0%	
歯肉に炎症をもつ児童生徒の減少	小学生	6.0% (令和元年度)	3.0%	富士見市学校保健状況調査
	中学生	22.5% (令和元年度)	13.0%	

⁴⁶ 濃度の低いフッ化物の溶液で、洗口(ブクブクうがい)をする方法で、むし歯予防法の1つ。歯科医師の指導の下、家庭や施設などでも行うことができる。

4. 成人

めざすべき姿

定期的に歯科健診を受け、正しい口腔ケア習慣・食習慣を身につけて歯周病を予防しよう。

特徴

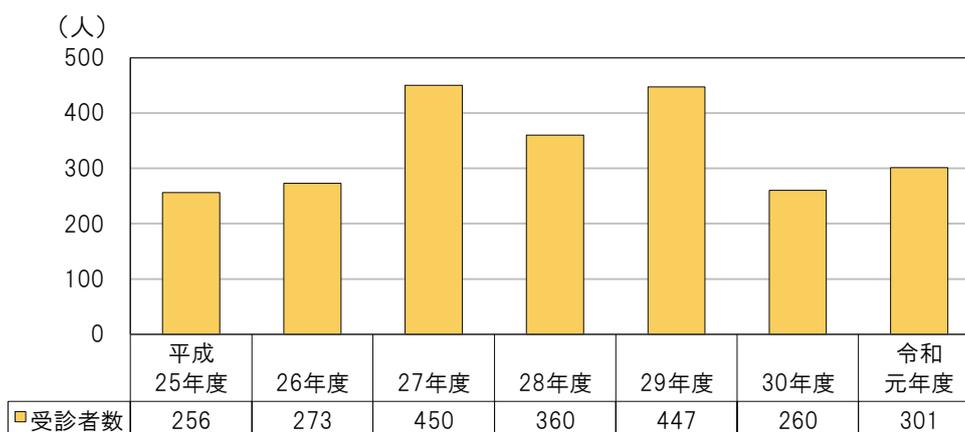
- 成人期は、仕事や家庭に忙しく、歯や歯肉の痛みや不快感がなければお口の状態に関心が向きづらい時期です。そのため、歯の喪失原因となる歯周病が急増する時期でもあります。
- 初期の歯周病には自覚症状がありません。歯周病予防に重点をおいた、正しい口腔ケア習慣・食習慣と、定期的な歯科健診、口腔状態にあわせた歯石⁴⁷除去などを行っていくことが大切です。

現状と課題

【歯と口腔の状況】

- 富士見市成人歯科健診は、平成27年度より対象が30歳以上から20歳以上に拡大され、妊産婦歯科健診も始まりました。平成27年度・平成29年度については、450名以上の受診がありましたが、受診者数は、年度によりばらつきがあります。
- 健康に関するアンケート調査で行った「過去1年間の歯科健診の受診について」は、いずれ年齢層でも、5割台半ばの人が「受診している」でした。歯の喪失を防ぎ、早めの歯科治療を受けるためにも、定期的な歯科健診が大切です。

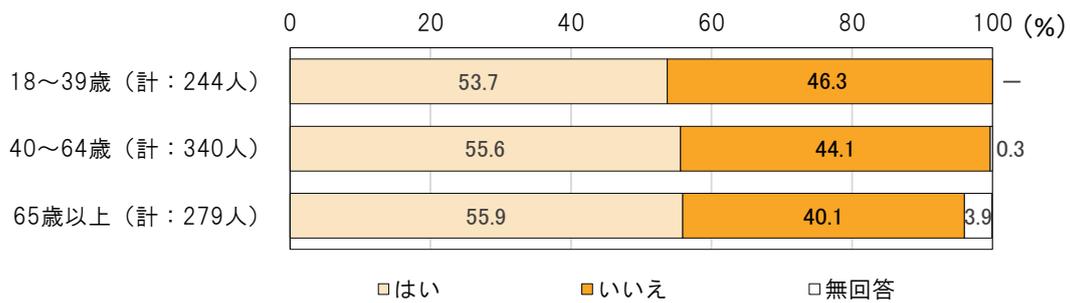
<成人歯科健診 受診者数の年次推移>



出典：成人歯科健診受診者調べ

⁴⁷ 歯の表面に付着した歯垢（歯の表面に付着した食物のかすや細菌）が石灰化したもの。歯石ができると新たな歯垢が付着しやすくなるため、歯周病などの疾患の原因となる。歯みがきでは除去することが難しいので、歯科医院での歯石除去が必要になる。

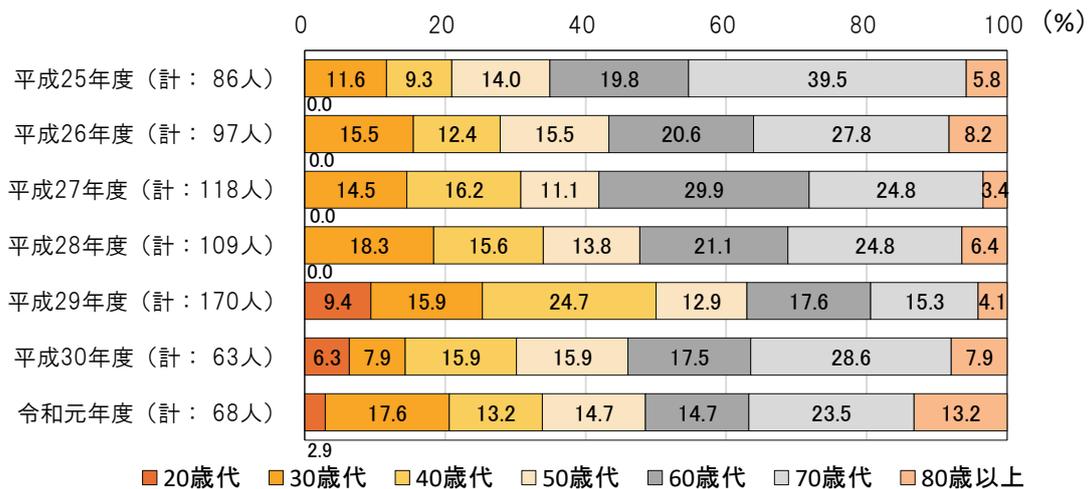
＜過去1年間の歯科健診の受診状況（単数回答）＞



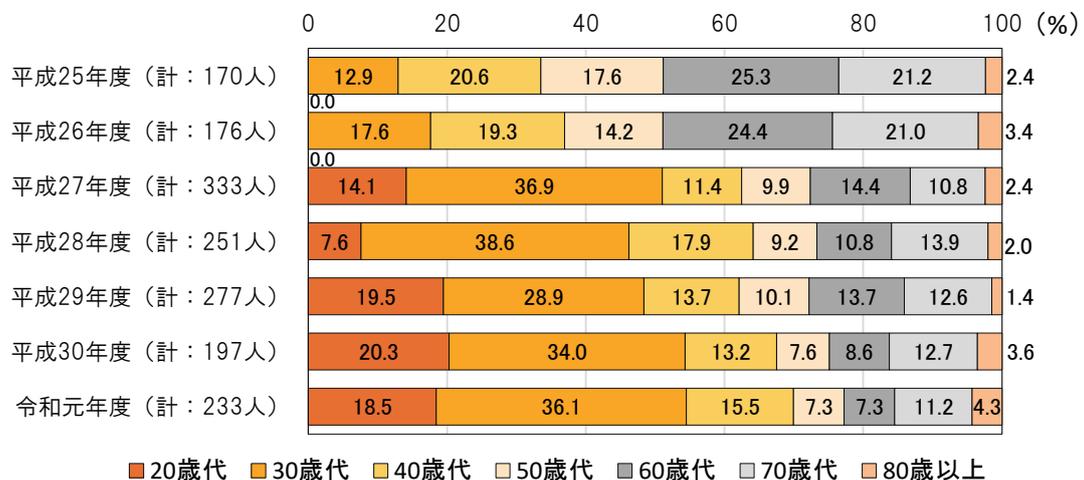
出典：健康に関するアンケート調査（令和2年度）

○富士見市成人歯科健診の年代別受診者割合について、男女別にてしてみると、男性では70歳代が多く、女性では30歳代が多い状況です。最も少ないのは20歳代男性でした。

＜成人歯科健診 年代別受診者数割合の年次推移（男性）＞



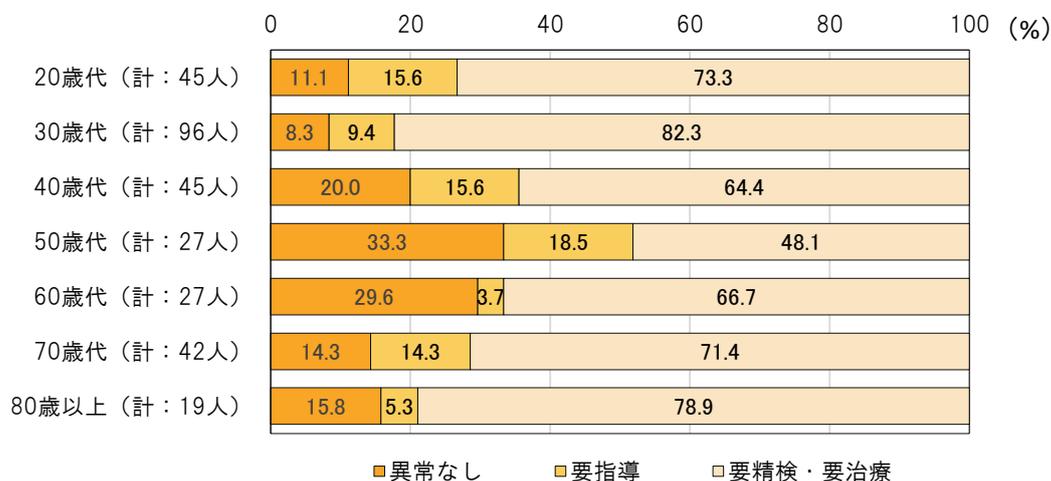
＜成人歯科健診 年代別受診者数割合の年次推移（女性）＞



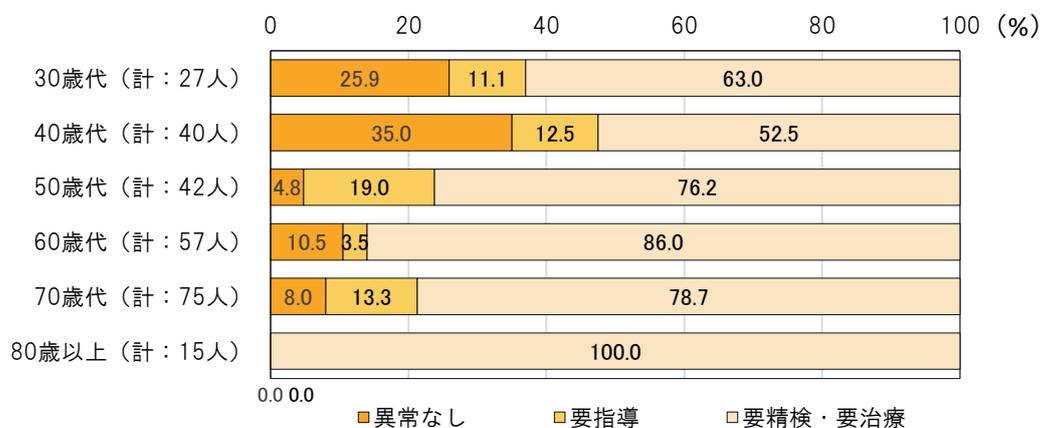
出典：成人歯科健診受診者調べ

○富士見市成人歯科健診受診者の年代別健診結果をみると、受診者数にはばらつきがありますが、20～30歳代では、約7～8割が「要精検・要治療」でした。前回調査との比較をすると、50歳代以降の年代で「異常なし」の割合が増加しました。

<年代別健診結果（令和元年度）>



<年代別健診結果（平成25年度）>

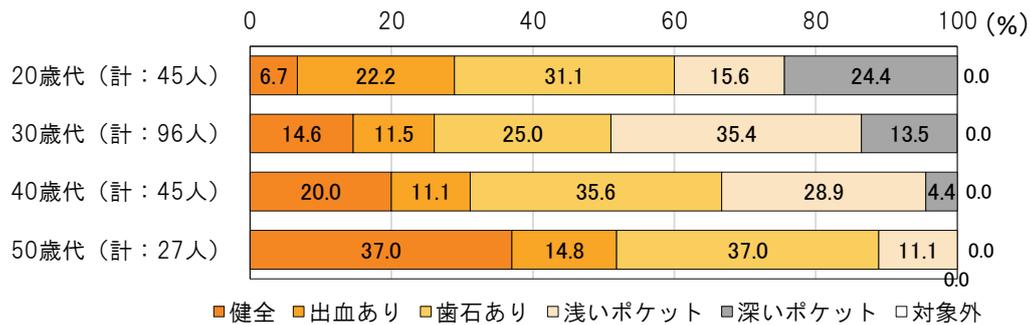


出典：成人歯科健診受診者調べ

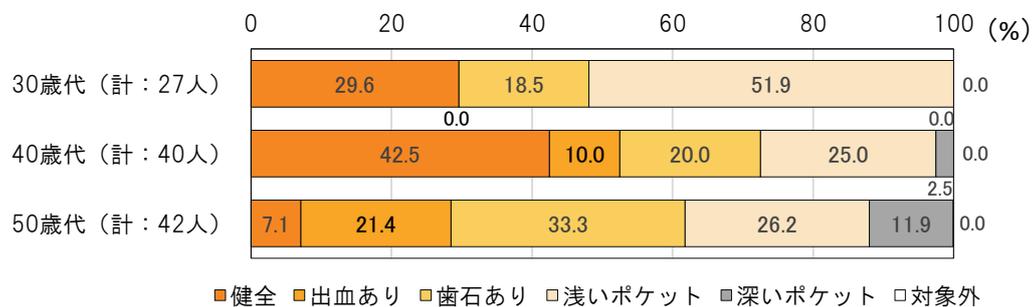
第4章 健康増進計画・食育推進計画・歯科口腔保健推進計画

○富士見市成人歯科健診受診者の歯周組織⁴⁸の状況評価は、歯周病の進行度を総合的に評価しており、歯石・浅いポケット（4～5mm）・深いポケット（6mm以上）のある人を要精検・要治療と判定しています。受診者数にはばらつきがありますが、前回調査との比較をすると、30～40歳代で「深いポケット」のある人の増加がみられました。50歳代では、「健全」と判定された割合が増えました。20歳代では、約9割に出血、歯石や歯周ポケットがみられました。

<年代別歯周組織の状況評価（令和元年度）>



<年代別歯周組織の状況評価（平成25年度）>



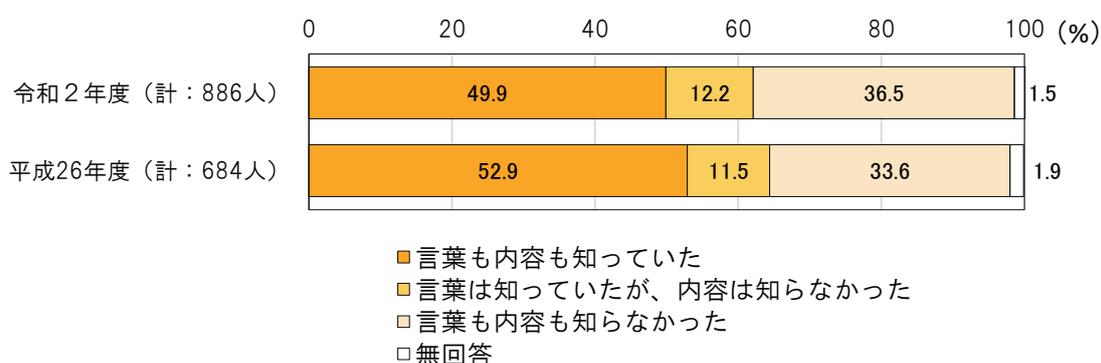
※60歳代以降102ページ「5. 高齢者（年代別歯周組織の状況評価）」に掲載
出典：成人歯科健診受診者調べ

⁴⁸ 歯を取り巻いている組織の総称で、歯ぐき（歯肉）、歯の根の膜（歯根膜）、セメント質、骨（歯槽骨）からなる。

【「8020（ハチマル・ニイマル）運動」の認知状況】

○8020 運動についての認知度は、約5割でした。前回調査と大きな変化はありませんでした。引き続き生涯、自分の歯で食べる楽しみを味わえるよう、「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」という運動についての周知を図っていく必要があります。

<「8020 運動」の認知状況（成人）>

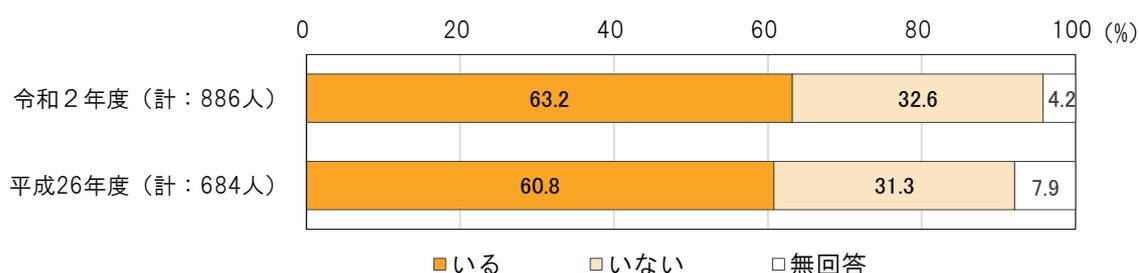


出典：健康に関するアンケート調査（令和2年度）

【かかりつけ歯科医の有無】

○かかりつけ歯科医を持つ割合は、63.2%でした。前回調査との比較では大きな変化はみられませんでした。富士見市歯科医師会など関係機関と連携を図りながら、かかりつけ歯科医を持つことの普及と定着を促進していくことが課題です。

<かかりつけ歯科医の有無（成人）>



出典：健康に関するアンケート調査（令和2年度）

取組

市民の取組

- 歯周病やむし歯についての知識を身につけ、歯間ブラシやデンタルフロスを用いた歯みがきを習慣化しましょう。
- かかりつけ歯科医をもち、定期的に歯科健診を受け、歯石除去などの定期管理をしましょう。

関係機関の取組

- 歯科医院は受診しやすい環境づくりを行います。
- 歯科医院は定期的な歯科健診の受診を勧奨し、定期管理の重要性について普及啓発を行います。
- 地域に出向き、歯と口腔の健康づくりについて普及啓発に取り組みます。
- 歯と口の健康フェアや健康まつり等で、行政との協働により歯と口の健康に関する普及啓発を実施します。

(富士見市歯科医師会・埼玉県歯科衛生士会)

市の取組

- 定期的な歯科健診の受診について普及啓発を行い、歯と口の健康週間⁴⁹などの機会を活用し、正しい口腔ケア習慣・食習慣について普及啓発を行います。

●市の主な取組● (★：重点的に取り組むこと)

事業名 (関係課)	内容
★成人歯科健診 (健康増進センター)	20歳以上の市民を対象に歯科健診の公費による助成を実施します。
歯科健康教育 (健康増進センター)	各種健康教室等で歯科衛生士による口腔衛生についての講話を実施します。

⁴⁹ 1958年より厚生労働省、文部科学省、日本歯科医師会が実施している週間。歯と口の健康に関する正しい知識を国民に対して普及啓発するとともに、歯科疾患の予防に関する適切な習慣の定着を図り、併せてその早期発見及び早期治療を徹底することにより歯の寿命を延ばし、国民の健康の保持増進に寄与することを目的としています。

数値目標 (◎：新たに取り組む指標)

指標		現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	出典
40歳代における進行した歯周炎(4mm以上の深い歯周ポケット)を有する人の減少	40歳代	33.3% (令和元年度)	20.0%	富士見市成人歯科健診受診者調べ
成人歯科健診受診者数	成人	301人 (令和元年度)	530人	
8020運動を知っている人の増加	成人	49.9%	70.0%	健康に関するアンケート調査 (令和2年度)
◎かかりつけ歯科医を持つ者の割合	成人	63.2%	72.4%	



歯科健康教育

令和2年度
富士見市成人歯科健診

★実施期間
7月1日(水)～令和3年2月28日(日)

★受診料 500円
生活保護の方は費用負担がありません。(受給者証をお持ちください。)

★対象者 20歳以上の方

★実施場所
富士見市内の指定歯科医院

★申込み方法
歯科医院に直接お申込みください
※お申し込みをお待ちください。

妊産中、産後1年未満の方は、年齢制限なく無料で受診できます。詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ
富士見市健康増進センター
保健予防係
☎049-252-3771

成人歯科健診周知ポスター

5. 高齢者

めざすべき姿

定期的に歯科健診を受け、正しい口腔ケア習慣・食習慣を身につけて、いつまでも自分の歯で食事を楽しもう。

特徴

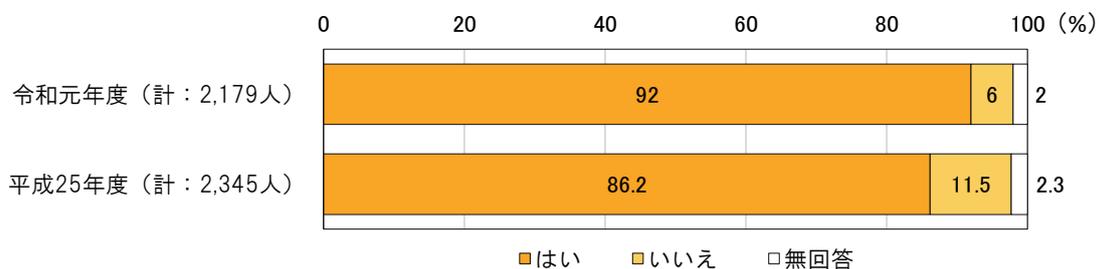
- 高齢者は、加齢や服薬の影響で唾液の分泌が減り、お口の中の自浄作用⁵⁰が低下します。それに伴い歯周病の進行や、歯の根の部分のむし歯ができやすくなり、歯の喪失が急増します。また、歯の喪失に伴い、食べる、飲み込む、会話するなどの生活に不自由が生じるだけでなく、低栄養や誤嚥⁵¹の危険性が高まります。
- 高齢者の肺炎の多くが誤嚥性肺炎⁵²とされているため、この時期は口腔機能⁵³の維持・向上に重点をおいた、正しい口腔ケア習慣・食習慣を身につけることが大切です。

現状と課題

【歯と口腔の状況】

- 富士見市で実施した「高齢者実態調査 日常生活圏域ニーズ調査」における口腔ケア及び口腔内の状況に関する設問項目では、「歯みがき（人にやってもらう場合も含む）を毎日している」と回答した割合が92%、「入れ歯を利用している」と回答した割合が45%、「半年前に比べて固いものが食べにくくなった」と回答した割合が28%でした。前回調査と比較して、毎日の歯みがきが習慣化している人は5.8ポイント増加し、入れ歯を利用している割合は11.7ポイント、固いものが食べにくいという口腔機能の低下を感じている人は6.3ポイント減少しました。

<「歯みがき(人にやってもらう場合も含む)を毎日していますか」>



出典：高齢者等実態調査報告書（令和元年度）

※令和元年度は出典が整数表記のため、図表は小数点第1位以下を表示していない

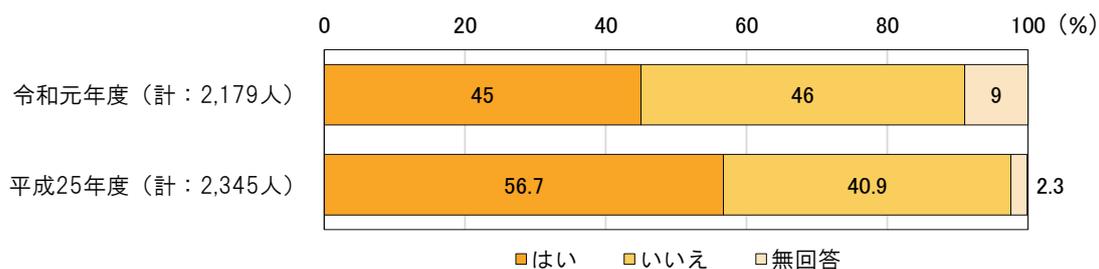
⁵⁰ 自然に生じる洗浄力。

⁵¹ 食べ物や飲み物などが誤って気管に入ってしまうこと。

⁵² 食べ物や飲み物、唾液などが誤って気管に入り、肺に流れ込んだ細菌が繁殖することで起こる肺炎。

⁵³ 噛む、食べる、飲み込む、唾液を分泌する、唇や舌を動かす、発音するなど、口が担う機能の総称。

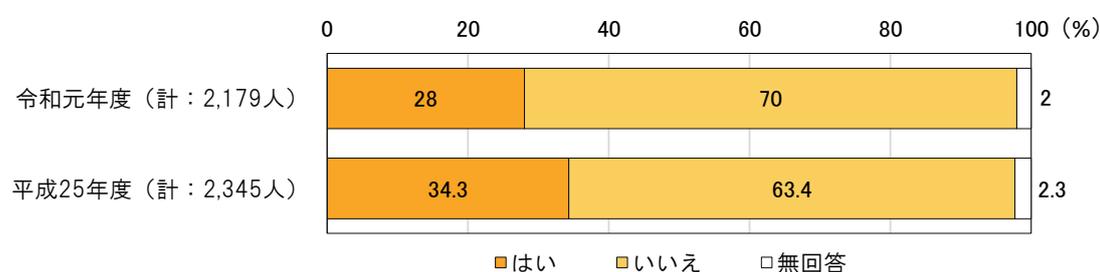
<入れ歯の利用状況>



出典：高齢者等実態調査報告書（令和元年度）

※出典が整数表記のため、図表は小数点第1位以下を表示していない

<「半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか」>

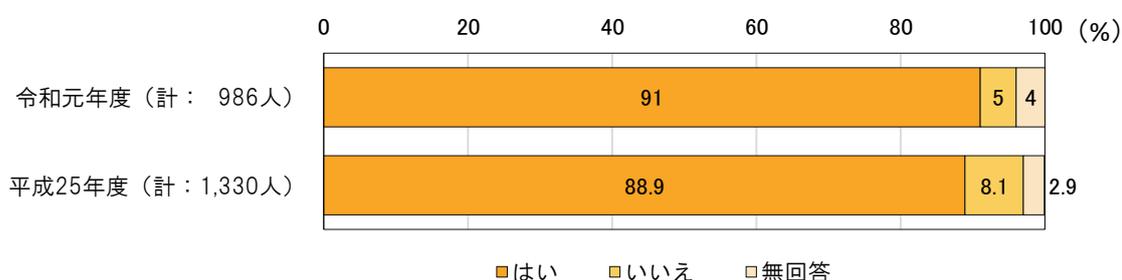


出典：高齢者等実態調査報告書（令和元年度）

※令和元年度は出典が整数表記のため、図表は小数点第1位以下を表示していない

○口腔ケアの状況に関する設問項目では、「入れ歯の手入れをしている」と回答した割合は91%でした。前回調査と比較して2.1ポイント増加しました。入れ歯の手入れは、むし歯や歯周病の予防にもつながるため、毎日行う必要があります。正しい手入れの方法を周知していかなければなりません。

<「毎日入れ歯の手入れをしていますか」>



出典：高齢者等実態調査報告書（令和元年度）

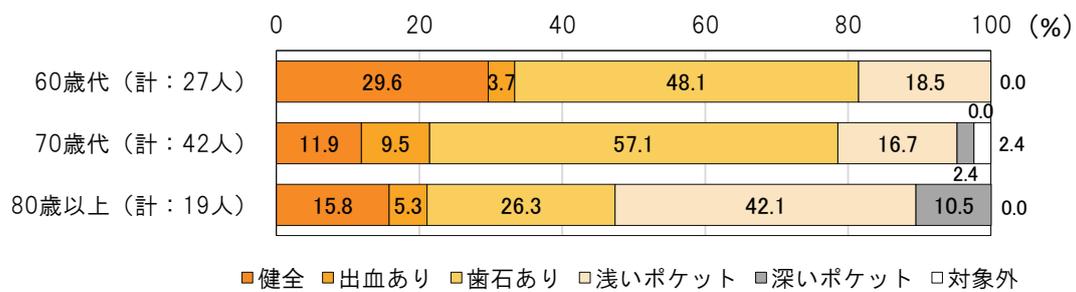
※「高齢者実態調査 日常生活圏域ニーズ調査」における、入れ歯とは、調査回答者による主観的な入れ歯のことで、総入れ歯・部分入れ歯などをさす

※出典が整数表記のため、図表は小数点第1位以下を表示していない

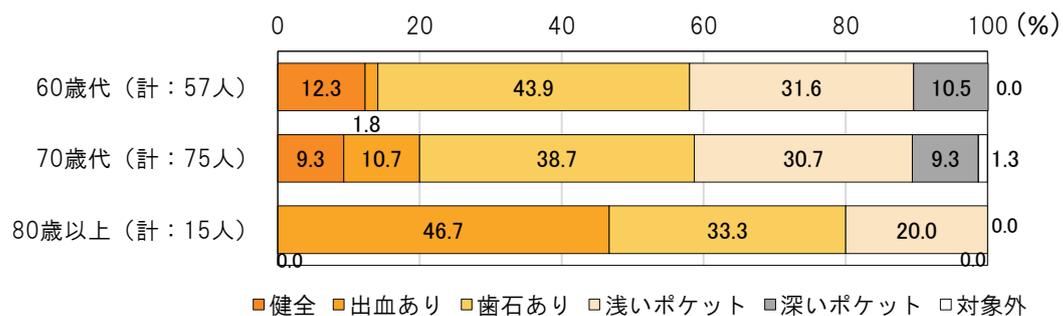
第4章 健康増進計画・食育推進計画・歯科口腔保健推進計画

○富士見市成人歯科健診受診者調べによると、年代別歯周組織の状況評価では、集計対象者数にばらつきがあるものの、浅いポケット（4～5mm）・深いポケット（6mm以上）をもつ人の割合は、60歳代で18.5%と、前回調査の42.1%と比べ、23.6ポイント減少しました。このため、引き続き毎日の歯みがきや定期的な歯科健診を勧めていく必要があります。

<年代別歯周組織の状況評価（令和元年度）>



<年代別歯周組織の状況評価（平成25年度）>



出典：成人歯科健診受診者調べ

取組

市民の取組

○歯周病や歯根⁵⁴むし歯、入れ歯についての知識を身につけ、正しい歯みがきやお手入れを習慣化しましょう。

○かかりつけ歯科医をもち、定期的に歯科健診を受け、口腔の定期管理をしましょう。

○高齢者の口腔機能についての知識を身につけ、話す、笑う、歌う、お口の体操を行うなど、よく口を動かす習慣をつくりましょう。

⁵⁴ 歯の根のこと。歯ぐきの下で、骨（歯槽骨）の中に埋まっている。加齢に伴い歯ぐきが下がると、歯根の表面が露出していき、歯根部分にむし歯ができてやすくなる。

関係機関の取組

- 歯科医院は受診しやすい環境づくりを行います。
- 歯科医院は定期的な歯科健診の受診を勧奨し、定期管理の重要性について普及啓発を行います。
- 行政や関係機関との協働により地域に出向き、歯と口腔の健康づくりについて普及啓発に取り組みます。
- 歯と口の健康フェアや健康まつり等で、歯と口の健康に関する普及啓発を実施します。
(富士見市歯科医師会・埼玉県歯科衛生士会)
- 高齢者の口腔ケアなど歯と口腔の健康づくりに関して、関係者と連携し普及啓発に努めます。
(高齢者あんしん相談センター・介護保険事業者)

市の取組

- 定期的な歯科健診について普及啓発を行い、歯と口の健康週間などの機会を活用し、正しい口腔ケア習慣・食習慣について普及啓発を行います。

●市の主な取組● (★：重点的に取り組むこと)

事業名 (関係課)	内容
高齢者あんしん相談センターや介護支援専門員等に対する周知・啓発 (高齢者福祉課)	高齢者あんしん相談センターや介護支援専門員が利用者に対して、口腔機能の維持改善に向けた視点でケアプランを作成できるよう、かかりつけ歯科医師や定期的な歯科健診・口腔ケアの必要性について理解を深めるための支援を実施します。
★成人歯科健診 (健康増進センター) [再掲]	20歳以上の市民を対象に歯科健診の公費による助成を実施します。
集中型介護予防教室「はつらつ教室」 (オーラルフレイル予防コース) (健康増進センター)	高齢者を対象に、介護予防教室内で歯科医師による講話、歯科衛生士による歯科健康相談、口腔体操などの専門的口腔ケア指導を実施します。
集中型介護予防教室「はつらつ教室」 (フレイル予防コース) (健康増進センター)	フレイルの兆候がある虚弱な高齢者を対象に、通所型介護予防事業において歯科医師による歯科健診、歯科衛生士による歯科健康相談、口腔体操などの専門的口腔ケア指導を実施します。

※その他の取組は、「資料編 第3節関連事業一覧」を参照

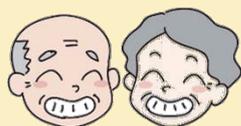
数値目標 (◎：新たに取り組む指標)

指標		現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	出典
成人歯科健診受診者数 [再掲]	成人	301人 (令和元年度)	530人	富士見市成人歯科健診受診者調べ
60歳代における進行した歯周炎(4mm以上の深い歯周ポケット)を有する人の減少	60歳代	18.5% (令和元年度)	18.5%	
毎日歯みがきをしていない人の減少	65歳以上	6.0% (令和元年度)	0%	高齢者等実態調査報告書 (令和元年度)
毎日入れ歯の手入れをしていない人の減少 (入れ歯使用者のみ)	65歳以上	5.0% (令和元年度)	0%	
固いものの食べにくさを感じない人の増加	65歳以上	70.0% (令和元年度)	75.5%	
8020運動を知っている人の増加 [再掲]	成人	49.9%	70.0%	健康に関するアンケート調査 (令和2年度)
◎かかりつけ歯科医を持つ者の割合 [再掲]	成人	63.2%	72.4%	

健康ライフ☆のたね

■オーラルフレイルとは？

オーラルフレイルとは、口腔機能の低下のことです。滑舌低下、食べこぼし、わずかなむせ、噛めない食品が増えるなどのささいな口腔機能の低下から始まり、見逃しやすく、気がつきにくい特徴があります。このオーラルフレイルは、心身の機能低下までつながるため、早めに気づき対応することが大切です。定期的に歯科健診を受診しましょう。



参考：日本歯科医師会ホームページ

6. 障がい者・要介護者

めざすべき姿

定期的に受診できる“かかりつけ歯科医”をもち、歯と口についての心配事を気軽に相談しよう。

特徴

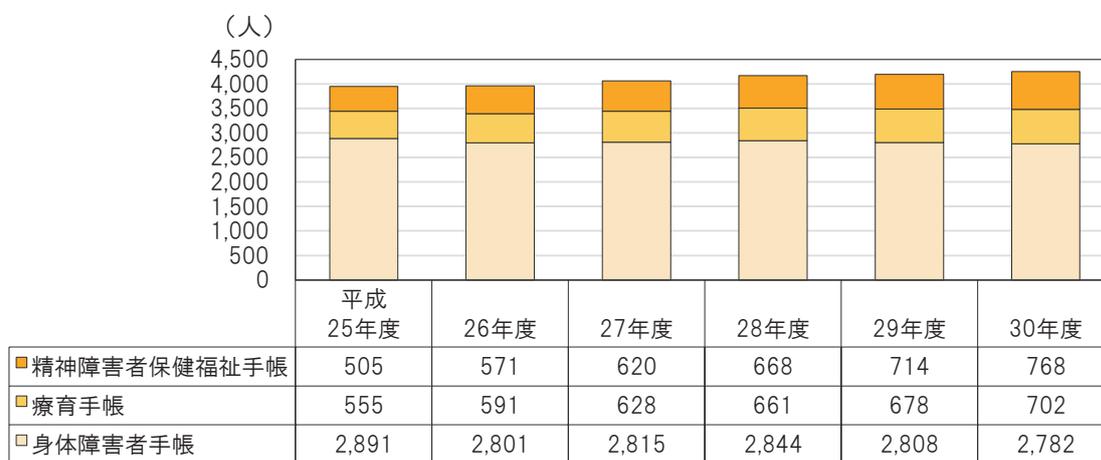
- 障がい者・要介護者は、治療の必要性があっても、歯科受診が困難な場合があり、お口の中の状態が悪化し、重症化しやすい状況にあります。それに伴い、栄養状態の悪化や誤嚥性肺炎を生じる危険性があります。
- 食事・口腔ケアについても、自立して行うことが困難である場合があり、家族や介護者・支援者それぞれが、知識や技術を身につけることが大切です。

現状と課題

【障がい者の状況】

- 障害者手帳所持者数の推移をみると、平成25年度以降増加傾向にあり、平成30年度末には、4,252人となっています。

＜障害者手帳所持者数の年次推移＞

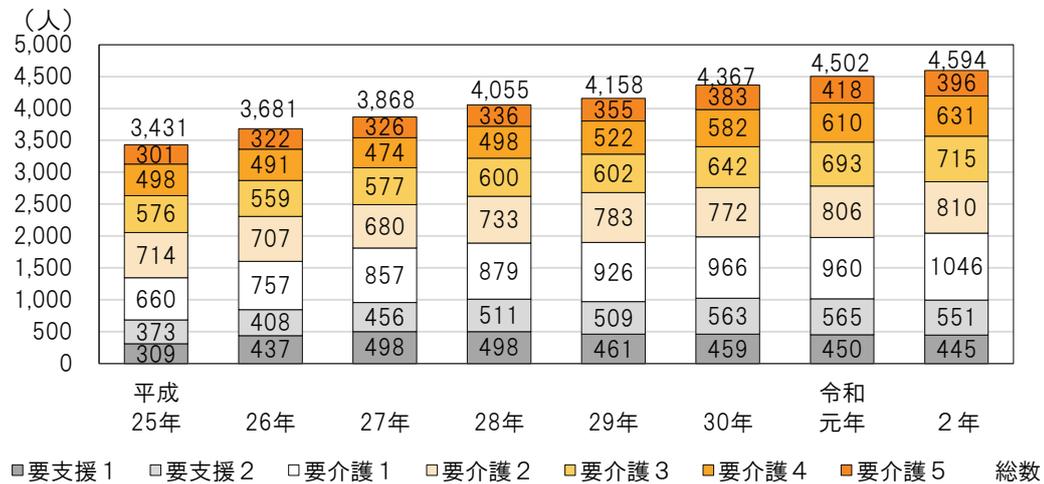


出典：統計ふじみ（令和元年版）

【要支援・要介護者認定者の状況】

○要支援・要介護認定者数は年々増加しており、令和2年に4,594人となっています。介護度別でみると、平成30年から、要介護3、要介護4の伸びが大きくなっています。

＜要介護（要支援）認定者数の年次推移＞



出典：介護保険事業状況報告（各9月末現在）

【在宅歯科医療の状況】

○令和元年度において、在宅歯科医療を実施している歯科医院は、27医院中14医院で51.9%でした。前回調査と比較して、在宅歯科医療を実施している医院は、1医院減少しましたが、約半数の歯科医院が在宅歯科医療を実施しています。平成29年度に開設された、東入間在宅歯科医療支援窓口の周知を行い、歯科診療を必要としながらも通院が困難な方が歯科診療を受けられるように支援していく必要があります。

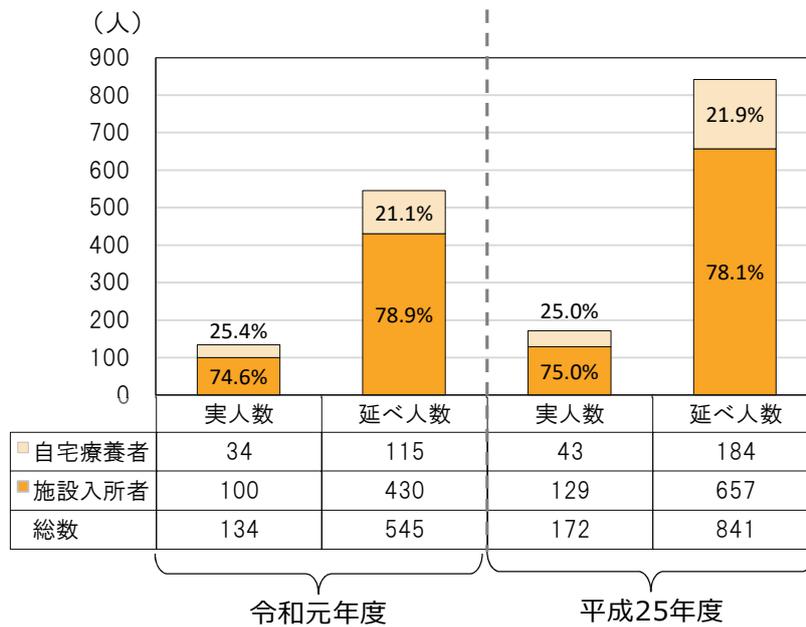
＜在宅歯科医療の実施医院数・割合＞



出典：平成26年・令和2年 在宅歯科医療調査

○在宅歯科医療を実施した患者の実人数は、自宅療養者34人で25.4%を占めており、施設入所者の実人数は、100人で74.6%を占めていました。前回調査と比較して、総数は減少しましたが、割合はほぼ変化がありません。引き続き、適切な時期に歯科受診・相談ができるように、歯科医院、施設などと連携を図りながら、環境整備を行い、かかりつけ歯科医をもてるよう普及啓発を行っていく必要があります。

<在宅歯科医療実施患者数・割合（実人数・延べ人数）>

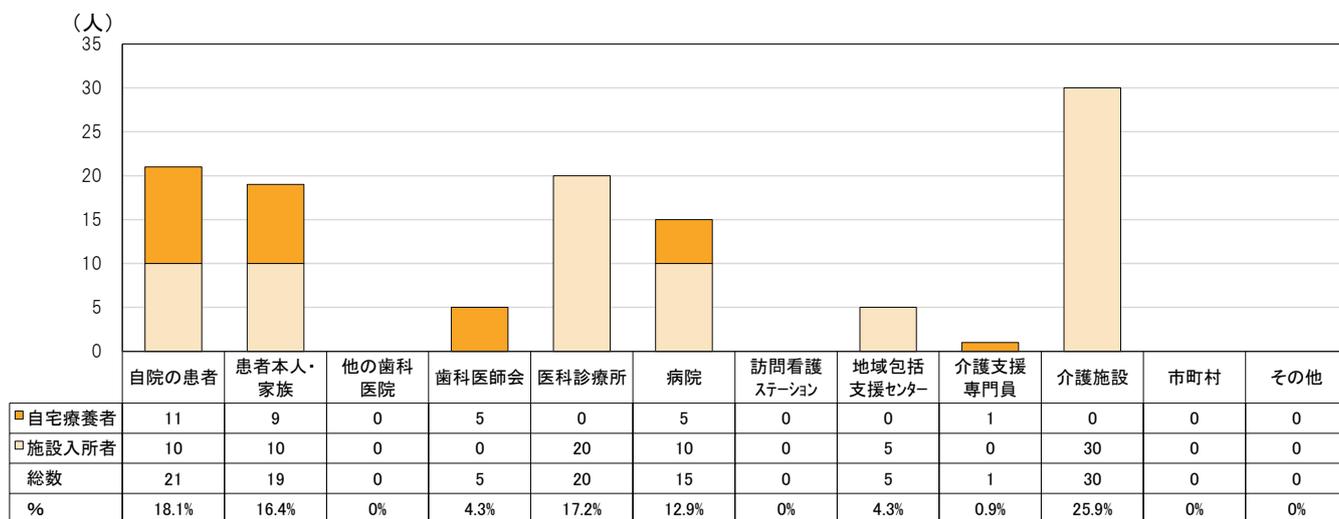


出典：平成26年・令和2年 在宅歯科医療調査

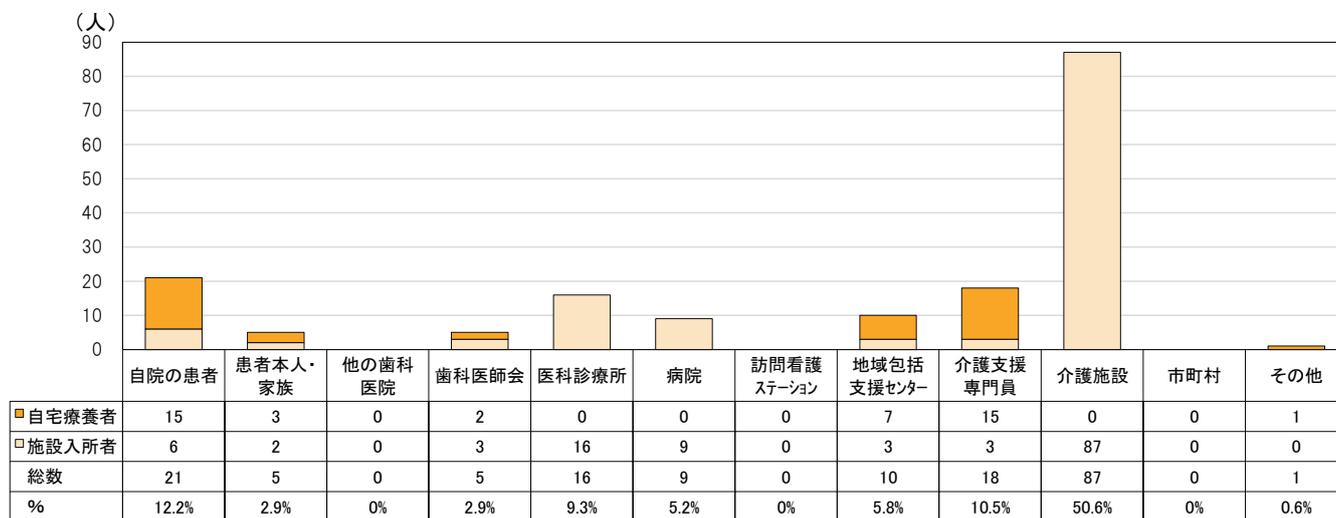
第4章 健康増進計画・食育推進計画・歯科口腔保健推進計画

○在宅歯科医療の実施に至る紹介元として最も割合が高いのが介護施設で25.9%でした。次いで自院の患者18.1%、医科診療所17.2%という状況でした。前回調査と比較して、介護支援専門員からの紹介が減少し、患者本人・家族からが増加しました。このことは、在宅歯科医療の認知度が向上したことが一因として考えられます。

＜在宅歯科医療実施患者の紹介元別人数・割合（令和元年度）＞



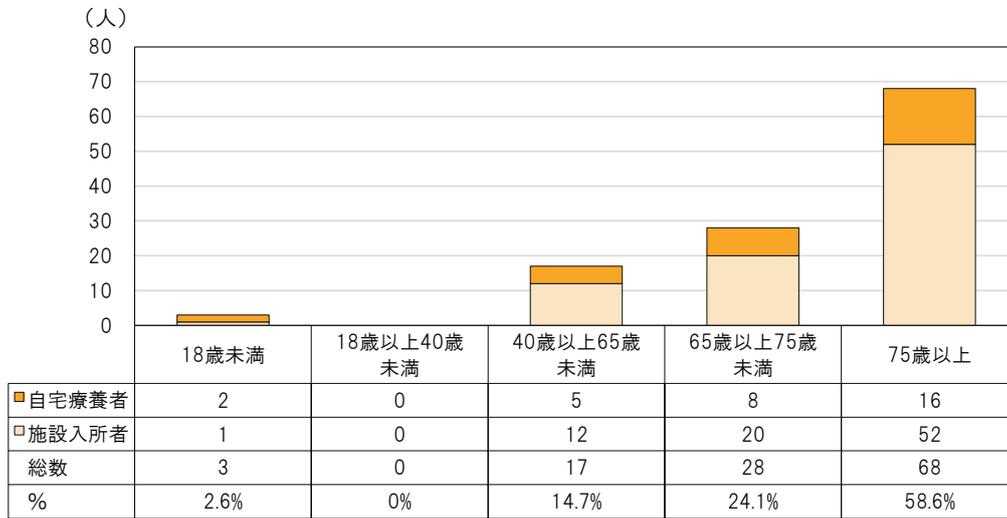
＜在宅歯科医療実施患者の紹介元別人数・割合（平成25年度）＞



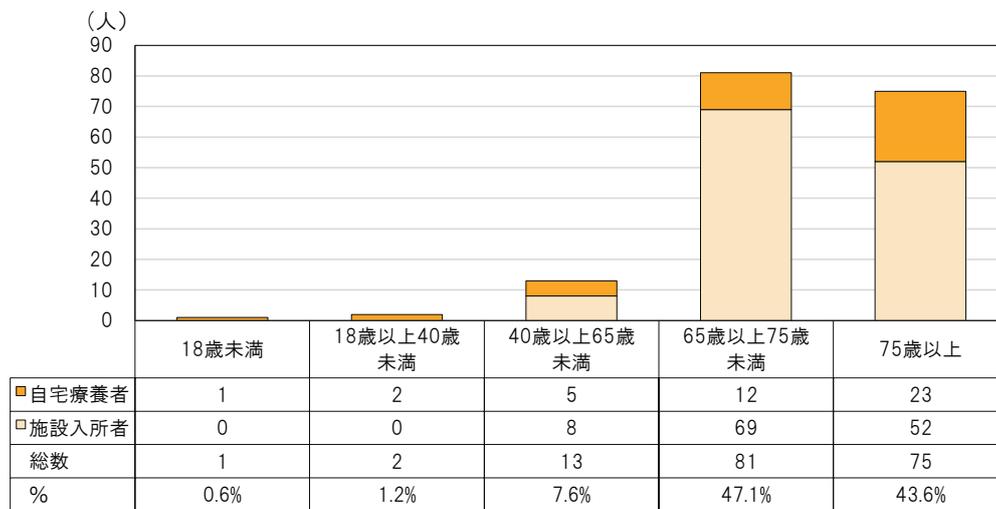
出典：平成26年・令和2年 在宅歯科医療調査

○在宅歯科医療を実施した患者のうち、約83%が65歳以上でした。前回調査と比較して、割合はほぼ変化がありません。

＜在宅歯科医療実施患者数の年齢別人数・割合（令和元年度）＞



＜在宅歯科医療実施患者数の年齢別人数・割合（平成25年度）＞

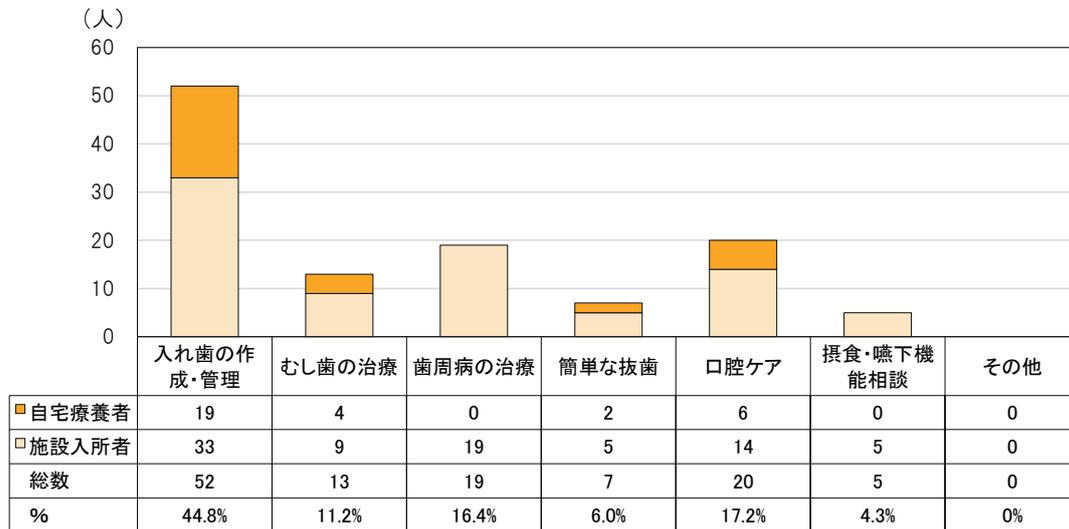


出典：平成26年・令和2年 在宅歯科医療調査

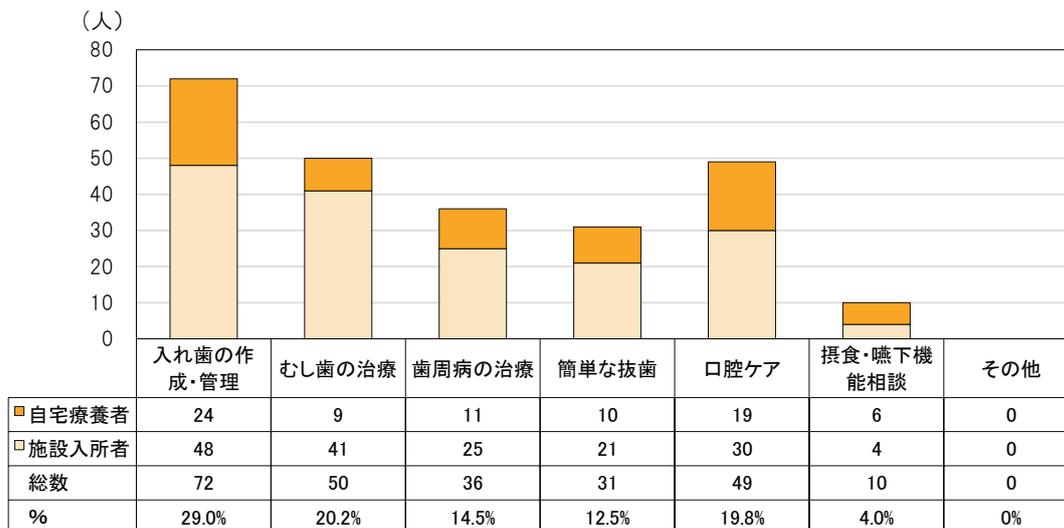
第4章 健康増進計画・食育推進計画・歯科口腔保健推進計画

○在宅歯科医療実施患者の主な治療内容は、入れ歯の作成・管理が最も多く約45%を占めています。次いで、口腔ケア、歯周病の治療の順に高い状況でした。前回調査と比較して、歯周病の治療がやや増加しました。

<在宅歯科医療実施患者の主な治療内容（複数回答）（令和元年度）>



<在宅歯科医療実施患者の主な治療内容（複数回答）（平成25年度）>



出典：平成26年・令和2年 在宅歯科医療調査

取組

市民の取組

- お口の状態や機能に応じた口腔ケアについての知識を身につけ取り組みましょう。
- かかりつけ歯科医をもちましょう。
- 話す、笑う、歌う、お口の体操を行うなど、よく口を動かす習慣をつくりましょう。

関係機関の取組

- 歯科医院は受診・相談しやすい環境づくりを行います。
- 障がい者施設・介護施設等の事業者は、関係機関や行政と連携を取りながら、入所者が定期的な歯科健診や歯科医療が受けられるよう環境を整備します。
- 障がい者施設・介護施設等の職員は、口腔機能に関する知識を習得し、適切な口腔ケアや食事についての支援を実施します。

(富士見市歯科医師会・富士見市歯科衛生士会・障がい者施設・介護施設)

市の取組

- 適切な時期に歯科治療や相談が受けられるよう、相談窓口の周知を行い、かかりつけ歯科医をもてるよう支援します。

●市の主な取組●

事業名 (関係課)	内容
歯科健診・保健指導 (みずほ学園)	障がい児通園施設(みずほ学園)に通園している子どもを対象に歯科健診・保健指導を実施します。
【新規】 歯科診療情報の普及・啓発 (高齢者福祉課・障がい福祉課・健康増進センター)	障がいのある人や要介護者が適切な時期に歯科治療や相談が受けられるよう、東入間在宅歯科医療支援窓口の周知など、情報提供に努めます。
食を通じた普及啓発 (学校教育課)	特別支援学校で児童生徒の口腔状態に応じた献立を提供します。

数値目標 (◎：新たに取り組む指標)

指標		現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	出典
在宅歯科医療を利用する自宅療養者の増加	障がい者・要介護者	34人 (令和元年度)	65人	在宅歯科医療調査 (令和2年)

<参考>

在宅歯科医療を利用する施設入所者数 100人 (令和元年度)

出典：在宅歯科医療調査 (令和2年)

健康ライフ☆のたね

■ 東入間地区在宅歯科医療支援窓口のご案内

在宅や施設にて療養中の方のために、歯科衛生士が口腔ケアや訪問歯科診療の相談・紹介を行う窓口です。

例えば…

- ・病気で自宅から歯科診療室に通えなくなった方の訪問診療を希望する場合
- ・口腔内の問題が生じ、歯科衛生士の訪問指導（口腔ケア）を希望する場合
- ・病気で入院して、退院後歯科医療にかかわる必要があるか知りたい…など

まずはお電話でご連絡ください。

東入間在宅歯科医療支援窓口

☎ 090-4752-8020

Fax 049-265-6331

月～金曜日 10:00～16:00 (祝日・年末年始除く)

〒356-0006 ふじみ野市霞ヶ丘 1-5-1

ふじみ野市立介護予防センター内

詳しくは、富士見市のホームページをご覧ください。

富士見市 歯と口の健康づくりをしよう!



※利用は無料ですが、通信料は自己負担となります。



第5章

計画の推進

第5章 計画の推進

第1節 健康を支える環境整備（各主体の役割）

計画の推進に向けては、家庭や地域の中での一人ひとりの取組も重要ですが、個人の健康づくりを支える関係機関や団体、行政などの多様な実践主体がそれぞれの役割を担い、お互いの立場を尊重しながら、本計画がめざす基本理念や基本目標を理解し、取組の効果を相乗的に高めていくことが重要です。

〈市民・地域の役割〉

- ・市民一人ひとりが健康づくりの主体としての認識を持ち、自らの健康の把握・管理、生活習慣の改善、体力づくり等に取り組みます。また、積極的に自主グループ活動、ボランティアや地域活動等に参加するなどして、継続的に健康づくりに取り組みます。
- ・家庭は、生涯にわたる健康習慣の形成と、子どもの心と身体の成長を支えます。
- ・地域は、町会や老人クラブ、各種団体などを通じて、市や関係機関などと連携し、地域の実情に応じた自主的な健康づくり活動に取り組みます。

〈行政の役割〉

- ・健康に関する正しい知識・情報の提供、健康づくりを実践する機会の提供、健康的な環境づくり等を通じて、市民及び地域の取組を支援します。
- ・本計画に定める施策の数値目標の達成をめざし、庁内関連部門間の連携のもと、健康づくりに関わる具体的な事業を推進します。
- ・食育の推進にあたっては、市民、教育関係者、子育て関連施設関係者、保健医療関係者、農業者、食品関連事業者及び食生活改善推進員との連携及び協力を努めます。

〈学校（学校保健）の役割〉

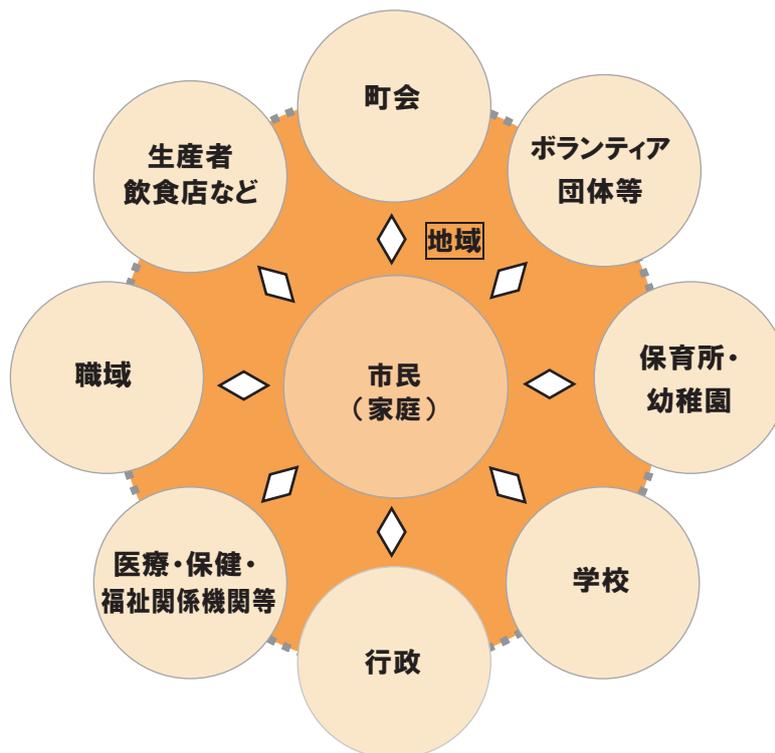
- ・健康の大切さを認識し、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく知識や能力を育てます。
- ・食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけ、給食の時間を通して自らの健康管理ができる知識や能力と、豊かな人間性を育む基礎を培います。

〈職場（職域保健）の役割〉

- ・ 職場（職域保健）は、就業している市民が生活の多くの時間を過ごす場として、従業員が健康を維持できるような職場環境づくりに取り組みます。また、従業員とその家族が、自らの健康状態の把握・管理ができるよう健診等の機会を確保します。

〈医療・保健・福祉関係機関等の役割〉

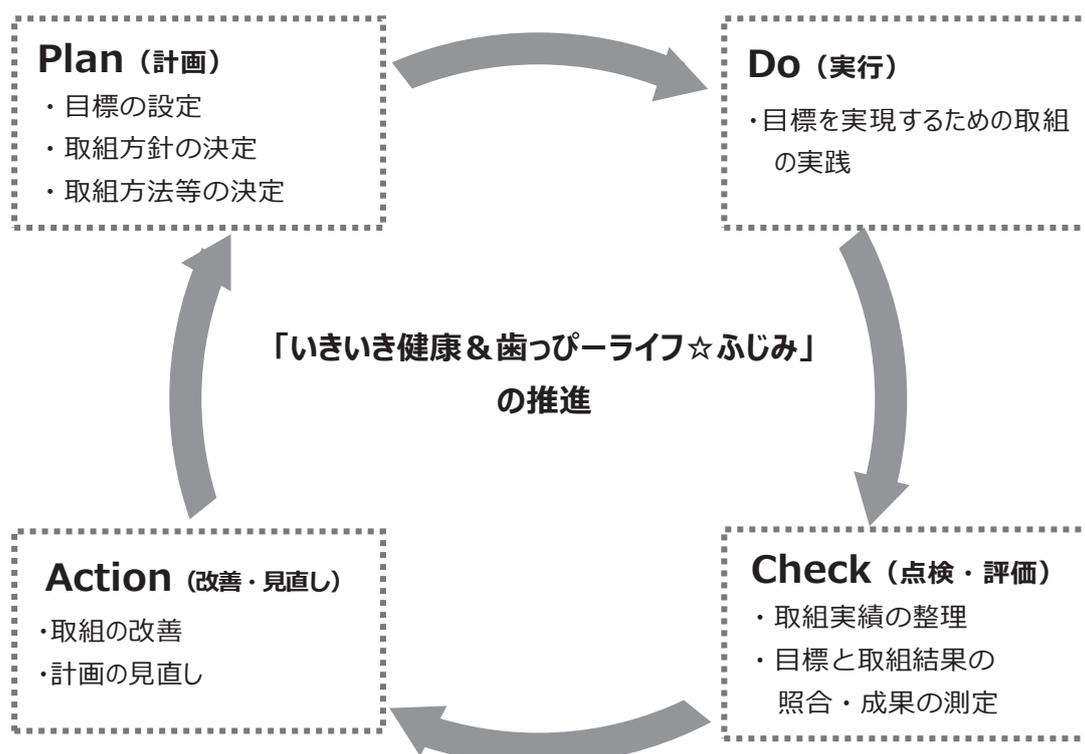
- ・ 医療機関及び医療従事者（医師・歯科医師・薬剤師等）は、市民に身近な健康の専門家として、疾病の治療だけではなく、疾病の予防や健康づくりに関する情報等を提供します。また、かかりつけ医・歯科医・薬局が中心となって、他の専門家との連携を図りながら、市民の日常生活における健康づくりを総合的に支援します。
- ・ 保健・福祉関係機関とこれらの機関に従事する者（ケアマネジャー・社会福祉士・精神保健福祉士・保健師・栄養士等）は、市民が健康づくりに取り組めるよう、医療機関等と連携を図りながら支援します。



第2節 計画の進行管理

計画の進行管理にあたっては、「富士見市健康づくり審議会」及び「富士見市健康づくり市内検討委員会」等において事業の進行管理を行っていきます。

進行管理は、P D C Aサイクルにより、計画（Plan）を立て、それを実施（Do）し、その結果を評価（Check）して、さらに計画の見直し（Action）を行うという一連の流れを活用し、事業や取組の改善点を明らかにし、今後の施策の充実に生かします。



第3節 計画の評価

1. 市の事業の進捗評価

本計画では、各施策について、市の主な取組を掲載しています。本計画に関連する事業は多種多様です。（「資料編 第3節 関連事業一覧」139から161ページ参照）

（1）進捗状況の確認

本計画では、すべての事業について、年度ごとの進捗状況や取組時における課題を把握し、「富士見市健康づくり庁内検討委員会」での検証のもと、「富士見市健康づくり審議会」へ報告し、その協議に基づき必要に応じ改善や見直しなどの措置を講じていきます。

（2）評価判定の方法

評価に当たっては、各種計画における事業の評価基準を参考に行うとともに、次年度以降の方向性も把握します。

<進捗状況>

判定	内容
拡大	内容（規模）を拡大して継続
継続	これまで通りに継続
改善	内容を改善して継続
縮小	縮小
廃止	廃止(完了を含む)

2. 数値目標の評価

本計画では、各施策についての成果指標として数値目標を設定しています。

設定に当たっては、調査結果、統計データ及び事業状況等により、現状値及び目標値として数値が設定できるものを用い、国及び県の目標値なども参考にしています。

(1) 進捗状況の確認

計画を推進する中で、毎年度、数値を把握できるものについては、その進捗状況を把握し、「富士見市健康づくり審議会」及び「富士見市健康づくり庁内検討委員会」へ報告します。

計画の終了年度には、本計画で設定した目標値と策定時の現状値に対する、最終的な達成状況の評価するとともに、前期計画を含めた全計画期間の総括を行い、その結果を次期計画に活かすものとします。

(2) 評価判定の方法

本計画で設定した現状値及び目標値には、主に把握方法や算出方法等の違いにより、性質の異なる3種類のデータがあります。

(ア)	「人」、「件」で表されるような実数 (例 参加人数、受診者数など)
(イ)	「%」で表される、ある特定の場や集団の全数で導かれた値 (例 特定健康診査結果、がん検診受診率など)
(ウ)	「%」で表される、抽出調査で導かれた値 (例 健康に関するアンケート調査など)

値の厳密な比較を行う場合には、本来はデータの種類に応じた手法が必要です。しかし、各施策のおおよその状況を把握しようとする場合、異なった手法による判定を並べるとは、正確さを増す反面、わかりやすさを損なう場合があります。

そのため、評価に当たっては、中間評価と同様に、策定時の値及び策定時に定めた目標値の関係性により、4段階で判定し、一元的に評価することとします。

判定	内容
A	策定時に設定した令和7年度の目標値に達した
B	策定時に設定した令和7年度の目標値に達していないが改善傾向にある (策定時実績値+3ポイント以上)
C	変わらない(策定時実績値±3ポイント未満)
D	悪化している(策定時実績値-3ポイント以上)

※最終評価時の値の増減が、中間評価時の値に対して±0.95以内であれば、「C」とします。

※目標値が0%の場合、策定時よりも減少していれば「B」と判定します。

※目標値が実数の場合、策定時の値に対して評価時の値が97%~103%の間であれば「C」とし、それ以外を「B」か「D」と判定します。

3. 数値目標一覧

1. 栄養・食生活 (◎：新たに取り組む指標)

指標		現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	出典
朝食の摂取状況 (「朝食を毎日食べる」と答えた割合)	小学生(5年生)	91.5%	98.0%	健康に関するアンケート調査 (令和2年度)
	中学生(2年生)	78.9%	92.0%	
	18~39歳	61.5%	76.0%	
夕食を一人で食べることが週3回以上の子どもの割合	小学生(5年生)	14.4%	減少傾向へ	
	中学生(2年生)	22.2%	減少傾向へ	
バランスのよい食事の頻度 (「主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上食べる日」が「ほぼ毎日」と答えた割合)	成人	56.7%	70.0%	
◎適正体重を維持している者の増加	20~60歳代男性の肥満者	31.9%	25.0%	
	20歳代女性のやせの者	22.0%	20.0%	
◎低栄養傾向(BMI20以下)の高齢者の割合の増加の抑制	65歳以上の低栄養の者	16.1%	17.0%	
◎野菜摂取量の平均値の増加 ※1皿は70g	5歳児	1皿	2皿	
	成人	2.5皿	4皿	
食生活改善推進員数	食生活改善推進員数	66人	73人	令和2年度食生活改善推進員協議会総会資料
地場産食材の利用状況 (地元産食材の利用を「心がけている」「どちらかといえば心がけている」と答えた割合)	成人	49.2%	62.0%	健康に関するアンケート調査 (令和2年度)
学校給食センターにおける地場産食材利用状況 ※「地場産食材使用率(重量割合)」(第6次基本構想第1期基本計画の指標名)	重量ベース	33.8% (令和元年度)	42.0%	学校給食センター資料
食育への関心 (食育に「関心がある」「どちらかといえば関心がある」と答えた割合)	成人	65.8%	75.0%	健康に関するアンケート調査 (令和2年度)

第5章 計画の推進

2. 身体活動・運動

指標		現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	出典
1週間の総運動時間が、 60分未満の子どもの割合	小学生 (5年生)	男子	27.5%	減少傾向へ
		女子	39.1%	減少傾向へ
運動習慣者(1回30分以上の運動を週2日以上実施し、1年以上継続している者)の割合	20~64歳	男性	20.8%	32.0%
		女性	17.4%	35.0%
	65歳以上	男性	32.4%	60.0%
		女性	26.6%	50.0%
市民健康増進スポーツ大会の参加者数	参加者数	5,771人 (令和元年度)	6,000人	文化・スポーツ振興課資料
◎健康マイレージの参加者数	参加者数	1,663人 (令和元年度)	3,700人	健康増進センター資料
◎パワーアップ体操クラブ数	クラブ数	56クラブ (令和元年度)	70クラブ	
◎フレイルチェック事業参加者数の増加	高齢者	0人 (令和元年度)	460人	健康増進センター資料
◎フレイルを知っている割合	成人	13.2%	40.0%	健康に関するアンケート調査 (令和2年度)

3. 健康管理

指標		現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	出典
妊婦健康診査助成券利用者数	のべ受診者数	19,095人 (令和元年度)	継続	母子保健医療推進事業報告 (令和元年度)
4か月児健康診査	受診率	95.1% (令和元年度)	99.0%	
肺がん検診	受診率	32.4% (平成30年度)	50.0%	がん検診結果統一集計結果報告書 (令和元年度)
大腸がん検診	受診率	28.0% (平成30年度)	50.0%	
胃がん検診	受診率	2.7% (平成30年度)	13.3%	
乳がん検診*	受診率	11.2% (平成30年度)	20.0%	
子宮頸がん検診*	受診率	16.3% (平成30年度)	17.7%	

指標		現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	出典
特定健康診査	受診率	43.5% (令和元年度)	60.0%	特定健康診査等の実施状況に関する結果報告（法定報告）
妊娠中の喫煙の割合	妊娠中の喫煙者の割合	3.1%	0%	健康に関するアンケート調査 (令和2年度)
妊娠中の飲酒の割合	妊娠中の飲酒者の割合	1.4%	0%	
◎かかりつけ医を持つ者の割合	成人	59.6%	69.7%	
◎成人の喫煙率の減少	成人	15.8%	12.0%	

*乳がん検診・子宮頸がん検診受診率算出方法

受診率 = (「前年度の受診者数」+「当該年度の受診者数」-「前年度及び当該年度における2年連続受診者数」) / 「当該年度の対象者数」×100

4. こころの健康

指標		現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	出典
ストレス等の相談先の状況 (相談できる人や場所がないと答えた割合)	小学生(5年生)	15.0%	12.0%	健康に関するアンケート調査 (令和2年度)
	中学生(2年生)	29.4%	20.0%	
	成人	29.5%	21.0%	
睡眠と休養の状況 (睡眠による休養を「あまりとれていない」、「とれていない」と答えた割合)	成人	27.3%	22.0%	

第5章 計画の推進

5. 歯と口腔の健康

1. 妊婦・胎児

指標		現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	出典
妊娠中に歯科健診を受診する妊婦の割合	妊婦の受診率	39.2% (令和元年度)	50.0%	4か月健康診査時における、保健師による聞き取り調査

2. 乳幼児

指標		現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	出典
むし歯のない幼児の割合	1歳6か月児	99.0% (令和元年度)	99.5%	母子保健医療推進事業報告書 (令和元年度)
	3歳児	91.1% (令和元年度)	92.0%	
	5歳児	71.2% (令和元年度)	75.0%	就学時健康診断におけるむし歯のある児状況調査
仕上げみがきをしている保護者の割合	1歳6か月児	95.4% (令和元年度)	100%	1歳6か月児健診問診項目集計
	3歳児	98.0% (令和元年度)	100%	3歳児健康診査歯科保健追加問診票
	5歳児	82.0%	100%	健康に関するアンケート調査 (令和2年度)
適切な間食回数を超えて甘いお菓子を食べている幼児の減少	1歳6か月児	2.3% (令和元年度)	1.0%	1歳6か月児健診問診項目集計
	3歳児	41.4% (令和元年度)	17.1%	3歳児健康診査歯科保健追加問診票
	5歳児	20.0%	12.6%	健康に関するアンケート調査 (令和2年度)
甘い飲み物をほぼ毎日飲んでいる幼児の減少	1歳6か月児	34.1% (令和元年度)	30.0%	1歳6か月児健診問診項目集計
	3歳児	52.2% (令和元年度)	40.0%	3歳児健康診査歯科保健追加問診票
	5歳児	41.4%	40.0%	健康に関するアンケート調査 (令和2年度)

指標		現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	出典
定期的にフッ化物を塗布している幼児の増加	3歳児	54.5% (令和元年度)	60.0%	3歳児健康診査 歯科保健追加問 診票
	5歳児	77.6%	80.0%	健康に関する アンケート調査 (令和2年度)

3. 児童生徒

指標		現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	出典
むし歯のない児童生徒の割合	小学生(4年生)	54.1% (令和元年度)	60.0%	富士見市学校保健統計報告書
	中学生(1年生)	70.7% (令和元年度)	74.5%	
むし歯を治療していない児童生徒の減少	小学生(4年生)	15.9% (令和元年度)	0%	
	中学生(2年生)	16.8% (令和元年度)	0%	
歯肉に炎症をもつ児童生徒の減少	小学生	6.0% (令和元年度)	3.0%	富士見市学校保健状況調査
	中学生	22.5% (令和元年度)	13.0%	

4. 成人

指標		現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	出典
40歳代における進行した歯周炎(4mm以上の深い歯周ポケット)を有する人の減少	40歳代	33.3% (令和元年度)	20.0%	富士見市成人歯科健診受診者調べ
成人歯科健診受診者数	成人	301人 (令和元年度)	530人	
8020運動を知っている人の増加	成人	49.9%	70.0%	健康に関する アンケート調査 (令和2年度)
◎かかりつけ歯科医を持つ者の割合	成人	63.2%	72.4%	

第5章 計画の推進

5. 高齢者

指標		現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	出典
成人歯科健診受診者数〔再掲〕	成人	301人 (令和元年度)	530人	富士見市成人歯科健診受診者調べ
60歳代における進行した歯周炎（4mm以上の深い歯周ポケット）を有する人の減少	60歳代	18.5% (令和元年度)	18.5%	
毎日歯みがきをしていない人の減少	65歳以上	6.0% (令和元年度)	0%	高齢者等実態調査報告書 (令和元年度)
毎日入れ歯の手入れをしていない人の減少 (入れ歯使用者のみ)	65歳以上	5.0% (令和元年度)	0%	
固いものの食べにくさを感じない人の増加	65歳以上	70.0% (令和元年度)	75.5%	
8020運動を知っている人の増加〔再掲〕	成人	49.9%	70.0%	健康に関するアンケート調査 (令和2年度)
◎かかりつけ歯科医を持つ者の割合〔再掲〕	成人	63.2%	72.4%	

6. 障がい者・要介護者

指標		現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	出典
在宅歯科医療を利用する自宅療養者の増加	障がい者・要介護者	34人 (令和元年度)	65人	在宅歯科医療調査 (令和2年)

資料編

資料編

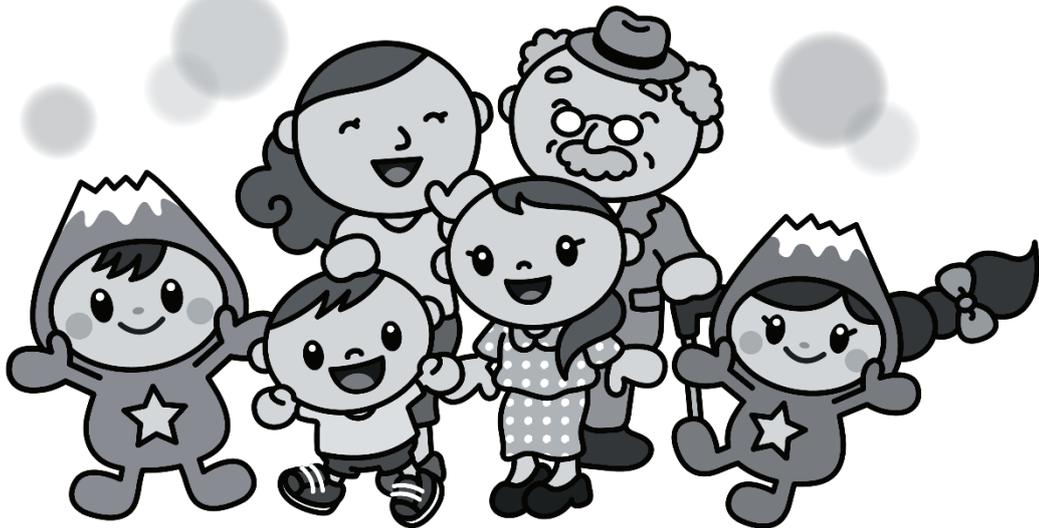
第1節 計画策定体制

1. 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、健康づくり施策の基本的な方向性を確認するとともに、保健医療関係事業に従事する者、学識経験者、教育関係者、市民団体等から推薦又は選考された者、公募市民で構成する「富士見市健康づくり審議会」により検討・協議を行い、専門のアドバイザーの助言をいただきながら進めてまいりました。

また、本計画は健康づくりに多方面から関わる計画であるため、庁内に「健康づくり庁内検討委員会」を設置し、関係各課との検討・協議を重ねながら策定しました。

さらに、市内で健康づくりに関する活動を行う団体や市民の状況や活動、意向を幅広く把握することを目的として「健康づくり団体（市民）ヒアリングシート」による調査を実施しました。



2. 富士見市健康づくり審議会条例

平成26年3月25日

条例第4号

改正 平成31年3月20日条例第1号

(設置)

第1条 市民の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、富士見市健康づくり審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、市長に答申する。

- (1) 健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく健康増進事業の推進に関すること。
- (2) 食育基本法（平成17年法律第63号）に基づく食育の推進に関すること。
- (3) 歯科口腔保健^{くわ}の推進に関する法律（平成23年法律第95号）に基づく歯科口腔保健の推進に関すること。
- (4) その他市民の健康づくりの施策に関し必要と認める事項
(平31条例1・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 委員は、市民及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(平31条例1・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

資料編

(関係者の出席)

第7条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年条例第1号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成31年3月20日条例第1号）

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(富士見市歯科口腔保健推進委員会条例の廃止)

2 富士見市歯科口腔保健推進委員会条例（平成25年条例第27号）は、廃止する。

3. 富士見市健康づくり審議会委員名簿

任期：令和元年8月1日～令和3年7月31日
(順不同・敬称略)

役職	委員氏名	委員構成
会 長	小木曾 正勝	富士見医師会
副会長	田中 久子	女子栄養大学
委 員	市川 永樹	富士見市社会福祉協議会
委 員	大竹 ミイ子	富士見市スポーツ協会
委 員	奥住 幸江	富士見市商工会
委 員	是永 国彦	ふじみパワーアップ体操地域クラブ連絡会
委 員	關野 美知子	富士見市食生活改善推進員協議会
委 員	高橋 誠	いるま野農業協同組合
委 員	武長 正洋	富士見・三芳薬剤師会
委 員	戸塚 隆久	公募市民
委 員	中島 秀行	富士見市学校長会
委 員	中村 真紀子	富士見市母子保健推進員連絡協議会
委 員	苗代 明	富士見市歯科医師会
委 員	塙 早苗	埼玉県歯科衛生士会
委 員	細谷 洋	富士見市私立幼稚園協会
委 員	牧 寿夫	公募市民
委 員	三角 麻子	富士見市教育研究会 養護部
委 員	湯尾 明	朝霞保健所
委 員	吉成 亜希子	公募市民

4. 富士見市健康づくり庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 健康づくりに関する施策を総合的に推進するため、富士見市健康づくり庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、健康づくりに関する施策について調査及び審議し、富士見市健康づくり審議会に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員（以下「委員等」という。）をもって組織する。

2 委員等は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第6条 委員会は、必要に応じて作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、委員会が指名する者をもって組織する。

3 作業部会は、委員会の指示に基づき、調査、研究等を行う。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部健康増進センターにおいて処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月11日から施行する。

別表（第3条関係）

(令和2年8月11日・一部改正)

委員長	健康福祉部長
副委員長	健康福祉部健康増進センター所長
委員	総合政策部政策企画課長
	市民生活部保険年金課長
	子ども未来部保育課長
	子ども未来部子ども未来応援センター所長
	健康福祉部福祉課長
	健康福祉部障がい福祉課長
	健康福祉部高齢者福祉課長
	まちづくり推進部産業振興課長
	教育委員会生涯学習課長
	教育委員会学校教育課長
	教育委員会公民館長
	教育委員会学校給食センター所長

※後期計画策定時（令和2年度）の体制を記載しています。

第2節 計画策定経過

1. 策定スケジュール

【令和元年度】

開催年月日	健康づくり審議会等	関係会議等	議題
5月8日		第1回職員研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・後期計画について ・「協働推進を促進する健康増進計画の策定と評価」 講師：東洋大学ライフデザイン学部健康スポーツ学科教授 齊藤 恭平氏
7月19日		第1回健康づくり庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の一部改正について ・現計画の平成30年度取組状況及び評価について ・後期計画について
8月1日	第1回健康づくり審議会		<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・条例の一部改正について ・現計画の平成30年度取組状況及び評価について ・後期計画について
10月18日		第2回職員研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップ ・健康に関するアンケート調査について
令和2年 2月13日	第2回健康づくり審議会		<ul style="list-style-type: none"> ・歯科口腔保健推進計画に関する事業の平成30年度取組状況について ・健康増進計画中間評価アンケート調査について ・今後の予定について



第2回職員研修会
ワークショップ

健康づくり審議会



※令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の予防および拡大防止のため、一部の会議・ワークショップなどを中止または書面での開催に変更して実施しました。

【令和2年度】

開催年月日	健康づくり審議会等	関係会議等	議題
4月23日～ 6月26日	健康に関するアンケート調査の実施		
6月8日～ 6月30日		第1回健康づくり 庁内検討委員会 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・現計画の令和元年度取組状況及び評価について ・健康に関するアンケート調査結果報告
6月2日～ 6月30日	健康づくり団体（市民）ヒアリング調査の実施		
8月6日		第2回健康づくり 庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・健康に関するアンケート調査結果報告 ・現計画の数値目標と達成状況について ・後期計画構成（案）について
8月20日	第1回健康づくり 審議会		<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり審議会への諮問 ・現計画の令和元年度取組状況及び評価について ・健康に関するアンケート調査結果報告 ・健康に関するアンケート調査結果報告 ・現計画の数値目標と達成状況について ・後期計画構成（案）について
9月23日		第3回健康づくり 庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり庁内検討委員会設置要綱改正について ・後期計画素案について
10月1日	第2回健康づくり 審議会		<ul style="list-style-type: none"> ・後期計画素案について
10月29日		第4回健康づくり 庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・後期計画素案について
11月12日	第3回健康づくり 審議会		
令和3年 1月4日～ 2月3日	パブリックコメントの実施		
2月8日～ 2月16日		第5回健康づくり 庁内検討委員会 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント結果について ・富士見市健康増進計画・食育推進計画、歯科口腔保健推進計画後期計画（案）について
2月12日～ 2月19日	健康づくり審議会 委員に対し書面での 意見収集を実施		
2月25日	答申		

2. 計画策定に関するヒアリング調査の概要

(1) 調査概要

本計画の策定に当たっては、市内で健康づくりに関する活動を行う団体や市民の状況や活動、意向を幅広く把握することを目的として「健康づくり☆市民ワークショップ」を6月から開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、やむを得ず中止することとなりました。その代替策として「健康づくり団体（市民）ヒアリングシート」による調査を実施しました。

- 調査対象：市内で健康づくりに関する活動を行う団体及び市民
- 実施方法：ヒアリングシートへの記入及び提出
- 実施時期：令和2年6月2日～6月30日
- 内 容：「栄養・食生活」、「身体活動・運動」、「健康管理」、「こころの健康」、「歯と口腔の健康」の各テーマにおける、課題や「自助」、「共助」、「公助」の視点からの解決策について
 - ①地域の問題点や課題
 - ②解決するために個人や家族でできそうなこと（自助）
 - ③解決するために隣近所や地域でできそうなこと（共助）
 - ④解決するために行政に期待すること（公助）
 - ⑤市の今後の「健康づくり」全般について、意見・提案

(2) 調査結果

①回収結果

■関係団体…25件

（富士見市農業研究団体連絡協議会、富士見市食生活改善推進員協議会、富士見市スポーツ推進員連絡協議会、富士見市母子保健推進員連絡協議会、埼玉県歯科衛生士会、地域活動栄養士PFCの会、富士見市心身障害児親の会みのりの会、自主グループ、子育てサークル、高齢者あんしん相談センター、子ども食堂他）

■市民…27件

②ヒアリング調査結果

皆さまからいただいた、各テーマの主な意見

栄養・食生活

【市の問題点や課題】

- ①食事の栄養バランスが偏る。
- ②子育てや共働きで調理時間や食事時間の確保が困難である。
- ③独居高齢者の孤食が多い。

【解決策】

■個人や家族でできそうなこと（自助）

- ①料理の品数を増やし、野菜を多く摂る。
- ②市販品の活用や家族に協力を得る。
- ③宅配・配食サービスの利用、家族とのリモート交流をする。

■隣近所や地域でできそうなこと（共助）

- ①健康や栄養情報の提供や勉強会の実施をする。
- ②一時保育の活用や買い物の助け合いを行う。
- ③会食や料理教室の開催をする。

■行政に期待すること（公助）

- ①栄養指導、食生活改善推進員の育成支援を行う。
- ②市販品などを活用した簡単メニューの提案、発信を行う。
- ③栄養指導を兼ねた配食、料理教室の実施をする。



身体活動・運動

【市の問題点や課題】

- ①運動する時間や場所がない。
- ②運動する場所の利便性が悪い。
- ③地域交流の場が少ない。

【解決策】

■個人や家族でできそうなこと（自助）

- ①買い物に歩いて行ったり、散歩をする。
- ②自宅で動画などを活用した、運動をする。
- ③情報収集をし、交流する努力をする。

■隣近所や地域でできそうなこと（共助）

- ①集いやすい時間での運動できる環境づくりを行う。
- ②集会所等への地域支援等の社会資源づくりの協力を行う。
- ③地域のサロンや運動教室を増やし、交流する場を作る。



■ 行政に期待すること（公助）

- ①日常生活の中で実践できる運動の情報発信、空き家や公民館などを活用した場所の提供をする。
- ②送迎付きの教室や公共交通機関の充実をする。
- ③地域のサロンへの協力や運動教室を積極的に開催する。

健康管理

【市の問題点や課題】

- ①かかりつけ医をもたない人がいる。
- ②健康を維持するための各種健（検）診の受診率が低い。
- ③子どもへの健康教育の場が少ない。

【解決策】

■ 個人や家族でできそうなこと（自助）

- ①普段の自分自身の健康状態を把握し、定期的に病院を受診する。
- ②定期的に各種健（検）診を受診する。
- ③子をもつ親も一緒に健康について学ぶ。

■ 隣近所や地域でできそうなこと（共助）

- ①民生委員等と連携し、地域の病院を紹介する。
- ②健康の自己管理の必要性を伝えられるよう支援する。
- ③年齢層に合わせた健康について学ぶイベントや講習会の実施をする。

■ 行政に期待すること（公助）

- ①医師会と連携をし、情報提供を行う。
- ②各種健（検）診の受診率を上げるための周知を行う。
- ③学校と連携し、低学年からの健康教育を実施する。



こころの健康

【市の問題点や課題】

- ①子育て中の親や独居高齢者が孤立している。
- ②精神科専門病院や専門医が少ない。

【解決策】

■ 個人や家族でできそうなこと（自助）

- ①心の悩みを話し合う場を作ったり、自ら参加したりする。
- ②こころの健康に関するアンテナを高くもつ。

■ 隣近所や地域でできそうなこと（共助）

- ①関係機関と連携し、つながりを作る。
- ②精神科やメンタルクリニックの情報提供をする。

■ 行政に期待すること（公助）

- ①サークルやイベントの開催をする。
- ②専門の病院や医師の確保をする。



歯と口腔の健康

【市の問題点や課題】

- ①歯と口腔の健康についての意識が低い。
- ②歯と口腔や歯科医院に関する情報が少ない。

【解決策】

■ 個人や家族でできそうなこと（自助）

- ①歯と口腔の健康についての情報共有や話題にする。
- ②歯と口腔に関する情報のアンテナを高くもつ。

■ 隣近所や地域でできそうなこと（共助）

- ①地域での健康教室・講座、出前相談などで、歯と口腔の健康についての周知を行う。
- ②定期健診の受診を啓発する。

■ 行政に期待すること（公助）

- ①歯科健診の推進や健診費用の補助をする。
- ②歯と口腔についてのイベントの機会を作る。



健康ライフ☆のたね

ヒアリング調査にご協力いただいた団体の紹介

■公益社団法人 埼玉県歯科衛生士会朝霞支部

■富士見市農業研究団体連絡協議会

■富士見市スポーツ推進員連絡協議会

■富士見市食生活改善推進員協議会

■富士見市母子保健推進員連絡協議会

■富士見市心身障害児者親の会みのり会

■子育てサークル

・子育てサークル たんぽぽ ・ぴーすふる

・わんにゃん会

・子育てサークル どろピヨ

・つるせKid's

■運動自主グループ

・チャレンジ

・歴歩の会

・かよう会

・はつらつ会

・コスモス

■高齢者あんしん相談センター

・むさしの

・ふじみ苑

・えぶりわん鶴瀬Nisi

・みずほ苑

・ひだまりの庭 むさしの

■地域活動栄養士PFCの会

■子ども食堂

・NPO法人 ポトフ

・富士見みんなでプロジェクト



3. パブリックコメントの実施結果

○意見募集期間 令和3年1月4日～令和3年2月3日

○意見の件数 0件

第3節 関連事業一覧

1 栄養・食生活

1. ライフステージに応じた食育の推進（1）乳幼児への食育の推進

★は重点的な取組

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
1	キッズキッチン	子ども達に食及び調理の楽しさなどを体験する事業を実施します。	ふじみ野交流センター
2	フリースペース西っ子	親子を対象に、乳幼児を持つ親の子育て情報交換や育児のことを身近で気軽に相談できる場として、毎月第4木曜日に開催します。また、地域の民生児童委員が見守り・相談を行うほか、保健師・栄養士・歯科衛生士・保育士が毎月交代で入り、個別相談や時節のワンポイントアドバイス等を行います。	鶴瀬西交流センター
3 P47	食育の推進（公立保育所）	公立保育所において、望ましい食習慣やマナーに関する普及啓発をはじめ、地元農産物を使用した給食や行事食の提供などにより、児童に対する食育を推進します。また、給食食材に関する情報提供やおたよりを通じた啓発などにより、保護者に対する食育を推進します。	保育課
4	食育の推進（児童館）	児童館において、乳幼児親子を対象に、離乳食講座や相談会等を実施し、望ましい食習慣への啓発を行います。また、「子ども食堂」を事業化し、食後に工作や遊びを取り入れるなど、児童館の特色を生かした普及・啓発を行います。	保育課
5 P47	★乳幼児健康診査	乳幼児の発育・発達、育児環境、保護者の育児不安を確認し、疾病を早期に発見します。また、発育や栄養状態の確認を行った上で、月齢に応じた食生活指導を行います。	子ども未来応援センター
6	離乳食教室	離乳食の不安を軽減し、楽しい食育をめざして、離乳食初期及び離乳中期のすすめ方や作り方に関する教室を実施します。	子ども未来応援センター
7	【新規】ニコニコ☺子どものごはん展示＆相談室	離乳食や幼児食の基本を正しく周知するため、情報提供や相談を行います。	子ども未来応援センター
8	食育推進事業	食育で身につけてもらいたい「感謝の心」、「栄養バランスの大切さ」、「食事のマナー」、「食事の重要性や心身の健康」、「食品を選択する能力」、「食文化の理解」などをテーマに料理教室や講演会を動画配信等も活用しながら実施します。	健康増進センター

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
9	子育てサロン	子育てに関する様々な学習を行うために、子育てサロン「おかあさんのステップアップ講座」の中で、乳幼児の保護者に食事の大切さ楽しさを伝える食育講座や、簡単に作れて栄養も補えるおやつ調理実習を行います。	鶴瀬公民館
10	子育てサロン	地域で子育てができる環境づくりをめざし、子育てサロン「ちびっこあおむし」の中で食育を行い、食への関心を高めます。	南畑公民館
11	子育てサロン	乳幼児を持つ親が集まり、自由に子どもを遊ばせながら仲間づくりや情報交換ができる居場所づくりを目的とし、支援します。	水谷公民館
12	子育て学習支援事業	乳幼児の親を対象とし、親育ちの機会として、子育てなどに役立つ学習や体験、仲間づくりの場の提供を目的として実施します。また、育児疲れの解消やリフレッシュを兼ね、保育つきで実施します。	水谷公民館

1. ライフステージに応じた食育の推進（2）児童生徒への食育の推進

★は重点的な取組

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
13	おたより、懇談会等での周知	児童生徒が充実した学校生活をおくるための健康的な生活習慣を身に付けるために、おたより、懇談会資料で周知を行います。	学校教育課
14	学校ファームの活用	食に対する関心を高め、勤労生産の喜びを味わわせるために、身近な学校ファームを活用し、自ら作って食べる活動を推進します。	学校教育課
15 P47	★食に関する指導	児童生徒に考えさせる食育を展開するために、栄養教諭や学校給食センターと連携した、実践的、体験的な学習を実施します。	学校教育課
16	子ども公民館事業	親子のふれあう機会と郷土の食文化を学習する機会を提供するため、市内小学生を対象に、郷土料理体験や親子クッキングを開催します。	鶴瀬公民館
17	子ども公民館事業	子どもにより公民館に慣れ親しんでもらうこと及び居場所づくりとして、施設利用団体の協力を得て実施します。食育の普及啓発としては、小学生（4年生以上）を対象として料理教室を実施します。	水谷東公民館
18	小学生の宿泊体験事業	年齢を超えた集団の中で、宿泊などを通して生活ルールを学ぶことや、普段体験できない地域の自然や文化に触れ、ものを作り出す喜びなどを異年齢集団の中で体験する事業を実施します。	水谷公民館

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
19	献立予定表、給食だより、栄養指導資料「トマト」、保護者会等での情報発信	食育や望ましい食習慣について、児童生徒だけでなく保護者にも大切さを認識してもらうために献立予定表、給食だより、栄養指導資料「トマト」、保護者会等で周知を行います。	学校給食センター
20 P47	★食に関する指導	食育や望ましい食習慣、食文化、地産地消についての大切さを、児童生徒に認識させるために、栄養教諭が食に関する指導を行います。	学校給食センター
21	親子クッキング	親子で人気給食メニューを作ることにより、給食や食に興味を持ってもらうため、親子クッキングを実施します。	学校給食センター
22	学校で育てた野菜の活用	食育の一環として、学校ファームで育てた野菜を給食の食材の一部として活用します。	学校給食センター
23	食材の選定	食育の一環として、給食の食材は、国産食材や地場産食材を活用します。	学校給食センター
24	学校給食摂取基準に基づく給食の提供	学校給食が望ましい1食の食事のモデルとしての教材となるよう、学校給食摂取基準に基づく給食の提供を行います。	学校給食センター

1. ライフステージに応じた食育の推進（3）成人・高齢者への食育の推進

★は重点的な取組

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
25	パパママ準備教室	妊娠・出産・育児に関する知識や情報を伝え、安心して夫婦2人で子育てできるよう、支援します。また、妊娠をきっかけに家族の歯の健康と食事を見直し、その後の生活に活かせるよう、歯科衛生士と管理栄養士が講話を実施します。	子ども未来応援センター
— P48	食育推進事業[再掲]	食育で身につけてもらいたい「感謝の心」、「栄養バランスの大切さ」、「食事のマナー」、「食事の重要性や心身の健康」、「食品を選択する能力」、「食文化の理解」などをテーマに料理教室や講演会を動画配信等も活用しながら実施します。	健康増進センター
26	【新規】レシピ普及事業	料理レシピサイト「クックパッド」で生活習慣病予防や食育の周知を目的としたレシピの掲載を行います。	健康増進センター
27 P48	★生活習慣病予防講座(食講座)	生活習慣病予防を目的とし、継続可能な食生活をテーマに講座・調理実習を開催します。	健康増進センター
28	健康づくり料理講習会	栄養バランスのよい食事の普及啓発を目的とし、食生活改善推進員協議会に委託して、市内公民館等で実施します。	健康増進センター

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
29	【新規】健康づくり料理試食会	子育て中や時間が合わず「健康づくり料理講習会」に参加が困難な方も気軽に栄養バランスのよい食事について学ぶことができるよう、市内公民館等で実施します。	健康増進センター
30	特定保健指導（食講座）	特定保健指導対象者に、食生活・食習慣について、ひとりひとりのライフスタイルに合わせてアドバイスを実施し、また、オプション講座として食講座を開催します。	健康増進センター
31	ヘルスセミナー	ヘルスチェック（18～39歳の方）の際に、食に関する情報の掲示やパンフレットを置き、情報提供をします。	健康増進センター
32	健康増進講座	生活習慣病予防を目的とし、食生活などの健康についての講話や、歯周病予防の講話と、ヨガの実技を交えた講座を実施します。	健康増進センター
33	健康相談（成人）	生活習慣病予防や食に関する健康相談を実施します。	健康増進センター
34	地域健康相談	町会などの地域の団体などからの依頼を受け、健康相談、健康講話などを実施します。	健康増進センター
35	【新規】スーパーでの健康相談	スーパーでの健康相談を実施し、子育て世代・働き世代に向けて、健康情報の発信・健康増進センター事業のPRをします。	健康増進センター
36	パワーアップ・リーダー養成講座	パワーアップ・リーダー養成講座の中で、管理栄養士から高齢期の栄養について講座を実施します。	健康増進センター
37 P48	★集中型介護予防教室	体力や身体機能の維持向上を目的に、作業療法士、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等の専門職による教室を行います。	健康増進センター
38	【新規】フレイルチェック事業	フレイル状態にある高齢者を把握し、早期に介入することで要介護状態になることを防ぎます。また、高齢者がフレイルサポーターとして活躍することで、地域でお互いに助け合いや支え合いができるまちをめざします。	健康増進センター
39	地元農産物を利用した料理教室の開催支援	地元農産物を利用した料理教室の開催を支援し、食育の推進に努めます。	農業振興課
40	健康スマイル講座	イムス富士見総合病院の専門職を講師に招いて、講座を行い、健康づくりに寄与することを目的に開催します。	鶴瀬公民館
41	鶴瀬学級 （料理クラブ）	高齢者が健康に過ごせるために、食生活改善推進員に講師を依頼し、料理クラブを開催します。	鶴瀬公民館
42	水谷学級 （料理クラブ）	高齢期をいきいきと暮らすための学習・仲間づくりの場として実施します。	水谷公民館

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
43	熟年学級 (料理クラブ)	高齢者の生きがいづくり、参加者同士の親睦・交流を深める場として全体会（学習会）とクラブ活動を実施している。クラブ活動の一つ、『健康料理クラブ』では、食生活改善推進員を講師として食と健康づくりに関する活動（調理実習等）を実施します。	水谷東公民館

2. 地域に根ざした食育の推進（1）食に関するボランティア活動等への支援

★は重点的な取組

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
44 P48	【新規】子ども食堂を行う団体への支援	孤食や生活困窮により、団らんや十分な食事が取れていない子どもに無料や安価で食事を提供する実施団体への支援をします。	子ども未来 応援センター
—	健康づくり料理講習会[再掲]	栄養バランスのよい食事の普及啓発を目的とし、食生活改善推進員協議会に委託して、市内公民館等で実施します。	健康増進セ ンター
45 P48	食生活改善推進員養成・育成支援（ヘルスマイト養成講座）	食を通じて地域の健康づくりを推進する食生活改善推進員（ヘルスマイト）を養成する講座。栄養の基礎知識などの講義をはじめ、バランス食の調理実習や、ヨガ講座などを実施します。	健康増進セ ンター

2. 地域に根ざした食育の推進（2）食事マナーや食文化の継承

★は重点的な取組

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
— P48	食育の推進（公立保育所）[再掲]	公立保育所において、望ましい食習慣やマナーに関する普及啓発をはじめ、地元農産物を使用した給食や行事食の提供などにより、児童に対する食育を推進します。また、給食食材に関する情報提供やおたよりを通じた啓発などにより、保護者に対する食育を推進します。	保育課
— P49	食に関する指導[再掲]	児童生徒に考えさせる食育を展開するために、栄養教諭や学校給食センターと連携した、実践的、体験的な学習を実施します。	学校教育課

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
46	土器型どんぐりクッキーづくり	昔の人たちが主に食用としていた木の実で調理を行い、当時の人たちがどのようなものを食していたということへの学習を通して、当時の暮らしについてを理解を深めてもらうための目的とし、実施します。	水子貝塚資料館
47	たんぼ体験隊	春から秋にかけての稲作の体験により、食物を育てる農業の大切さと、自ら育てた食物を食べる喜びを学ぶことを目的とし、実施します。	難波田資料館
48	麦作り体験	冬から夏にかけての麦作の体験により、食物を育てる農業の大切さと、自ら育てた食物を食べる喜びを学ぶことを目的とし、実施します。	難波田資料館
49	古民家宿泊体験	家電普及前の伝統的な生活を体験し、うどん作り、七輪での魚焼きを通して、自ら調理した食事の喜びを学ぶことを目的とし、実施します。	難波田資料館
50	お月見団子づくり	伝統的な年中行事に伴う食文化を学び、体験することを目的とし、実施します。	難波田資料館
51	古民家で味噌作り	伝統的な食文化である自家製の味噌づくりを体験することを目的とし、実施します。	難波田資料館
52	難波田城公園活用推進協議会主催事業	季節の行事食（柏餅、ぼたもち、餅など）や手作りまんじゅう、手打ちうどんなど、地域の伝統的な食文化を体験することを目的とし、実施します。	難波田資料館
— P49	食に関する指導[再掲]	食育や望ましい食習慣、食文化、地産地消についての大切さを、児童生徒に認識させるために、栄養教諭が食に関する指導を行います。	学校給食センター
53	行事食の提供	給食を通じて食文化について学ぶことができるように、給食で行事食の提供を行います。	学校給食センター
—	献立予定表、給食だより、栄養指導資料「トマト」、保護者会等での情報発信[再掲]	食育や望ましい食習慣について、児童生徒だけでなく保護者にも大切さを認識してもらうために献立予定表、給食だより、栄養指導資料「トマト」、保護者会等で周知を行います。	学校給食センター

2. 地域に根ざした食育の推進 (3) 地産地消の推進

★は重点的な取組

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
—	食育の推進（公立保育所） [再掲]	公立保育所において、望ましい食習慣やマナーに関する普及啓発をはじめ、地元農産物を使用した給食や行事食の提供などにより、児童に対する食育を推進します。また、給食食材に関する情報提供やおたよりを通じた啓発などにより、保護者に対する食育を推進します。	保育課
—	食育推進事業 [再掲]	食育で身につけてもらいたい「感謝の心」、「栄養バランスの大切さ」、「食事のマナー」、「食事の重要性や心身の健康」、「食品を選択する能力」、「食文化の理解」などをテーマに料理教室や講演会を動画配信等も活用しながら実施します。	健康増進センター
54	広報、ホームページによる周知（健康づくり等に関すること）	健康づくりや食に関する情報を広く周知するため、広報やホームページにて情報発信を行います。	健康増進センター
—	【新規】レシピ普及事業 [再掲]	料理レシピサイト「クックパッド」で生活習慣病予防や食育の周知を目的としたレシピの掲載を行います。	健康増進センター
55	つきいち	新鮮で安心な地元農産物等を生産者が販売し、消費者との交流を図ります。	農業振興課
56	児童農業体験学習会	児童の農業への理解が深まるよう、農業体験学習会の開催を支援します。	農業振興課
57	地元農産物を利用した商品開発・周知の支援	地元農産物の消費を促進するために、 ・市内産米「彩のきずな」を使った純米吟醸酒「縄文海進」 ・「縄文海進」の原酒に市内産青梅を漬け込んだ梅酒「梅恋花」 ・「梅恋花」を製造する際に使用した青梅を2次利用した和菓子「梅の菓」、洋菓子「梅恋花のしずく」 などの特産品の商品開発及び販売促進を支援します。	産業経済課 農業振興課
58	農業団体の支援	補助金を活用し、地元農産物の生産性及び品質の向上や、地域特産物の創出、販路拡大に関する事業を支援します。	農業振興課
59 P49	★地元農産物の利用促進	農業者等にシール「富士見市生まれ」の配布や、イベント等開催時に富士見市農業マップを参加者や来場者へ配布し、地元農産物を消費者へ周知を行います。	農業振興課
—	食に関する指導 [再掲]	児童生徒に考えさせる食育を展開するために、栄養教諭や学校給食センターと連携した、実践的、体験的な学習を実施します。	学校教育課

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
60	学校ファームの活用	食に対する関心を高め、勤労生産の喜びを味わわせるために、身近な学校ファームを活用し、自ら作って食べる活動を推進します。	学校教育課
—	献立予定表、給食だより、栄養指導資料「トマト」、保護者会等での情報発信[再掲]	食育や望ましい食習慣について、児童生徒だけでなく保護者にも大切さを認識してもらうために献立予定表、給食だより、栄養指導資料「トマト」、保護者会等で周知を行います。	学校給食センター
—	食に関する指導[再掲]	食育や望ましい食習慣、食文化、地産地消についての大切さを、より児童生徒に認識させるために、栄養教諭が食に関する指導を行います。	学校給食センター
61	地場産食材の使用及び加工品の提供	地産地消の推進を図るために、給食で地元食材を活用した献立や加工品の提供を行います。	学校給食センター

2 身体活動・運動

1. 運動習慣づくりの推進

★は重点的な取組

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
62 P57	サイクリングコースの利用促進	身近な場所で健康づくりに取り組んでもらうため、3つのサイクリングコース（「富士見サイクリングコース」・「新河岸川サイクリングコース」・「富士見江川サイクリングコース」）において、距離表示シートを設置するなど、運動習慣づくりしやすい環境整備を促進します。	シティプロモーション課
63	観光アプリ「ココシル☆ふじみ」	地域にある観光資源等を巡ってもらうために、市内の散策コース等を紹介する観光アプリ「ココシル☆ふじみ」を整備し、運動習慣づくりを促進します。	シティプロモーション課
64	富士見お散歩マップ	地域にある観光資源等を巡ってもらうために、市内の散策コース等を紹介する「富士見お散歩マップ」を活用し、運動習慣づくりを促進します。	シティプロモーション課
65 P57	★スポーツ・レクリエーション活動の普及啓発	市民に身近な場所でスポーツに親しんでもらうため、広報やホームページを通じて実施事業やスポーツ施設に関する情報提供を行います。	文化・スポーツ振興課
66	公共施設の貸し出しの周知	市民に運動づくりのための場所を提供するためホームページで学校体育施設の開放、市民総合体育館や運動公園の貸し出しについて周知します。	文化・スポーツ振興課

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
67	指導者養成講座の開催	市の生涯スポーツ推進を図り、より適切な指導ができる資質の高い指導者を養成するため、指導者養成講座を開催します。	文化・スポーツ振興課
68 P57	スポーツイベント・スポーツ教室	参加者の年齢や能力に応じた運動の機会を提供するため、指定管理者やスポーツ推進委員、地域のスポーツ団体と連携・協力をしながら、スポーツ教室などのイベントの充実を図ります。	文化・スポーツ振興課
69	市民総合体育館でのレスンプログラム	参加者の年齢や能力に応じた運動の機会を提供するため、市民総合体育館のスポーツジム・スタジオにおいて、利用者個人に合わせたトレーニング指導や様々なレスンプログラムを実施します。	文化・スポーツ振興課
70	生活習慣病予防講座(運動講座)	運動の楽しさや体を動かす気持ちよさを体感してもらうことをテーマとし、生活習慣病予防を目的とした運動初心者向けの講座を実施します。	健康増進センター
—	健康増進講座[再掲]	生活習慣病予防を目的とし、食生活などの健康についての講話や、歯周病予防の講話と、ヨガの実技を交えた講座を実施します。	健康増進センター
71	【新規】健康マイレージ事業	生活習慣病予防として歩くことを習慣化してもらうため、歩数に応じたポイント獲得・運動教室参加によるポイント獲得によって、プレゼント抽選に参加できる等、楽しみを持ちながら歩くことを促します。	健康増進センター
72	ラジオ体操	身近な施設で運動習慣を身に付けられるよう、毎朝(月～金)、誰でも参加できるラジオ体操の機会を提供します。	水谷公民館
73	ラジオ体操	地域での運動習慣づくり促進の一環として、朝、就業前にラジオ体操を実施します。	水谷東公民館
74	公園、交流施設を利用した事業	施設の積極的な活用を図り、利用の促進や市民とのかかわりを創出していきます。	水谷公民館
75	まちづくり協議会事業の支援	住民主体のまちづくりを推進するために組織された「水谷東安心まちづくり協議会」が運動習慣づくり促進として小学生の夏季休業中に実施する「夏休みラジオ体操」を支援します。	水谷東公民館

2. 児童生徒の運動に親しむ力と体力づくりの推進

★は重点的な取組

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
76	各種スポーツイベントの実施	子どもたちが身体を動かす楽しさを感じることができる機会の充実を図るため、各種スポーツイベント・大会、初心者教室を開催します。	文化・スポーツ振興課
77 P57	子どもスポーツ大学 ☆ふじみ	子どもたちが普段体験できないスポーツに触れ、一流選手等から学ぶ機会を創出するため、子どもスポーツ大学☆ふじみを開催します。	文化・スポーツ振興課
78	子どもの育ちの支援	公立保育所において、日常保育の中で児童の健康状態等を把握するとともに、定期的に内科健診や歯科検診などを行うほか、課業や遊びを通じて、児童の成長や発達に応じた身体づくりを行います。また、家庭や関係機関と連携し、児童の成長や発達に応じた支援を行います。	保育課
79	地域子育て支援	公立保育所において、地域の乳幼児とその保護者を対象に、子どもの遊びの場・保護者交流の場・子育て相談の場を提供するため、あそぼう会や園庭解放、子育て相談などを行います。また、その情報を「子育て支援ニュース」等に掲載し、周知を行います。	保育課
80	児童館事業（情報提供と連携）	各児童館において、児童館ニュースを毎月発行し、イベント等に関する情報提供を行います。また、市ホームページのほか、各児童館においてブログを開設し、最新情報を発信します。関係機関と連携し、支援が必要な児童に関する情報提供を行います。	保育課
81	子育て支援センター事業（情報提供と連携）	ふじみKids通信を毎月発行し、子育て支援センターや児童館における遊び場等に関する情報提供を行います。また、市内の子育て支援センターをはじめ関係機関と連携し、情報共有や支援を行います。	子ども未来 応援センター
82	遊具保守点検業務委託	遊具が安全に利用出来るよう保守点検の実施を行います。	都市計画課
83 P57	学校体育事業	新学習指導要領に則った年間指導計画となるよう計画を作成するために、単元配列を見直し、その運動で身に付ける資質・能力を明確にした指導計画を作成、実践します。	学校教育課
84 P57	★体力向上に向けた取組	児童生徒の体力の課題や向上に向けた取組について分かりやすく示し、家庭の協力も得られるようなメッセージ性のある記事を掲載します。また、関東大会や全国大会の結果を周知し、選手を称えます。	学校教育課

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
85	広報「いきいき体力」での紹介	児童生徒の体力の課題や向上に向けた取組について分かりやすく示し、家庭の協力も得られるようなメッセージ性のある記事を掲載します。	学校教育課
86	校庭の使用についての周知	生涯学習課との連携を図りながら、積極的に社会体育に開放していきます。	学校教育課

3. 生活習慣病予防など健康づくりのための運動機会の定着の推進

★は重点的な取組

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
— P58	生活習慣病予防講座 (運動講座) [再掲]	運動の楽しさや体を動かす気持ちよさを体感してもらうことをテーマとし、生活習慣病予防を目的とした運動初心者向けの講座を実施します。	健康増進 センター
—	健康増進講座[再掲]	生活習慣病予防を目的とした、運動初心者でも参加しやすいヨガと健康講座、歯科講座を組み合わせた講座を実施します。	健康増進 センター
— P58	【新規】★健康マイ レージ事業[再掲]	生活習慣病予防として歩くことを習慣化してもらうため、歩数に応じたポイント獲得・運動教室参加によるポイント獲得によって、プレゼント抽選に参加できる等、楽しみを持ちながら歩くことを促します。	健康増進 センター
87	特定保健指導(運動 講座)	特定保健指導対象者に対して、生活習慣病予防のための運動の効果や普及啓発を実施します。	健康増進 センター
—	食生活改善推進員養成・育成支援(ヘルスマイト養成講座) [再掲]	食を通じて地域の健康づくりを推進する食生活改善推進員(ヘルスマイト)を養成する講座であり、栄養の基礎知識などの講義をはじめ、バランス食の調理実習や、ヨガ講座などを実施します。	健康増進 センター
—	健康スマイル講座[再掲]	イムス富士見総合病院の専門職を講師に招いて、講座を行い、健康づくりに寄与することを目的に開催します。	鶴瀬公民館

4. 高齢者の身体活動の推進

★は重点的な取組

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
88	スポーツ推進委員による地区事業	市民に身近な場所で運動に親しめる機会を提供するため、地区ごとにスポーツ推進委員による生涯スポーツ教室を実施します。	文化・スポーツ振興課

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
89 P58	老人クラブの支援	老人クラブ及び連合会の各種活動（社会奉仕、健康・教養講座開催、スポーツ等）の運営費に対して補助を行い、生きがいの充実や自主活動を支援します。	高齢者福祉課
— P58	集中型介護予防教室[再掲]	体力や身体機能の維持向上を目的に、作業療法士、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等の専門職による教室を行います。	健康増進センター
90 P58	ふじみパワーアップ体操普及事業	運動と社会参加を目的に、身近な場所で体操できる機会を提供します。	健康増進センター
91	自主グループの支援	介護予防活動を継続するために、介護予防教室修了後の自主グループ化を支援します。	健康増進センター
— P58	【新規】★フレイルチェック事業[再掲]	フレイル状態にある高齢者を把握し、早期に介入することで要介護状態になることを防ぎます。また、高齢者がフレイルサポーターとして活躍することで、地域でお互いに助け合いや支え合いができるまちをめざします。	健康増進センター
92	ウォーキング教室	ノルディックウォーキング教室など元気な方から体力に不安のある方まで幅広く参加してもらえるよう、運動のきっかけづくりと仲間づくりをめざして教室を実施します。	健康増進センター
93	公民館企画運営委員会	市民と職員協働による公民館運営の新たな仕組みを整え、新たな事業展開に活かします。	水谷公民館
94 P58	鶴瀬学級 （軽スポーツ型のクラブ活動）	高齢者が気軽に楽しく身体を動かす目的で、軽体操クラブ・社交ダンスクラブ・ウォーキングクラブを実施します。	鶴瀬公民館
95 P58	なんばた学級 （軽スポーツ型のクラブ活動）	運営委員会の主体性を尊重しつつ、高齢者の健康づくりにつながるような全体学級の講座を計画し、またスポーツや芸術などのクラブ活動を通じ健康づくり・仲間づくりに努めます。	南畑公民館
96 P58	水谷学級 （軽スポーツ型のクラブ活動）	高齢期をいきいきと暮らすための学習・仲間づくりの一助として実施します。	水谷公民館
97 P58	熟年学級 （軽スポーツ型のクラブ活動）	高齢者の生きがいづくり、参加者同士の親睦・交流を深める場として全体会（学習会）とクラブ活動を実施している。クラブ活動では、体操やウォーキング、バタンク等、運動やレクリエーション活動を実施します。	水谷東公民館

3 健康管理

1. 妊婦から産婦の健康管理の推進

★は重点的な取組

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
98 P66	【新規】妊娠届受理時の面談・情報提供	妊婦の生活や健康状態等を把握し、安心・安全な出産ができるよう情報提供及び必要な支援を行います。	子ども未来 応援センター
99	【新規】スマイルなびの活用促進	妊娠期から子育て期に至るまで健康や子育てについての情報を発信するため、モバイルサイトの活用を進めます。	子ども未来 応援センター
— P66	パパママ準備教室[再掲]	妊娠・出産・育児に関する知識や情報を伝え、安心して夫婦2人で子育てできるよう、支援します。また、妊娠をきっかけに家族の歯の健康と食事を見直し、その後の生活に活かせるよう、歯科衛生士と管理栄養士が講話を実施します。	子ども未来 応援センター
100 P66	【新規（産婦健診のみ）】妊産婦健康診査の助成	妊婦健診では、母体と胎児の健康を守るため、経済的支援として健診費用の一部を助成します。 産婦健診では産後の心身の不調を早期発見し、必要な支援を早期に開始するため、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の一環として費用の一部を助成します。	子ども未来 応援センター
101	【新規】受動喫煙防止対策	望まない受動喫煙の防止を図るため、ホームページに、禁煙外来実施の医療機関一覧を掲載し、世界禁煙デーや禁煙週間の時期に合わせて広報に禁煙啓発記事を掲載します。さらに、禁煙のための取組を進めます。	健康増進セ ンター

2. 乳幼児の健康管理の推進

★は重点的な取組

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
— P66	子どもの育ちの支援[再掲]	公立保育所において、日常保育の中で児童の健康状態等を把握するとともに、定期的に内科健診や歯科検診などを行うほか、課業や遊びを通じて、児童の成長や発達に応じた身体づくりを行います。また、家庭や関係機関と連携し、児童の成長や発達に応じた支援を行います。	保育課
—	地域子育て支援[再掲]	公立保育所において、地域の乳幼児とその保護者を対象に、子どもの遊びの場・保護者交流の場・子育て相談の場を提供するため、あそぼう会や園庭解放、子育て相談などを行います。また、その情報を「子育て支援ニュース」等に掲載し、周知を行います。	保育課

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
102	児童館事業（子育て支援）	子育てサークルの活動の充実と保護者同士の仲間づくりのため、サークルに児童館職員を派遣し、集団遊びや工作などの指導や助言を行います。	保育課
—	児童館事業（情報提供と連携）[再掲]	各児童館において児童館ニュースを毎月発行し、イベント等に関する情報提供を行います。また、市ホームページのほか、各児童館においてブログを開設し、最新情報を発信します。関係機関と連携し、支援が必要な児童に関する情報提供を行います。	保育課
103	子育て支援センター事業（地域子育て支援）	年齢別広場において、友達づくりがしやすいようグループに分かれての情報交換や、互いに相談しやすい場づくりを行います。また、半年ごとに同年齢の子どもの親子を募り、サークルの立ち上げをサポート、仲間づくりを支援します。	子ども未来 応援センター
—	子育て支援センター事業（情報提供と連携）[再掲]	ふじみKids通信を毎月発行し、子育て支援センターや児童館における遊び場等に関する情報提供を行います。また、市内の子育て支援センターをはじめ関係機関と連携し、情報共有や支援を行います。	子ども未来 応援センター
104	虐待の予防	健診を未受診の児童について、虐待の恐れがある児童には虐待を防止するため、関係機関と連携し、家庭訪問等児童への確認に同行します。	子ども未来 応援センター
105	【新規】子育てモバイルサイト、広報等による周知	定期予防接種の対象者が適切に接種を受けられるよう、子育てモバイルサイト、広報、個別案内などで周知を行います。	子ども未来 応援センター
106 P67	新生児・乳児訪問	赤ちゃんとお産後の保護者の身体や生活についての不安や悩み等の相談を受け、必要な情報提供を行い、支援につなげます。	子ども未来 応援センター
— P67	乳幼児健康診査[再掲]	乳幼児の発育・発達、育児環境、保護者の育児不安を確認し、疾病を早期に発見します。また、発育や栄養状態の確認を行った上で、月齢に応じた食生活指導を行います。	子ども未来 応援センター
107 P67	乳幼児相談	保護者の育児に関する不安を軽減し、乳幼児の心身の発育・発達を支援します。	子ども未来 応援センター
108	障がいの早期発見	障がいの早期発見に努め、適切な療育につなげる支援体制を充実します。	障がい福祉課

3. 児童生徒の健康管理の推進

★は重点的な取組

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
109	★ 学校を通じた個別通知による定期予防接種の勧奨	日本脳炎や二種混合予防接種が適切に接種を受けられるよう、学校を通じて周知を行います。	健康増進センター
110 P67	定期・臨時健康診断	児童生徒等が自分の健康状態を認識するとともに、教職員がこれを把握して適切な学習指導等を行うことにより児童生徒等の健康の保持増進を図ります。	学校教育課
111	就学時健康診断の実施	機械的に実施するのではなく、就学時における健康の不安や悩みを解消し、安心して小学校に入学できるよう、保護者に寄り添った健診を実施します。	学校教育課
112 P67	喫煙・飲酒・薬物乱用防止教室	薬物の怖さ、喫煙・飲酒の危険性について教えるために、市内全校で、薬物乱用防止教室を計画的に実施し、小・中学生の発達段階に応じた指導を実施します。	学校教育課

4. 成人・高齢者の健康管理の推進 (1) 健康づくりの推進

★は重点的な取組

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
113	リーフレット等による普及啓発	富士見市国民健康保険加入者の健康増進のため、日常的な生活指導や医学管理を目的として「かかりつけ医師」をもつよう普及啓発を行います。	保険年金課
114	基本チェックリスト実施	25項目の質問票を用いて、高齢者が運動機能や心身機能の低下の兆候を早期に把握し、介護予防につなげることにより、状態の悪化を防ぎます。また、基本チェックリストから生活機能の低下を認めた方は、日常生活支援総合事業対象者として（介護保険の認定を受けることなく）、高齢者あんしん相談センターのマネジメントにより、訪問型又は通所型サービスの利用ができます。	高齢者福祉課
115	配食サービスの実施	調理が困難な高齢者世帯に栄養バランスの取れた昼食を提供することにより、高齢者の健康の維持を図ります。また、昼食を手渡しすることにより、高齢者の安否確認を行います。	高齢者福祉課
116	広報、ホームページによる周知（定期予防接種に関すること）	定期予防接種の対象者が適切に接種を受けられるよう、広報やポスター、個別案内などで周知を行います。	健康増進センター

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
— P67	広報、ホームページによる周知（健康づくり等に関すること）[再掲]	健康づくりや食に関する情報を広く周知するため、広報やホームページにて情報発信を行います。	健康増進センター
— P67	★健康相談（成人）[再掲]	生活習慣病予防や食に関する健康相談を実施します。	健康増進センター
—	地域健康相談[再掲]	町会などの地域の団体などからの依頼を受け、健康相談、健康講話などを実施します。	健康増進センター
—	【新規】スーパーでの健康相談[再掲]	スーパーでの健康相談を実施し、子育て世代・働き世代に向けて、健康情報の発信・健康増進センター事業のPRをします。	健康増進センター
—	生活習慣病予防講座(食講座)[再掲]	生活習慣病予防を目的とし、継続可能な食生活をテーマに講座・調理実習を開催します。	健康増進センター
—	生活習慣病予防講座(運動講座)[再掲]	運動の楽しさや体を動かす気持ちよさを体感してもらうことをテーマとし、生活習慣病予防を目的とした運動初心者向けの講座を実施します。	健康増進センター
117	特定保健指導(禁煙指導)	特定保健指導時、喫煙者に禁煙外来実施医療機関を紹介します。	健康増進センター
118	適正飲酒の啓発	市ホームページや広報に掲載し、適正飲酒の啓発を行います。また、増進センターに啓発リーフレットを配置します。	健康増進センター
— P68	【新規】★受動喫煙防止対策[再掲]	望まない受動喫煙の防止を図るため、ホームページに、禁煙外来実施の医療機関一覧を掲載し、世界禁煙デーや禁煙週間の時期に合わせて広報に禁煙啓発記事を掲載します。さらに、禁煙のための取組を進めます。	健康増進センター
— P68	集中型介護予防教室[再掲]	体力や身体機能の維持向上を目的に、作業療法士、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等の専門職による教室を行います。	健康増進センター
— P68	【新規】フレイルチェック事業[再掲]	フレイル状態にある高齢者を把握し、早期に介入することで要介護状態になることを防ぎます。また、高齢者がフレイルサポーターとして活躍することで、地域でお互いに助け合いや支え合いができるまちをめざします。	健康増進センター
119	自主グループ育成・交流の支援	介護予防活動を継続するために、介護予防教室修了後の自主グループ化を支援します。	健康増進センター
120	健康相談（高齢者）	高齢期の健康管理を目的に、健康相談を実施します。	健康増進センター
121 P67	★健康教育（高齢者）	継続した健康管理のために、かかりつけ医を持つよう健康教育の場で普及啓発を図ります。	健康増進センター

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
122	【新規】高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な実施事業	健診結果等から、健康課題を抱える後期高齢者を把握し、アウトリーチ支援を行いながら、必要な医療・介護サービスにつなげるとともに、介護予防事業への参加を促し、健康長寿をめざします。	健康増進センター
123	ふれあいサロン運営事業	介護予防施設「ふれあいサロン」を活用して、各種介護予防事業を実施します。	水谷東公民館

4. 成人・高齢者の健康管理の推進 (2) 生活習慣病の予防

★は重点的な取組

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
—	レシピ普及事業 [再掲]	料理レシピサイト「クックパッド」で生活習慣病予防や食育の周知を目的としたレシピの掲載をします。	健康増進センター
—	広報、ホームページによる周知（健康づくり等に関すること） [再掲]	健康づくりや食に関する情報を広く周知するため、広報やホームページにて情報発信を行います。	健康増進センター
— P68	生活習慣病予防講座(食講座) [再掲]	生活習慣病予防を目的とし、継続可能な食生活をテーマに講座・調理実習を開催します。	健康増進センター
— P68	生活習慣病予防講座(運動講座) [再掲]	運動の楽しさや体を動かす気持ちよさを体感してもらうことをテーマとし、生活習慣病予防を目的とした運動初心者向けの講座を実施します。	健康増進センター
— P68	健康づくり料理講習会 [再掲]	栄養バランスのよい食事の普及啓発を目的とし、食生活改善推進員協議会に委託して、市内公民館等で実施します。	健康増進センター

4. 成人・高齢者の健康管理の推進 (3) 各種健診（検診）の実施

★は重点的な取組

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
124 P68	特定健康診査・特定保健指導	富士見市国民健康保険加入者の生活習慣病を予防するため特定健診・特定保健指導を実施します。	保険年金課 健康増進センター
125 P69	【新規】被保護者健康管理支援事業	生活保護受給者の生活習慣病等の予防・改善を目的に、健診についての普及啓発を行います。	福祉政策課 健康増進センター

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
126	がん予防講演会	がん予防に関する知識の普及啓発を目的に、市民向けに講演会を実施します。	健康増進センター
127	集団検診時によるがん予防の周知	集団検診実施時に、がん予防に関する知識の普及啓発を目的に、ミニ講座やパンフレットを配布します。	健康増進センター
128 P69	★がん検診	がんの早期発見のため、がん検診を実施します。	健康増進センター
129	要精密検査者への受診勧奨	健康管理システムを利用した精密検査対象者の把握と、精検受診勧奨を行い、受診を促し、疾病の早期発見につなげます。	健康増進センター
130	生活保護受給者の健康診査	生活保護受給者の生活習慣病等の予防・改善に向けた、健康診査を実施します。	健康増進センター

4 こころの健康

1. こころの健康についての理解促進

★は重点的な取組

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
131 P72	こころの健康相談	こころの健康問題を感じている方が、医療機関を受診する前に相談できることにより、疾病のみたてや対応を知る機会を提供します。	障がい福祉課
132	こころの体温計	PCやスマートフォンで自ら気軽に利用できるメンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」の導入により、市民がうつ病等のメンタル面の状況に早期に気づき早期治療につながる一助とします。また、支援機関の連絡先を掲載し、相談ができる窓口の周知を図ります。	健康増進センター

2. 児童生徒のこころの悩みや不安に対する相談の充実

★は重点的な取組

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
133	道徳・保健の授業の実施	豊かな心をはぐくむために、道徳・保健を年間指導計画に沿って計画的に実施し、考える道徳の授業、実生活に即した授業を推進します。	学校教育課

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
134	「いのちの授業」の実施	市内全校で、助産師による「いのち」をテーマにした講演等の実施をはじめ、「特別な教科 道徳」や「総合的な学習の時間」など、全教育活動を通して「いのち」を大切にする教育に取り組みます。	学校教育課
135	スクールカウンセラーの配置	児童生徒や保護者、教職員に対し、専門的な知識・経験に基づいて、相談に応じ、適切に助言や援助ができる専門家であるスクールカウンセラーを配置し、不登校やいじめ、非行問題行動などの課題解決を図ります。	教育相談室
136 P72	教育相談事業	市内在住の幼児・児童生徒及びその保護者並びに市内小・中・特別支援学校教職員を対象に、教育上の諸問題に関する教育相談活動（教育相談・講演研修・調査研究）を行い、教育の充実と振興を図ります。	教育相談室
137	スクールソーシャルワーカー	家庭や学校訪問、福祉関係機関等への呼びかけ、ケース会議への参加、情報の共有、行動連携を図り、子どものよりよい居場所づくりを行います。	教育相談室

3. 成人・高齢者の相談及び支援の充実

★は重点的な取組

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
—	フリースペース西っ子[再掲]	親子を対象に、乳幼児を持つ親の子育て情報交換や育児のことを身近で気軽に相談できる場として、毎月第4木曜日に開催します。また、地域の民生児童委員が見守り・相談を行うほか、保健師・栄養士・歯科衛生士・保育士が毎月交代で入り、個別相談や時節のワンポイントアドバイス等を行います。	鶴瀬西交流センター
138 P72	【新規】★産前・産後サポート事業	妊娠中から産後期までの母子を対象に、不安や悩みを傾聴し、相談できる機会を作ります。また、母親同士が気軽に集える場を作り、孤立防止を図ります。	子ども未来応援センター
139	【新規】産後ケア事業	切れ目ない支援の一環として健やかな育児ができるよう、産後の身体的回復の支援や精神的支援、授乳に関する指導及びケア等を行います。	子ども未来応援センター
— P72	【新規（産婦健診のみ）】妊産婦健康診査の助成[再掲]	妊婦健診では、母体と胎児の健康を守るため、経済的支援として健診費用の一部を助成します。 産婦健診では産後の心身の不調を早期発見し、必要な支援を早期に開始するため、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の一環として費用の一部を助成します。	子ども未来応援センター

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
140 P73	高齢者あんしん相談センターの活動を通じた情報提供	訪問や講座等で高齢者に接する機会が多い高齢者あんしん相談センターが、介護予防や通いの場、ボランティア活動等の情報を高齢者に提供することで、生きいきとした生活につながるよう支援します。	高齢者福祉課
141	老人福祉センターの維持管理	老人福祉センターを利用することで、高齢者が健康の増進や教養の向上等を図れるよう、センターの維持管理を行います。	高齢者福祉課
142	障がい者基幹相談支援センターの委託運営	障がいのある人やその家族又は障がいのある人の介護を行う人などからの相談に応じ必要な情報提供や福祉サービスを利用するための援助、権利擁護のための援助など、地域で自立した社会生活を営むことができるよう支援します。	障がい福祉課
143 P73	高齢者サロン	住民の参加を得ながら「健康づくり、地域づくり」をめざして介護予防を推進し、3つのサロン型事業（うたごえサロン、おしゃべりサロン、ひだまりほっとたいむ）を開設しています。月一回、保健師による健康相談会も実施しています。	鶴瀬公民館
144 P73	高齢者サロン	ひとり暮らしの高齢者の方を対象に、同じ立場の方たちとの交流を通じて自ら生きがいを見つけ、生き生きと暮らしていけるようなサロン運営を市民とともにを行います。	水谷公民館
145 P73	鶴瀬学級	高齢者が時代に適応できる知識と親睦を図る目的で、年6回の教養講座、13のクラブ活動を実施しています。	鶴瀬公民館
146 P73	高齢者学級	「なんばた学級」では、運営委員会の主体性を尊重しつつ、高齢者の健康づくりにつながるような全体学級の講座を計画し、またスポーツや芸術などのクラブ活動を通じた生きがいづくりを進めています。	南畑公民館
147 P73	水谷学級	高齢期をいきいきと暮らすための学習・仲間づくりの一助として実施します。	水谷公民館
148 P73	熟年学級	高齢者の生きがいづくり、参加者同士の親睦・交流を深める場として全体会（学習会）とクラブ活動を実施します。	水谷東公民館

5 歯と口腔の健康

1. 妊婦・胎児

★は重点的な取組

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
149 P77	母子健康手帳の交付	母子健康手帳交付時に、妊娠中の「口腔衛生」・「栄養管理」についてパンフレットによる普及啓発を実施します。	子ども未来 応援センター
— P77	パパママ準備教室 [再掲]	妊娠・出産・育児に関する知識や情報を伝え、安心して夫婦2人で子育てできるよう、支援します。また、妊娠をきっかけに家族の歯の健康と食事を見直し、その後の生活に活かせるよう、歯科衛生士と管理栄養士が講話を実施します。	子ども未来 応援センター
150 P77	【新規】★妊産婦歯科健診	妊娠中または産後1年未満の市民を対象に、歯科健診の費用を助成します。	健康増進セ ンター

2. 乳幼児

★は重点的な取組

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
151 P85	歯科健診	公立保育所において、入所児童を対象に、歯と口腔内の健康を保つため、歯科健診を実施します。	保育課
152 P85	★歯科保健指導	公立保育所において、入所児童を対象に、歯みがきや間食のとり方など正しい生活習慣を身につけられるよう、保健師・看護師による歯科保健指導を実施します。	保育課
153 P85	食を通じた普及啓発	公立保育所において、よく噛んで食べる事と成長の関わりについて理解できるよう、給食やおたより等で口腔衛生と食についての普及啓発を実施します。	保育課
154 P86	★4か月児健康診査	離乳食を開始期にしっかり始められるよう、管理栄養士による講話を行います。	子ども未来 応援センター
155 P86	★12か月児健康診査	歯の生え始め時からケアがしっかりできるよう、口腔ケアの講話を行います。	子ども未来 応援センター
156 P86	★1歳6か月児健康診査	歯と口腔内の健康のため、発達段階に合わせた健診及び歯科指導を行います。	子ども未来 応援センター
157 P86	★3歳児健康診査	歯と口腔内の健康のため、発達段階に合わせた健診及び歯科指導、フッ化物塗布を行います。	子ども未来 応援センター
158 P86	【新規】母乳相談室	助産師による母乳、セルフケアについての個別相談を実施します。	子ども未来 応援センター

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
159 P86	乳児相談室	授乳・離乳食の不安を軽減し、安心して進められるよう、講話、個別栄養相談を行います。	子ども未来 応援センター
— P86	【新規】ニコニコ◎子どものごはん展示&相談室[再掲]	離乳食や幼児食の基本を正しく周知するため、情報提供や相談を行います。	子ども未来 応援センター
— P86	離乳食教室[再掲]	離乳食の不安を軽減し、楽しい食育をめざして、離乳食初期及び離乳中期のすすめ方や作り方に関する教室を実施します。	子ども未来 応援センター
160	親子よい歯のコンクールへの協力（主催：富士見市歯科医師会）	歯と口の健康習慣につながるよう、口腔状態のよい親子を表彰します。	子ども未来 応援センター
161 P86	就学時健康診断	歯科健診、要治療者に対して治療勧奨を実施します。	学校教育課

3. 児童生徒

★は重点的な取組

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
162 P91	歯科健診	小・中学校と特別支援学校で歯科健診を実施します。	学校教育課
163 P91	★歯科保健指導	小・中学校と特別支援学校で学校歯科医・歯科衛生士・養護教諭・担任教諭・保健委員などによる歯科保健指導を実施します。	学校教育課
164 P91	歯科健診事後指導	小・中学校と特別支援学校で要治療者などへの治療勧告を実施します。	学校教育課
165 P91	給食後の歯みがき	小・中学校と特別支援学校で給食後の歯みがきを実施します。	学校教育課
166 P91	歯科保健活動	小・中学校と特別支援学校の学校保健委員会、児童・生徒保健委員会で歯科保健活動を実施します。	学校教育課
167 P92	フッ化物洗口・歯面塗布	小学校（1校）と特別支援学校でフッ化物洗口・歯面と塗布を実施します。	学校教育課
168 P92	食を通じた普及啓発	小・中学校と特別支援学校で給食へよく噛む献立の取入れや、給食だより等で歯と口腔の健康習慣の普及啓発を実施します。	学校教育課 学校給食センター

4. 成人

★は重点的な取組

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
169 P98	★成人歯科健診	20歳以上の市民を対象に歯科健診の公費による助成を実施します。	健康増進センター
170 P98	歯科健康教育	各種健康教室等で歯科衛生士による口腔衛生についての講話を実施します。	健康増進センター

5. 高齢者

★は重点的な取組

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
171 P103	高齢者あんしん相談センターや介護支援専門員等に対する周知・啓発	高齢者あんしん相談センターや介護支援専門員が利用者に対して、口腔機能の維持改善に向けた視点でケアプランを作成できるよう、かかりつけ歯科医師や定期的な歯科健診・口腔ケアの必要性について理解を深めるための支援を実施します。	高齢者福祉課
— P103	★成人歯科健診[再掲]	20歳以上の市民を対象に歯科健診の公費による助成を実施します。	健康増進センター
172 P103	集中型介護予防教室「はつらつ教室」(オーラルフレイル予防コース)	高齢者を対象に、介護予防教室内で歯科医師による講話、歯科衛生士による歯科健康相談、口腔体操などによる口腔ケア指導を実施します。	健康増進センター
173 P103	集中型介護予防教室「はつらつ教室」(フレイル予防コース)	フレイルの兆候がある虚弱な高齢者を対象に、通所型介護予防事業において歯科医師による歯科健診、歯科衛生士による歯科健康相談、口腔体操などの口腔ケア指導を実施します。	健康増進センター
174	依頼事業	高齢者サロン等による依頼事業において、保健師によるオーラルフレイル予防を実施します。	健康増進センター
175	8020よい歯のコンクールへの協力(主催：富士見市歯科医師会)	8020運動の啓発を行うと共に、歯と口の健康習慣に、口腔衛生のよい高齢者の表彰を実施します。	健康増進センター

資料編

6. 障がい者・要介護者

★は重点的な取組

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
176 P111	歯科健診・保健指導	障がい児通園施設（みずほ学園）に通園している児を対象に歯科健診・保健指導を実施します。	みずほ学園
177 P111	【新規】歯科診療の情報提供	障がいのある人や要介護者が適切な時期に歯科治療や相談が受けられるよう、東入間在宅歯科医療支援窓口の周知など、情報提供に努めます。	高齢者福祉課 障がい者福祉課 健康増進センター
178 P111	食を通じた普及啓発	特別支援学校で児童生徒の口腔状態に応じた献立を提供します。	学校教育課

全市民

★は重点的な取組

No. 掲載頁	事業名	目的・内容	担当課
179	健康まつりへの協力 （主催：健康まつり 実行委員会）	健康まつり内で市民対象に、歯科口腔保健の知識の普及啓発を行います。	健康増進センター
180	歯と口の健康フェアへの協力（主催：富士見市歯科医師会）	歯と口の健康習慣を促すため、市民を対象に歯科医師・歯科衛生士による無料歯科健診、歯科保健指導、フッ化物歯面塗布・洗口を実施します。	子ども未来応援センター 健康増進センター

第4節 市の条例

1. 富士見みんなで取り組む食育推進条例

平成27年3月27日

条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、食育基本法（平成17年法律第63号）に基づく食育の推進に関し基本理念を定め、市の責務並びに市民、教育関係者、子育て関連施設関係者、保健医療関係者、農業者及び食品関連事業者の役割を明らかにするとともに、食育の推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、市と市民が一体となって食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって健康で豊かな活力ある富士見市の実現と市民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 食育 知育、徳育及び体育の基礎となるべきものであり、様々な経験を通じて食に関する知識及び食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいう。
- (2) 食 食生活及び食材の生産、加工、流通、調理等に至る広範な事象をいう。
- (3) 教育関係者 教育に関する職務に従事する者及び教育に関する団体をいう。
- (4) 子育て関連施設関係者 子育てに関する施設に従事する者及び団体をいう。
- (5) 保健医療関係者 保健、医療、社会福祉、労働衛生その他の関連分野に関する業務に従事する者（前号に規定するものを除く。）及びこれらの業務を行う機関をいう。
- (6) 農業者 農業（畜産業を含む。）を営む者及び農業に関する団体をいう。
- (7) 食品関連事業者 食品関連の事業者及び食品関連事業に関する団体をいう。
- (8) 地産地消 地域で生産された物を地域で消費することをいう。
- (9) 食生活改善推進員 食育基本法第4条に規定するボランティアで、市で行う養成講習会を修了したものをいう。

(基本理念)

第3条 食育の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 市民一人一人が、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い知識及び理解を深め、生涯にわたって健全な食生活を実践すること。
- (2) 食に対する感謝の気持ちを育むとともに、豊かな心を培うこと。
- (3) 食育において重要な役割を有している家庭、保育所、学校等では、積極的な

食の環境づくりに努めること。

(4) 食生活において基本となる安心安全な食品及び食の環境が守られるよう推進すること。

(5) 地域の食文化及び特性を生かし、地産地消を推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、国及び埼玉県との連携を図りつつ、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するよう努めるものとする。

2 市は、市民に対し、食育の推進に関する施策の普及啓発に努めるものとする。

3 市は、食育の推進に当たっては、市民、教育関係者、子育て関連施設関係者、保健医療関係者、農業者、食品関連事業者及び食生活改善推進員との連携及び協力に努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、食に関する知識を深め、健全な食生活の実践に自ら努めるとともに、市が実施する食育の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 父母その他の子どもの保護者は、家庭が食育において重要な役割を有することを認識するとともに、食を通じて子どもたちの健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう努めるものとする。

(教育関係者の役割)

第6条 教育関係者は、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 学校は、教育活動全体を通じて食育の推進に努めるものとする。

(子育て関連施設関係者の役割)

第7条 子育て関連施設関係者は、食育の基礎を培うことの重要性を理解し、食に関する指導内容及び指導体制の充実を図るとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(保健医療関係者の役割)

第8条 保健医療関係者は、積極的に食育の推進に努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(農業者の役割)

第9条 農業者は、安心安全な食料の供給の重要性を理解し、食料の生産に努めるものとする。

2 農業者は、農業に関する様々な体験の機会を提供し、自然の恩恵及び農業への理解が深まるよう消費者との交流を図るとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(食品関連事業者の役割)

第10条 食品関連事業者は、積極的に食育の推進に努めるとともに、市が実施する食育の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 食品関連事業者は、安全性の高い食品の提供に努めるとともに、市民への食に関

する幅広い情報提供に努めるものとする。

(施策の基本的な事項)

第11条 市は、食育の推進に関する施策を推進するため、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 家庭における食育に関する知識の普及啓発等に必要な事項
- (2) 家庭、保育所、学校等における効果的な食育の推進に必要な事項
- (3) 地域、職場等における食生活の改善に必要な事項
- (4) 食生活改善推進員の養成に必要な事項
- (5) 安心安全な食料の供給及び生産に必要な事項
- (6) 食文化の継承に必要な事項
- (7) 食育の観点からの歯科口腔保健^{くわ}の推進に必要な事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、食育を推進するために必要な事項

(行動計画の策定)

第12条 市長は、総合的かつ計画的に食育を推進するため、食育に関する行動計画を策定する。

(財政上の措置)

第13条 市は、食育に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2. 富士見市歯と口腔の生涯健康づくり条例

平成26年3月25日

条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、^{くう}歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）に基づく歯科口腔保健の推進に関し基本理念を定め、市、歯科医療業務従事者、保健等業務従事者等及び市民の責務を明らかにするとともに、当該施策の基本的な事項を定めることにより、歯及び口腔の健康づくりを総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 歯科口腔保健 歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持をいう。
- (2) 歯科医療業務従事者 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療に係る業務に従事する者をいう。
- (3) 保健等業務従事者等 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連分野に関する業務に従事する者（前号に規定する歯科医療業務従事者を除く。）及びこれらの業務を行う機関をいう。

(基本理念)

第3条 歯科口腔保健の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 市民が生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- (2) 乳幼児から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じ、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。
- (3) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連分野における施策との連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的かつ計画的に歯科口腔保健を推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、国及び埼玉県との連携を図りつつ、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、歯科口腔保健の推進に当たっては、歯科医療業務従事者及び保健等業務従事者等との連携及び協力を努めるものとする。
- 3 市は、市民に対して歯科口腔保健の推進に関する情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(歯科医療業務従事者の責務)

第5条 歯科医療業務従事者は、歯科口腔保健に資するよう、適切にその業務を行うとともに、市が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(保健等業務従事者等の責務)

第6条 保健等業務従事者等は、市が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第7条 市民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診（以下「歯科検診」という。）及び保健指導を受け、歯科口腔保健に努めるものとする。

(施策の基本的な事項)

第8条 市は、歯科口腔保健に関する施策を総合的に推進するため、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 8020運動（80歳で自分の歯を20本以上保つことを目標とする歯の健康づくりのための運動をいう。）、歯と口の健康週間等を活用した歯科口腔保健に関する正しい知識及び取組の普及啓発に必要な事項
- (2) 定期的な歯科検診の受診及び歯科に関する保健指導の促進に必要な事項
- (3) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における歯科口腔保健の推進に必要な事項
- (4) 妊娠中における歯科疾患の予防、早期発見その他の母体の健康の保持及び胎児の健全な発育を図るために必要な事項
- (5) 障がい者、介護を必要とする高齢者その他の者であって、定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難なものが、定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることができるようにするために必要な事項
- (6) 食育の観点からの歯科口腔保健の推進に必要な事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、歯科口腔保健を推進するために必要な事項
(行動計画の策定)

第9条 市長は、総合的かつ計画的に歯科口腔保健を推進するため、生涯にわたって間断のない歯及び口腔の健康づくりに関する行動計画を策定する。

(財政上の措置)

第10条 市は、歯科口腔保健に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

いきいき健康 & 歯っぴーライフ☆ふじみ

(富士見市健康増進計画・食育推進計画、
富士見市歯科口腔保健推進計画 後期計画)

発行 富士見市
編集 富士見市健康福祉部
健康増進センター
〒354-0021
埼玉県富士見市大字鶴馬3351番地の2
TEL 049-252-3771

発行年 令和3年



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用

